

第3次寒河江市地域福祉計画



令和3年3月
寒河江市



は じ め に

本市においては、高齢者人口の割合が平成29年に30%を超え増加の一途をたどっている一方で、子どもの人口は減少し続けており、少子高齢化が進行しております。また、核家族化や高齢者のみ世帯などの増加により、人と人との関わりが薄れ、家族や地域で助け合い支え合う意識が希薄になってきています。さらに近年は、大規模な自然災害や新たな感染症の発生により、地域の防災力の強化、新しい生活様式への対応が求められております。

これまで本市では、行政による福祉サービスの充実を図りながら地域福祉の向上に努めてまいりました。しかし、地域を取り巻く環境は大きく変化し、福祉課題は多様化・複雑化しております。

今後においては、これまで実施してきた公的福祉サービスを充実させることに加え、住民、事業者、各種団体そして行政が連携しながら、高齢者や障がいを持つ人もすべての人が住みなれた地域で、健やかに安心して暮らしていけるよう、新たな仕組みを構築していくことが大切です。

本計画は、新第6次寒河江市振興計画を上位計画とし、「互いに声かけ支えあう 笑顔あふれるまち 寒河江」を基本理念に、地域の課題を地域の皆様が主体となって解決していくことができる地域共生社会の実現を目指して策定したものです。

今後、地域住民の皆様や事業者の方々等との協働のもと、誰もが自分らしく安心して心豊かに暮らしていける地域福祉社会の構築に向け、市民の皆様とともに努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり、ご審議いただきました地域福祉計画策定・推進委員会委員をはじめ、アンケート調査において貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

寒河江市長 佐藤 洋 樹

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 他計画との関係	4
4. 計画期間	5
5. 計画の対象・範囲	6

第2章 本市の現状と課題

1. 人口と世帯の状況	7
2. 少子高齢化の状況	9
3. 要援護者の状況	13
4. 地域資源	17
5. アンケート結果からの課題整理	23
6. 福祉に関する個別計画の現状	26

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念	27
2. 基本目標	27
3. 施策の体系図	28

第4章 施策の方向

1. 基本目標1：地域に関わる人づくり	29
2. 基本目標2：みんなで支え合う地域づくり	32
3. 基本目標3：安全・安心に暮らせる住みよい環境づくり	35

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制	39
2. 計画の進行管理	40

資料編

1. 計画の策定経過	41
2. 寒河江市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱	42
3. 寒河江市地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿	44
4. アンケート調査の結果	45
5. 民生委員・児童委員の実績	72
6. 高齢者福祉の実績	73
7. 障がい者福祉の実績	74
8. 生活困窮者福祉の実績	84
9. 児童福祉の実績	85
10. 母子・寡婦福祉の実績	86

第1章

計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本市では、「寒河江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「寒河江市障がい者基本計画」「寒河江市次世代育成支援行動計画」（現、寒河江市子ども子育て支援事業計画）「健康さがえ21」などの個別計画を総合的に推進するため、平成22年3月に「寒河江市地域福祉計画」を策定しました。「互いに声かけ支えあう 笑顔あふれるまち寒河江」を基本理念に、住み慣れた地域で、子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、計画の推進に取り組んできました。

しかし、少子高齢化の進展は続いており、核家族や高齢者のみの世帯、高齢者のひとり暮らし世帯の増加により、家族間の支え合いや地域のつながりの希薄化など、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに近年における、地震・豪雨などの大規模災害や新たな感染症の発生により、地域の防災力の強化、新しい生活様式への対応が求められています。

このような状況から、福祉課題も多様化、複雑化しており、行政が提供する福祉サービスだけでは課題の解決は困難であり、地域社会の助け合い、支え合いの役割はますます重要になっています。

また、平成30年4月には、社会福祉法が改正され、地域福祉計画は福祉の各分野における共通事項を定める「上位計画」として位置づけられました。これにより、関連する計画との調和を図り、関連する分野との連携を確保し、包括的な支援を推進することが盛り込まれるなど、地域福祉の重要性が改めて示されました。

以上のことから、市民の安全安心な生活と地域福祉の向上に向け、市民一人ひとりが主体的に取り組むという意識の醸成と地域が主体となる福祉活動の仕組みを構築するため、本計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

国や地方自治体、社会福祉関係者は社会福祉法第4条及び第6条により、地域福祉の推進に努めなければならないと定められており、それを具体化したものが地域福祉計画です。

寒河江市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定しています。平成12年に社会福祉事業法から社会福祉法に法律名を改正して以来、条文についてこれまで大きな変更は行われてきませんでした。国においては地域共生社会の実現を旗印に策定を努力義務化することとし、また、市町村における包括的な支援体制の整備を推進するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年6月に公布されました。

第107条については下記のとおり改正されるとともに、新たに第106条の3「包括的な支援体制の整備」の条文が追加されました。（平成30年4月1日）。

【地域福祉計画関連条文（社会福祉法（平成30年4月改正）から抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 3 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

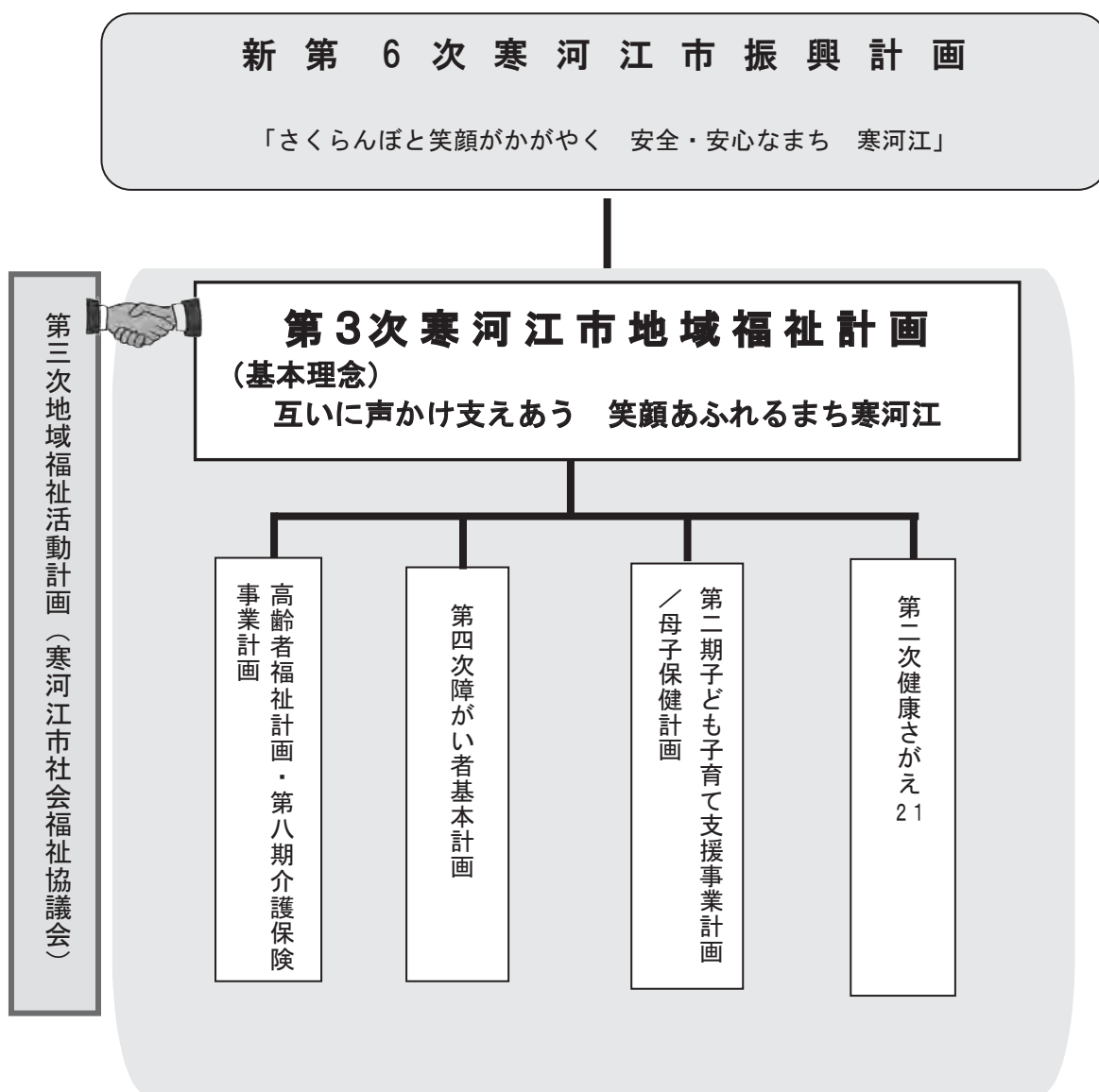
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 5 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3. 他の計画との関係等

寒河江市地域福祉計画は、「新第6次寒河江市振興計画」を上位計画として、本市の保健福祉に関する個別計画を地域の視点で一体的に推進する計画です。

【地域福祉計画と他計画の関連図】



4. 計画期間

寒河江市地域福祉計画は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を計画期間とします。

なお、計画期間内であっても社会情勢や本市の福祉環境等に変化があった場合は、必要に応じて見直しをするものとします。

【地域福祉計画及び関連計画の期間】

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
第 6 次寒河江市振興計画					新第 6 次寒河江市振興計画				
第 2 次寒河江市地域福祉計画					第 3 次寒河江市地域福祉計画				
第 2 次寒河江市地域福祉活動計画					第 3 次寒河江市地域福祉活動計画				
寒河江市高齢者保健福祉計画 第 6 期介護保険事業計画		寒河江市高齢者福祉計画 第 7 期介護保険事業計画			寒河江市高齢者福祉計画 第 8 期介護保険事業計画				
子ども子育て支援事業計画／母子保健計画				第 2 期子ども子育て支援事業計画／母子保健計画					
第 3 次寒河江市障がい者基本計画					第 4 次寒河江市障がい者基本計画				
第 2 次健康さがえ 2 1									

5. 計画の対象・範囲

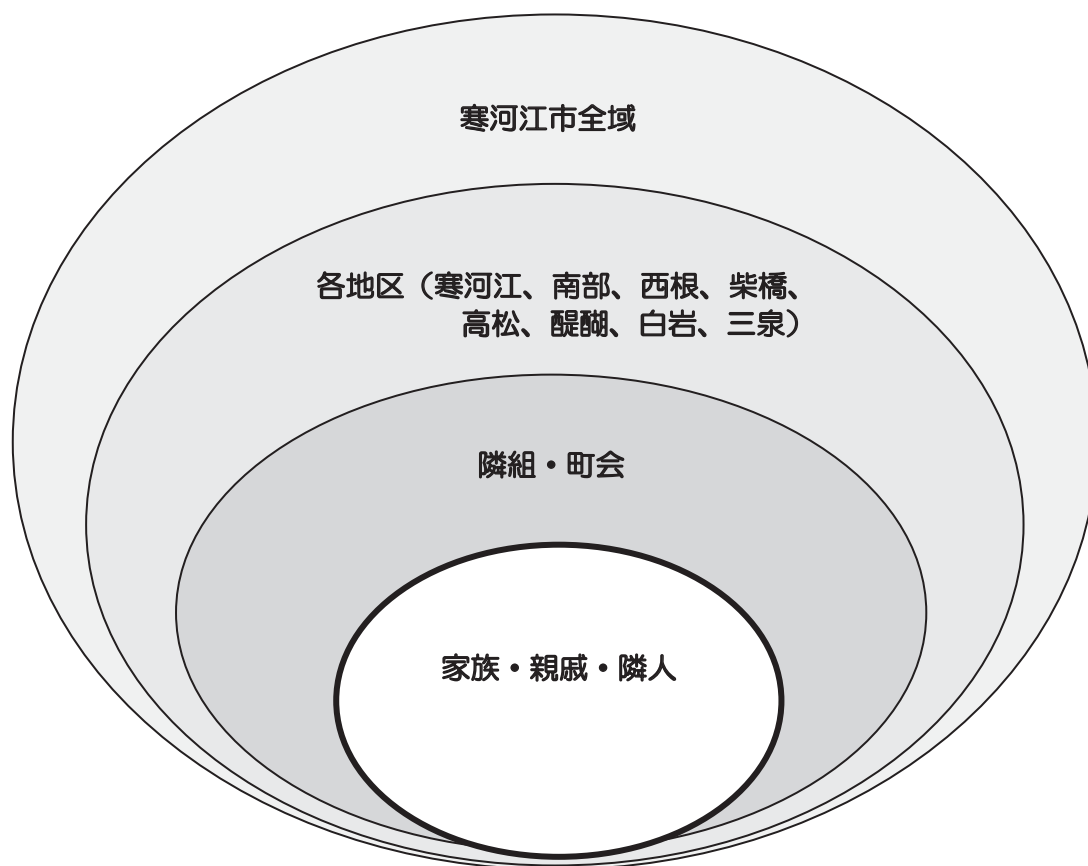
【重層的な地域範囲】

寒河江市地域福祉計画は本市の保健福祉分野を総合的に推進する計画であり、地域住民を始めとして、隣組、町会、老人クラブ、小学校や中学校のPTAなどの地域組織、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人、福祉サービス事業者などの福祉関係団体、企業や学校、保健医療機関、行政機関等を含む、地域の生活に関係するすべての個人、法人が対象となります。

また、本計画の範囲は、家族・親戚・隣人、といった最も身近な関係から、隣組、町会、といった地域、寒河江、南部、西根、柴橋、高松、醍醐、白岩、三泉の各地区を中心とした範囲とします。

地域だけで対応できない課題に対しては、寒河江市全域を一つの地域とみなし、全ての地域に福祉が行き届くようにします。

【地域福祉計画の範囲】

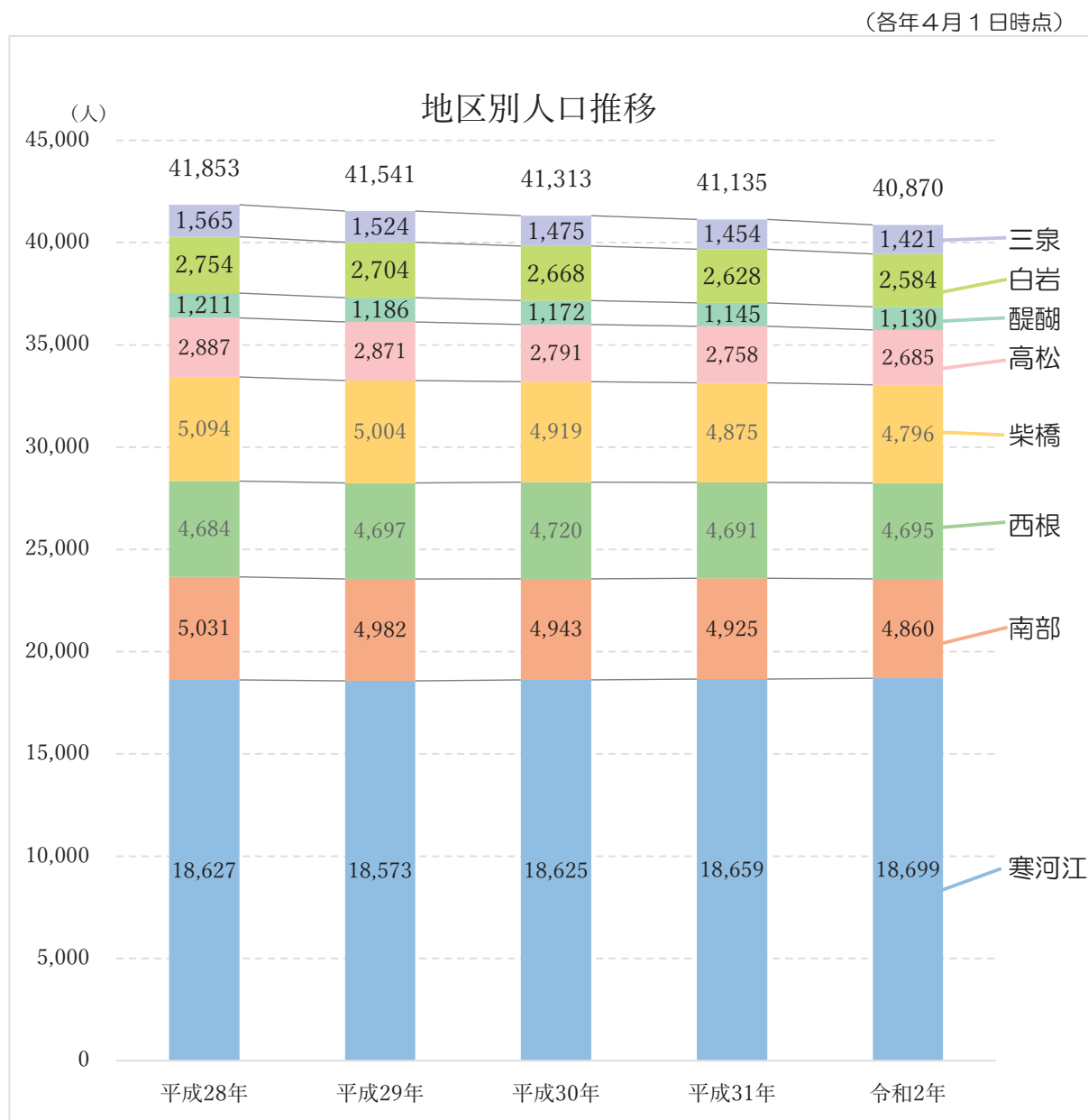


第2章 本市の現状と課題

1. 人口と世帯の状況

(1) 地区別人口の推移

本市の人口は4年前と比較すると約 1,000 人減少しています。令和 2 年の市内 8 地区別人口を見ると、最も人口の多い地区は 18,699 人の寒河江地区であり、市内人口の 45.8%を占めています。また、最も人口の少ない地区は 1,130 人の醍醐地区であり、市内人口の 2.8%を占めています。寒河江市の総人口は年々減少していますが、寒河江地区の人口がほぼ一定であることから、市中心部への人口集中が進んでいることがわかります。

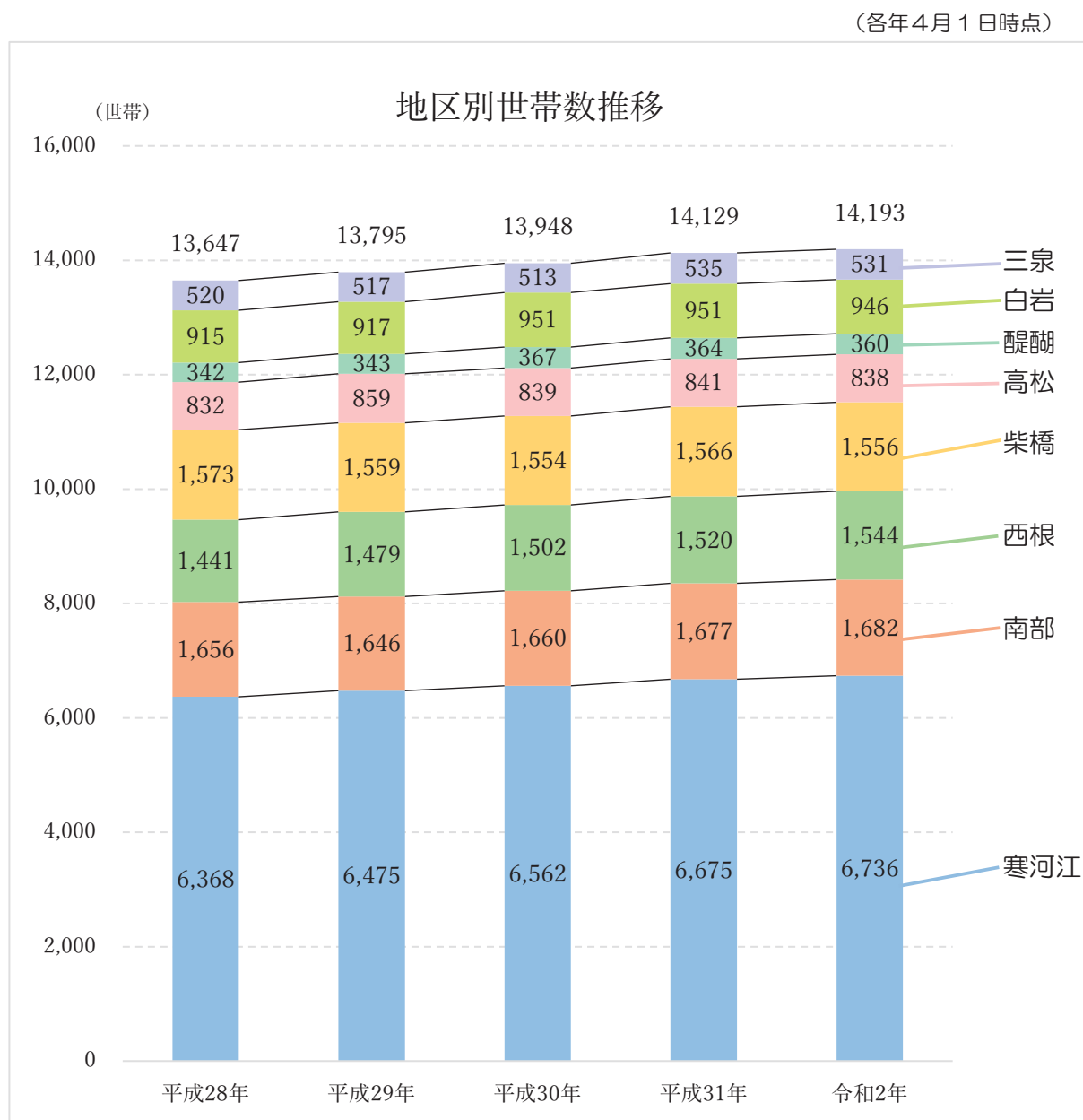


資料：市民生活課「町会別世帯人口調」

※平成 31 年 4 月 1 日現在の数値は「平成 31 年」、令和元年 5 月 1 日を含む期間の数値は「令和元年」及び「令和元年度」と表記しています。

(2) 地区別世帯数の推移

人口減少とは対照的に、世帯数は増加傾向にあります。令和2年の市内8地区別世帯数を見ると、最も世帯数の多い地区は6,736世帯の寒河江地区であり、市内世帯数の47.5%を占めています。また、最も世帯数の少ない地区は360世帯の醍醐地区であり、市内世帯数の2.5%を占めています。総世帯数は増加傾向にあり、特に寒河江地区の世帯数の伸びが大きいことがわかります。



資料：市民生活課「町会別世帯人口調」

2. 少子高齢化の状況

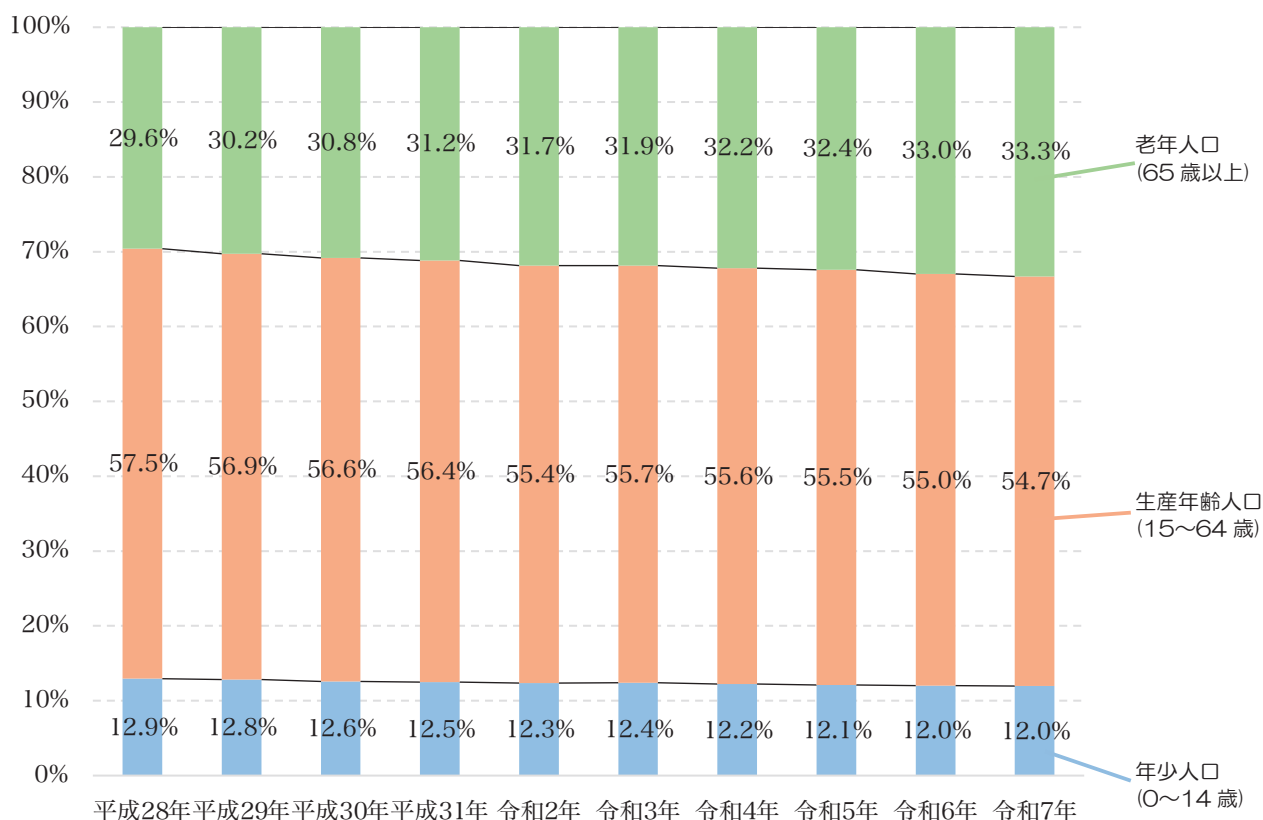
(1) 年齢3区分人口の推移及び推計（コーホート変化率法※）による推計）

年齢3区分人口をみると、年少人口と生産年齢人口が減少傾向となっているのに対し、老年人口が増加傾向となっています。令和3年度以降もこの少子高齢化が続くことが予想されます。

（各年4月1日時点 単位：人）

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年 (推計)	令和4年 (推計)	令和5年 (推計)	令和6年 (推計)	令和7年 (推計)
合計	41,853	41,541	41,313	41,135	40,870	40,637	40,397	40,141	39,890	39,627
年少人口 (0～14歳)	5,417	5,331	5,201	5,132	5,086	5,031	4,935	4,862	4,791	4,741
生産年齢人口 (15～64歳)	24,049	23,644	23,385	23,189	22,893	22,653	22,464	22,269	21,945	21,689
老年人口 (65歳以上)	12,387	12,566	12,727	12,814	12,891	12,953	12,998	13,010	13,154	13,197
老年人口のうち 75歳以上(参考)	(6,803)	(6,861)	(6,894)	(6,905)	(6,877)	(6,755)	(6,762)	(6,943)	(7,115)	(7,306)

寒河江市年齢3区分別人口グラフ（比率）



資料：市民生活課「年齢別人口調」およびコーホート変化率法による推計

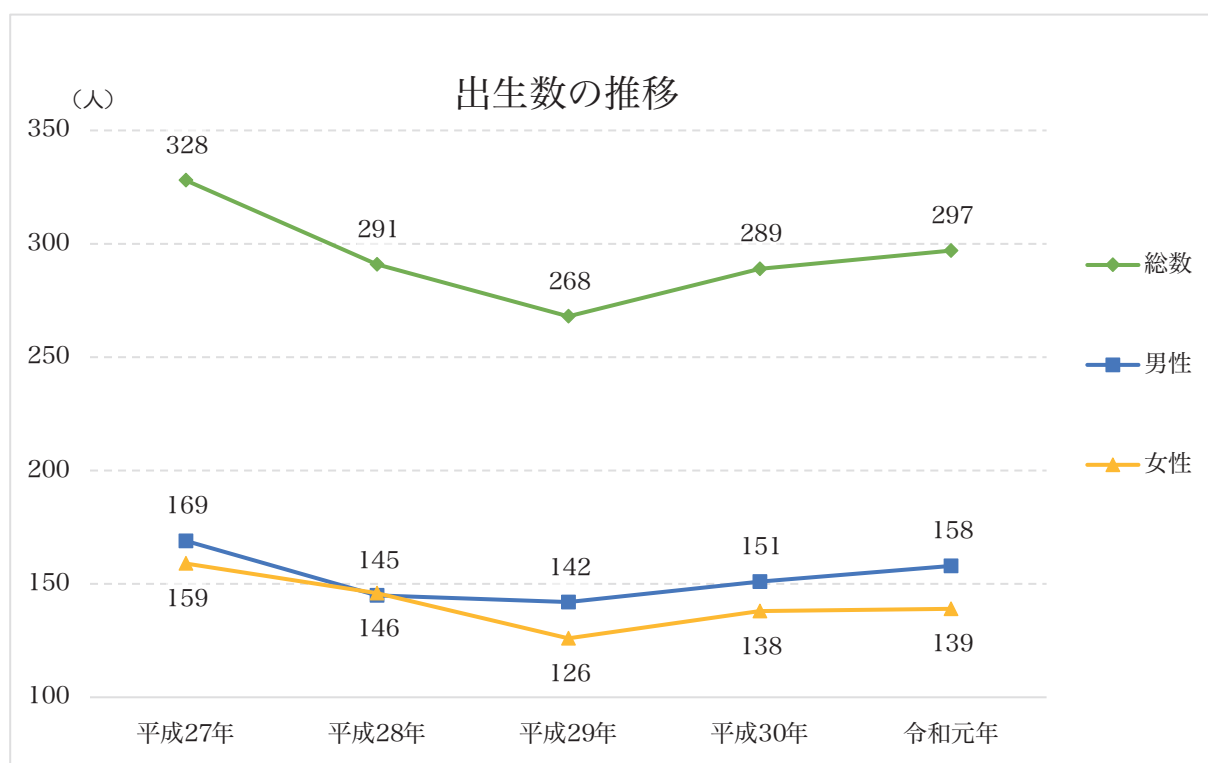
※：人口推計方法の1つで、同じ年(期間)に生まれた人々の集団(「コーホート」という)の過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づいて将来の人口を推計する方法

(2) 出生数の推移

出生数は平成 27 年から平成 29 年まで減少していましたが、平成 29 年を境に増加に転じており、令和元年は平成 28 年を超える出生数となりました。

(各年中)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
総数	328	291	268	289	297
男性	169	145	142	151	158
女性	159	146	126	138	139



資料：寒河江市の統計 2020

(3) 出生率(※1)・合計特殊出生率(※2)の県、国との比較

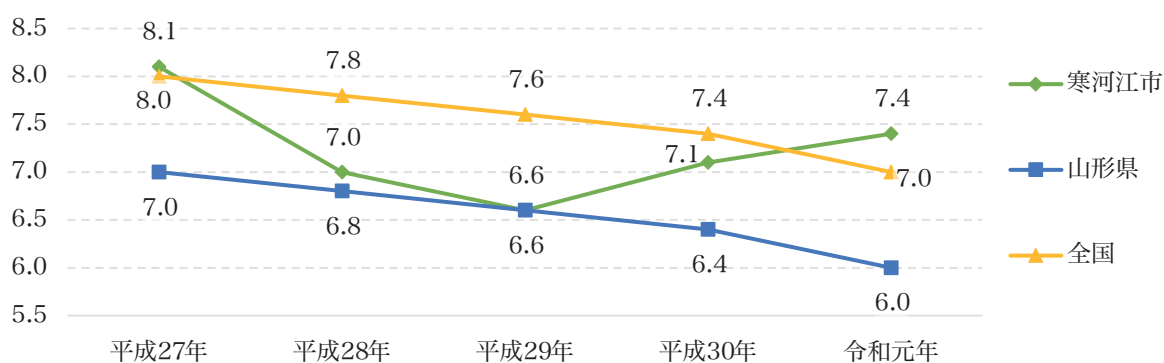
出生率は上下しながら推移しており、平成 27 年を除き全国平均を下回っていますが、県平均を上回っています。

また、合計特殊出生率は出生数が少ない平成 28 年、29 年以外は全国平均、県平均を上回っています。

(各年中)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
寒河江市	8.1	7.0	6.6	7.1	7.4
山形県	7.0	6.8	6.6	6.4	6.0
全国	8.0	7.8	7.6	7.4	7.0

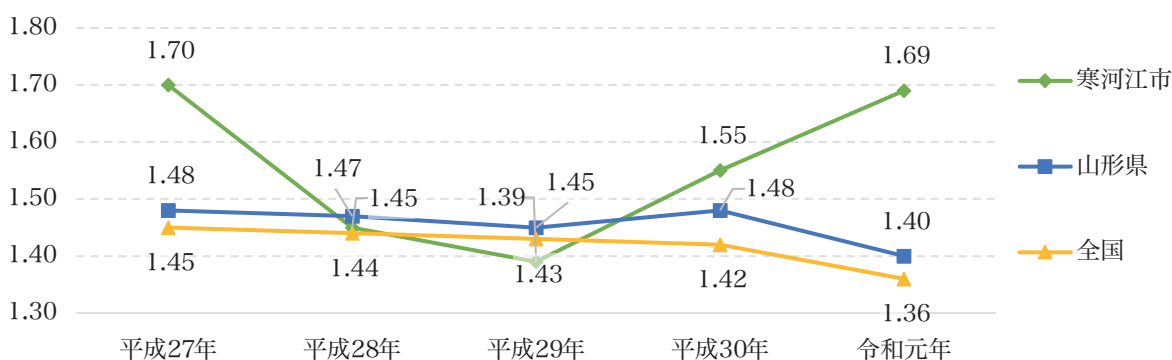
出生率の比較



(各年中)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
寒河江市	1.70	1.45	1.39	1.55	1.69
山形県	1.48	1.47	1.45	1.48	1.40
全国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36

合計特殊出生率の比較



資料：山形県統計年鑑、厚生労働省「人口動態統計」

※1:人口 1,000 人における出生数を指す

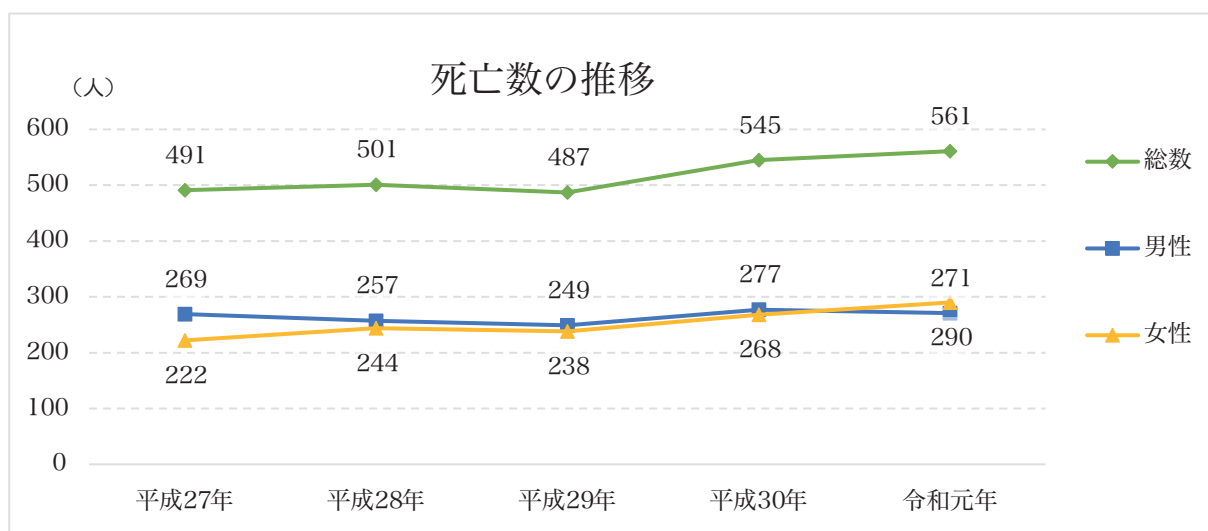
※2:出産可能年齢(15～49 歳)の女性の年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したもの

(4) 死亡数の推移

死亡数は増加傾向にあり、平成27年の死亡数と比べ令和元年は70名増加しております。

(各年中)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総数	491	501	487	545	561
男性	269	257	249	277	271
女性	222	244	238	268	290

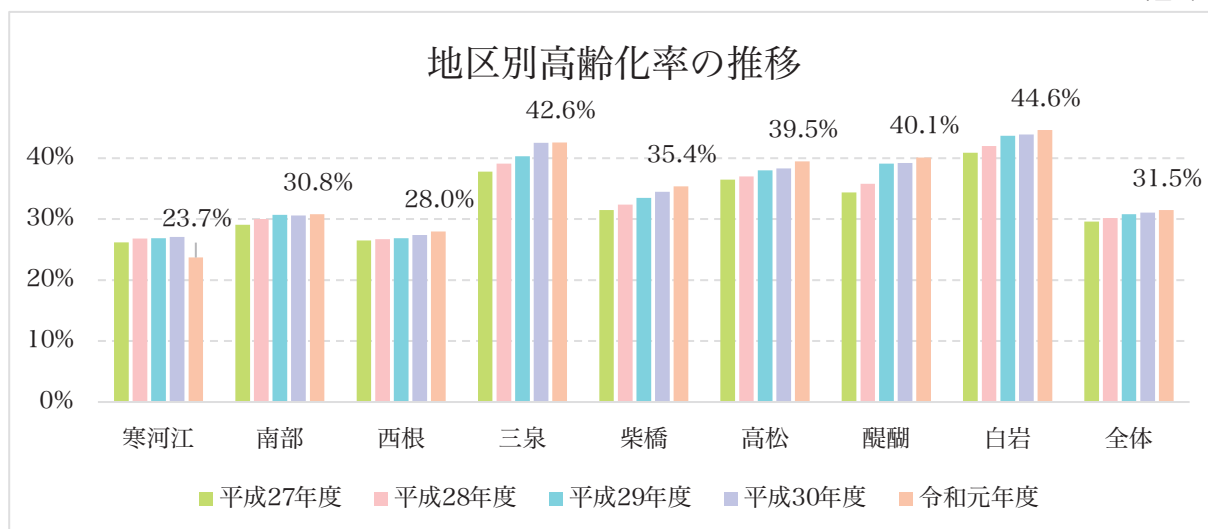


資料：寒河江市の統計2020

(5) 地区別高齢化率(※)の推移

年々高齢化が進んでおり、特に市街地以外の高齢化が顕著に表れています。

(各年中)



資料：高齢者支援課 介護福祉係

※：年齢不詳を除いた人口のうち、65歳以上の人口の割合を指す

3. 要援護者の状況

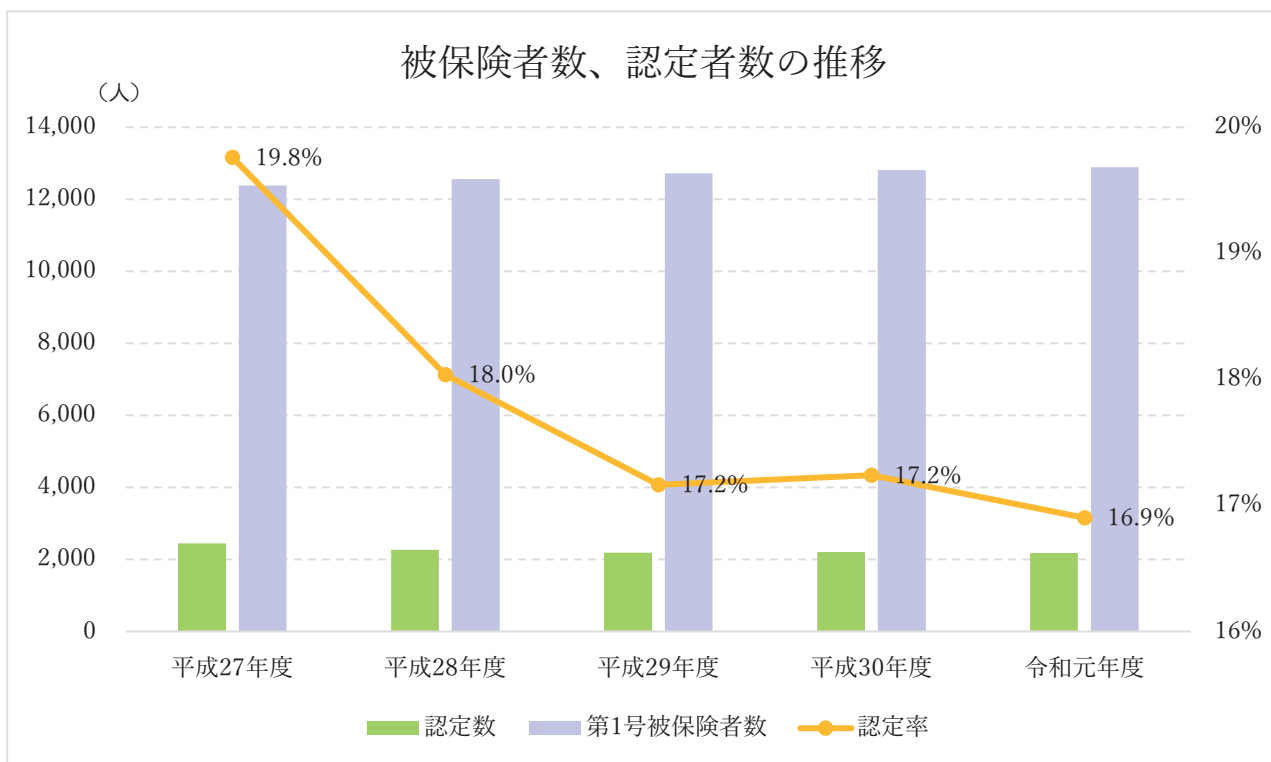
(1) 要介護認定者の推移

要介護認定数は平成 27 年度から 269 名減少し、認定率も 2.9%減少しています。

平成 27 年度からの総合事業※1開始に伴い、一部認定者※2が認定を受けずに、サービスの利用が可能となったため、平成 28 年度にかけて認定率が大きく減少した要因となっています。

(各年度末時点 単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認定数	2,447	2,266	2,184	2,208	2,178
第 1 号被保険者数	12,383	12,563	12,724	12,808	12,886
認定率	19.8%	18.0%	17.2%	17.2%	16.9%



資料：高齢者支援課 介護福祉係

※1:平成 27 年 4 月の介護保険制度改正により、新設された「介護予防・日常生活支援総合事業」の略

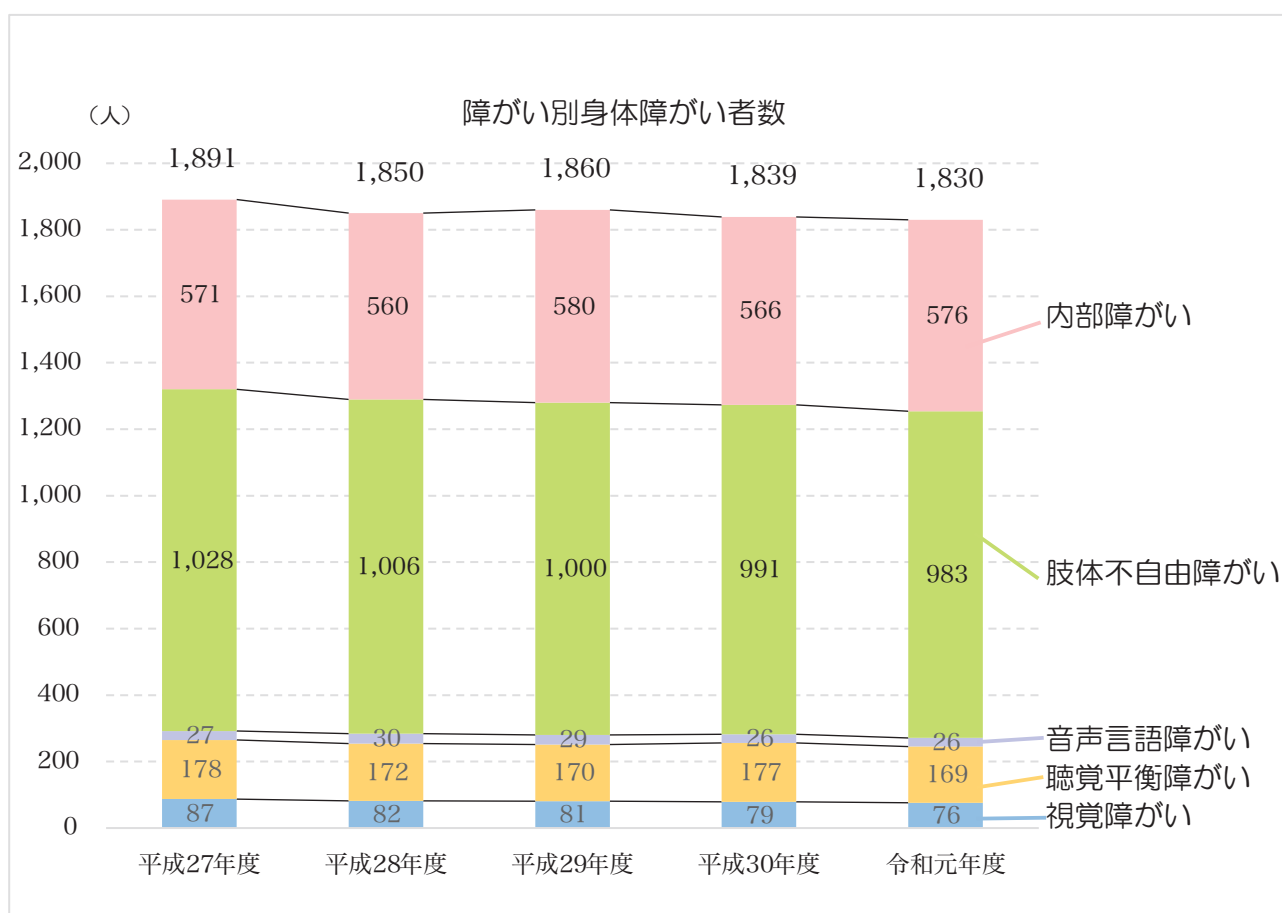
※2:要支援 1, 2 の認定を受けており、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）のみを利用している人

(2) 身体障がい者数の推移

身体障がい者数は、内部障がいに変動はありますが、全体では減少傾向にあります。

(各年度末時点 単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障がい	87	82	81	79	76
聴覚平衡障がい	178	172	170	177	169
音声言語障がい	27	30	29	26	26
肢体不自由障がい	1,028	1,006	1,000	991	983
内部障がい	571	560	580	566	576
合計	1,891	1,850	1,860	1,839	1,830



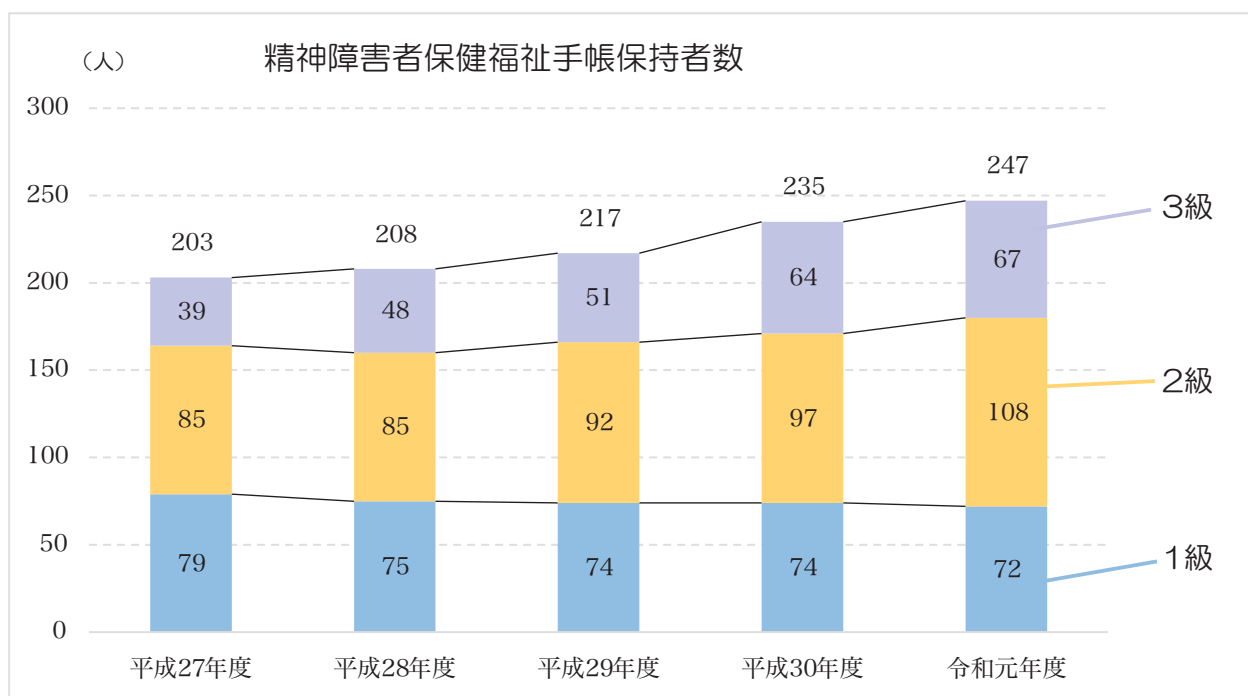
資料：健康福祉課 生活福祉係

(3) 精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳保持者数は、1級は減少しているものの2級、3級が増加しており、全体では増加傾向にあります。

(各年度末時点 単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	79	75	74	74	72
2級	85	85	92	97	108
3級	39	48	51	64	67
合計	203	208	217	235	247



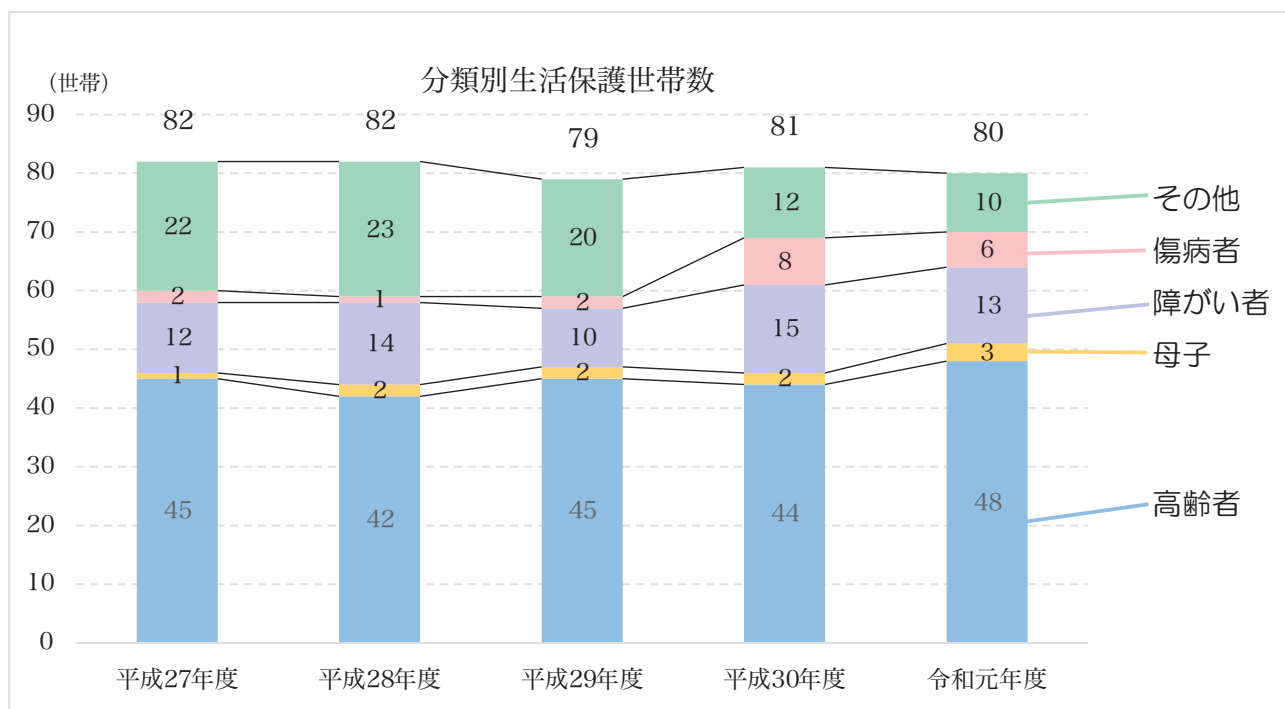
資料：精神保健福祉センター

(4) 分類別生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数はほぼ横ばいで推移していますが、令和元年度は高齢者世帯が4件増加しています。

(各年度末時点 単位：世帯)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
高齢者	45	42	45	44	48
母子	1	2	2	2	3
障がい者	12	14	10	15	13
傷病者	2	1	2	8	6
その他	22	23	20	12	10
合計	82	82	79	81	80



資料：健康福祉課 生活福祉係

4. 地域資源

(1) 市内福祉施設の状況

(令和2年12月31日現在)

区分	施設の種類等	地区	施設名称
子ども	幼稚園	寒河江	寒河江幼稚園
			寒河江大谷幼稚園
	届出保育施設等	寒河江	つくしこども園
	企業主導型保育施設	柴橋	花のたね保育園
	市立保育所	寒河江	なか保育所
		南部	みなみ保育所 (令和3年度から認定こども園に移行予定)
		西根	にしね保育所
		柴橋	しばはし保育所
		高松	たかまつ保育所
		白岩	しらいわ保育所
		三泉	なか保育所 みいずみ分園
	民間立保育所	寒河江	ゆりかご子ども園
			あおぞら保育園
		西根	さがえさくらんぼ子供園
		柴橋	しばはしさくらんぼ子供園
	認定こども園	南部	寒河江第二幼稚園
	小規模保育施設	寒河江	第2さくらんぼ子供園
	事業所内保育施設	寒河江	寒河江やすらぎの里保育園
	放課後児童クラブ (学童クラブ)	寒河江	きらきらクラブ
			第一わんぱくクラブ
			第二わんぱくクラブ
			第三わんぱくクラブ
			第四わんぱくクラブ
		南部	なかよしクラブ
			第2なかよしクラブ
		西根	ねっこクラブ
			ねっこクラブ第2
			ねっこクラブ第3
		柴橋	やまびこクラブ
		高松	せせらぎクラブ
		醍醐	だいごっ子クラブ
		白岩	さくらっこクラブ
		三泉	泉っこクラブ

区分	施設の種類等	地区	施 設 名 称
子 ど も	総合子どもセンター ファミリー・サポート・センター	寒河江	ゆめはーと寒河江
	小 学 校	寒河江	寒河江小学校
			寒河江中部小学校
		南部	南部小学校
		西根	西根小学校
		柴橋	柴橋小学校
		高松	高松小学校
		醍醐	醍醐小学校
		白岩	白岩小学校
			幸生小学校（令和３年３月３１日閉校）
		三泉	三泉小学校
	中 学 校	寒河江	陵東中学校
			陵南中学校
		高松	陵西中学校
	児童発達支援	寒河江	ころころ遊園
			ぼけっとぴーすの森
	放課後等デイサービス	寒河江	ころころ遊園
			POCCCCO さがえ
			Harmony 寒河江
			こどもサポート教室「クラ・ゼミ」寒河江
			ぼけっとぴーすの森
	児童養護施設	三泉	寒河江学園
高 齢 者	シルバー人材センター	寒河江	シルバー人材センター
	老人福祉施設	白岩	老人福祉センター
	地域包括支援センター	寒河江	寒河江市地域包括支援センター
	介護予防・日常生活支援総合事業 （通所型サービス A）	寒河江	デイサービスひかり
		柴橋	長生園指定通所型サービス A 事業所
	介護予防・日常生活支援総合事業 （通所型サービス C）	醍醐	特別養護老人ホーム醍醐
	居宅介護支援事業所（要介護）	寒河江	居宅介護支援事業所つつじ
			寒河江市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所
			寒河江市西村山郡訪問看護ステーション
			ひかり居宅介護支援事業所
			寒河江やすらぎの里指定居宅介護支援事業所

区分	施設の種類の等	地区	施 設 名 称
高 齢 者	居宅介護支援事業所（要介護）	寒河江	長岡観音福祉相談センター
			西村山介護計画室
		西根	居宅介護支援事業所「えがおで」
			みずき介護サービス居宅介護支援事業所
		柴橋	さがえ西村山農業協同組合
			長生園介護支援相談センター
			長生園指定居宅介護支援事業所
		醍醐	なごみ指定居宅介護支援事業所
		白岩	しらいわ指定居宅介護支援事業所
	居宅介護支援事業所（要支援）	寒河江	寒河江市地域包括支援センター
	訪問介護	寒河江	寒河江市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所
			ニチケアセンターさがえ
			ニチケアセンター西さがえ
			訪問介護つつじ
			まごころサービスさくらんぼ 指定訪問介護事業所
		南部	ケアセンターベにばな
		西根	みずき介護サービス
		柴橋	さがえ西村山農業協同組合
		三泉	訪問介護サービスいずみ
	訪問リハビリ	寒河江	やすらぎの里訪問リハビリテーション
	訪問入浴	寒河江	寒河江市社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所
	訪問看護	寒河江	寒河江市西村山訪問看護ステーション
	デイサービス	寒河江	茶ろん 幸多（さちた）
			茶ろん 松桂（しょうけい）
			ソーレホーム寒河江デイサービス
			ツクイ 寒河江
			つつじの家
			デイサービス ひかり
			陵東デイサービスセンター
		西根	デイサービス み～んなえがお
			デイサービス あなたとえがお
		柴橋	さがえ西村山農業協同組合
			長生園指定通所介護事業所

区分	施設の種類等	地区	施 設 名 称
高齢者	デイサービス	醍醐	介護事業所 デイサービス花
			デイサービス なごみ
		白岩	デイサービス 笑和感
			デイサービスセンター しらいわ
		三泉	デイサービスセンター いずみ
	認知症対応型デイサービス	寒河江	フラワーさがえ（グループホーム）
	デイケア	寒河江	介護老人保健施設寒河江やすらぎの里
	ショートステイ（福祉）	寒河江	さがえ西村山農業協同組合
		柴橋	長生園指定短期入所生活介護
		醍醐	ショートステイ 醍醐
		白岩	ショートステイさがえ
	ショートステイ（医療）	寒河江	介護老人保健施設寒河江やすらぎの里
	福祉用具	寒河江	さふらん寒河江店
			有限会社アシスト
		柴橋	さがえ西村山農業協同組合
	小規模多機能型居宅介護施設	寒河江	ケアセンターとこしえ陵南
		南部	ケアセンターとこしえ島
		三泉	ケアセンターとこしえ三泉
	特別養護老人ホーム	柴橋	長生園
		醍醐	醍醐
		白岩	さがえ
			しらいわ
		三泉	いずみ
	介護老人保健施設	寒河江	寒河江やすらぎの里
	グループホーム	寒河江	つばさ栄町
			フラワーさがえ
		柴橋	スマイルしばはし
	介護付有料老人ホーム	寒河江	ソーレ寒河江
	住宅型有料老人ホーム	寒河江	幸多庵
			松桂庵
			陵東ホーム
		南部	宅老所南さがえ
		白岩	せせらぎ草
	サービス付き高齢者向け住宅	寒河江	ソーレホーム寒河江
			つつじの家

区分	施設の種類等	地区	施 設 名 称
障がい者	デイケア・社会復帰教室	南部	医療法人ゆうし会南さがえ病院 デイケアひなたぼっこ
	就労継続支援（A 型）	寒河江	就労継続支援 A 型事業所むすび
			就労継続支援 A 型カイセイ
			エフピコ愛パック株式会社山形工場
	就労継続支援（B 型）	寒河江	就労継続支援 B 型事業所むすび
			社会福祉法人さくらんぼ共生会 さくらんぼ共生園
			らっふる
		南部	NPO 法人西村山共同作業所たんぽぽ会
		西根	社会福祉法人さくらんぼ共生会 あるあーる
		柴橋	寒河江共労育成園
	就労移行支援	寒河江	就労移行支援事業所むすび
		西根	社会福祉法人さくらんぼ共生会 あるあーる
	生活介護	寒河江	社会福祉法人さくらんぼ共生会 さくらんぼ共生園
			らっふる
			ぽけっとぴーすの森 ぴあはうす
	共同生活援助事業所 （グループホーム）	南部	医療法人ゆうし会福祉ホーム寒河江の庄 （地域移行型グループホーム）
			社会福祉法人さくらんぼ共生会 ホーム ORADANA
			社会福祉法人さくらんぼ共生会 ホーム ZARIGANI （令和 3 年度に開設予定）
	短期入所	南部	社会福祉法人さくらんぼ共生会 ホーム ORADANA 短期入所事業所
	居宅介護	寒河江	寒河江市社会福祉協議会指定居宅介護事業
			まごころサービスさくらんぼ 指定居宅介護事業
			二チイケアセンターさがえ
			二チイケアセンター西さがえ
		西根	みずき介護サービス
		柴橋	さがえ西村山農業協同組合

区分	施設の種類等	地区	施 設 名 称
障がい者	重度訪問介護	寒河江	寒河江市社会福祉協議会指定居宅介護事業
			ニチケアセンターさがえ
		西根	みずき介護サービス
	同行援護	寒河江	ニチケアセンターさがえ
		西根	みずき介護サービス
	行動援護	西根	みずき介護サービス
	指定相談支援事業所	寒河江	基幹相談支援センター「かぼちゃ」
			らっふる
			相談支援事業所むすび
		柴橋	山形県西村山地域相談センターさがえ

5. アンケート結果からの課題整理

※詳細はアンケート調査の結果（P45～71）を参照

（１）地域との関わりについて（P49～51）

- ・近所づきあいの状況は、「困ったことを相談したり助け合ったりしている人がいる」が18.6%、「用事があれば行き来し、顔を合わせればあいさつをする」が64.5%となっています。一方、「近所づきあいはほとんどない」は13.0%で若い世代に多く見られます。
 - ・住民どうしの自主的な支え合いについては、「必要だと思う」が75%、「必要だと思わない」が5%となっています。
 - ・地域での人と人との関わりについてどう考えるかは、「隣近所の人とはつきあいを大切にしたい」が71.7%、「地域を良くする活動をみんなで協力し合って行いたい」が47.4%となっています。
 - ・本人や家族、また身近なところで、高齢や病気・障がいもしくは子育て等で日常生活の手助けが必要になった場合、地域の人をお願いしたい支援、または自身が協力できる支援はいずれも、「安否確認等の定期的な声掛け・見守り」「災害時の手助け」が約60%となっています。また、「日常的な話し相手・困った時の相談相手」が35%以上となっています。
- 近所づきあいが少ない若者世代にも、地域と関わりたい・地域との関わりは大切だと考えている人が多いことが分かります。
 - 60%以上の人が困ったときに手助けしてほしい、困っている人には協力したいと考えています。支援を求めていることに住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等の地域住民のつながりを構築する必要があります。
 - 地域での関わり合いのきっかけづくりとして、災害時の支援体制整備から入ることも想定されます。

（２）ボランティア活動について（P56～58）

- ・全体の半数が「ボランティア活動に参加している」または「参加したことがある」で、半数が「参加したことがない」となっています。
- ・参加したことがない理由は「時間的余裕がない」が最も多く51.3%、次いで「どのような行事や地域活動があるかわからない」が31.4%、「知り合いがいらないため参加しにくい」が20.9%となっています。
- ・今後「参加したい」「機会があれば参加したい」と思う人が68%となっています。
- ・地域における支え合い・助け合いを活発化するために重要な事は、「困っている人や、助け合いの場や組織の情報を得やすくする」が35.9%、「地域における福祉活動の意識と重要性をもっとPRする」が30.9%となっています。

- ボランティア活動に関する情報提供と参加のきっかけづくりが必要です。
- 地域活動を進めていくためには、活動を担う人材や、活動の中心となるリーダーを育てるとともに、市民がボランティア活動や地域活動について学んだり、体験したりする機会が必要です。
- 地域活動の活発化のためには、様々な手段を用いて福祉に関する情報を積極的に発信することが必要です。

(3) 福祉について (P59~62)

- ・ 社会福祉協議会の認知度は、「名前も活動も知っている」が 22.0%、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよくわからない」が 59.0%、「名前も活動内容も知らない」が 17.0%となっています。
- ・ 民生委員児童委員の認知度は、「地域の民生委員児童委員も、活動内容も知っている」が 22.0%、「民生委員児童委員の活動内容を知らない」が 67.0%となっています。・ 市の福祉サービスの認知度について、「十分な知識がある」「ある程度の知識がある」が 43.0%に対して「ほとんど知らない」が 55.0%と半数以上となっています。
- ・ 福祉サービスが必要となった時の相談先については、「家族や親族」が 67.7%と最も多く、次いで「公的機関」が 54.7%です。「相談するところがない」が 3.7%となっています。
- ・ 福祉サービスの利用者が最適なサービスを選び安心して利用するために必要なことは、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が 71.3%、「福祉サービスの選択についての相談対応を充実する」が 54.1%となっています。

- 福祉活動についての認知度が全般的に低く、市民への情報提供の強化を図る必要があります。
- 福祉サービスが必要となった時の相談先について、3.7%が相談するところがないと不安を抱えています。また、最適な福祉サービスを選び、安心して利用するために、情報提供の充実と相談対応の充実が求められており、包括的、総合的な相談体制の確立と周知が必要です。

(4) 福祉のあり方について (P52・53・65)

- ・ 福祉への関心については、「とても関心がある」が 15.0%、「ある程度関心がある」が 63.0%で約 8 割を占めています。
- ・ 関心がある福祉分野については、「高齢者に関する福祉」が 68.8%、次いで「障がいがある人に関する福祉」が 30.9%、「子どもに関する福祉」が 29.2%と続いています。
- ・ 福祉のあり方については、「行政と住民が連携しながら協力すべき」が 63.9%と最も多くなっています。

- ・福祉について理解を深めるために必要な事については、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が54.8%、「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること」が52.5%、「高齢者や障がいのある人などの話を聞いたり、交流したりすること」が32.8%となっています。
- ・地域福祉の推進のために必要な事は、「相談窓口の充実」が55.7%と半数以上あり、「福祉施設の充実」が45.6%、「市民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が43.2%と続いています。

- 多くの人が福祉に関心を寄せていますが、理解度は低い状況です。行政から多くの情報を発信するとともに、制度を学ぶ機会や福祉サービスを必要としている人との交流の機会を提供していく必要があります。
- 福祉サービスに関する相談や利用について、「利用者主体」という考えに立ち、より利用しやすい仕組みを引き続き充実していく必要があります。

(5) 防災に対する備えについて (P68・69)

- ・災害などの非常事態が発生した場合適切に避難できるかは、「できると思う」が33%、「できないと思う」が14%、「わからない」が48%と不安を抱えている人が半数以上となっています。
- ・災害発生時に不安に思うことは、「特にない」が34.5%、「災害時の緊急の連絡方法や連絡先が分からない」が30.2%となっています。
- ・災害発生前の備えとして重要だと思う事は、「危険個所の把握」が58.7%と最も多く、次が「隣近所とのあいさつ、声かけや付き合い」が50.6%。「要支援者の把握」や「要支援者に対する情報伝達体制づくり」が30%超となっています。
- 防災対策や非常事態が発生した場合の行動の認知について十分でないため、積極的な情報発信等により防災意識を高めていく対策が必要です。また、地域における防災・避難計画づくりが必要です。
- 災害時の要支援者への支援体制について、地域における連携体制の構築が重要であり、行政はきっかけづくりの火付け役となる必要があります。

6. 福祉に関する個別計画の現状と課題

(1) 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

少子高齢化の進展により、総人口が減少している一方、国立社会保障・人口問題研究所による日本の地域別将来推計人口では、65歳以上の高齢化率が令和7年には35%を超え、令和22年には40%に迫る勢いで増加すると予想されています。

このような中、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用するため、医療、介護予防、住まい及び自立に向けた生活への支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて、深化・推進していくことが重要となっています。

(2) 第3次障がい者基本計画

本計画は「障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、生き生きと安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を基本理念とし、①地域生活の支援、②自立と社会参加の促進、③地域で支えあうバリアフリー社会の実現、の3つの基本目標をあげています。

それぞれの目標指標に対して、さらに満足度を高められるようライフステージとニーズに合わせた生活支援を行っていくこと、就労を通じて経済的・社会的に自立した生活を送れるよう継続した支援を行っていくこと、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進していくことが課題となっています。

(3) 第2期子ども子育て支援事業計画/母子保健計画

平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の施行に併せて、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「寒河江市子ども・子育て支援事業計画/寒河江市母子保健計画」を策定し、令和2年3月には、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期寒河江市子ども・子育て支援事業計画/寒河江市母子保健計画」を策定しました。

第1期計画においては、基本目標の一つとして「子育てを地域全体で支えるまちづくり」を掲げて、相談体制の充実や多様な状況の子どもや家庭への支援の充実、遊び場及び交流の場の整備や子どもの安全確保等に努めました。

このことについては、引き続き充実させていく必要があると考えています。

(4) 第2次健康さがえ21

平成26年度からの10年間を計画期間とする「第2次健康さがえ21」では基本目標を「健康寿命の延伸」とし、3つの基本方針を立て健康づくりの施策に取り組んでいます。

令和元年度に、計画前期5年間の中間評価を行った結果、若い世代からの健康づくりや健康診査受診率向上等が重要であるとの課題が見えてきました。

また、健康診査受診率向上のための体制整備、糖尿病重症化予防推進等の対策も必要であると考えています。

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

私たちが住み慣れた地域において、安全安心を実感し暮らし続けていくには、住民同士の「お互いさま」の関係性をつくっていくことが大切です。

そのためには、地域住民が主体的に地域課題を把握し、解決に向けて積極的に参加しようという意識の醸成・取り組みが必要であり、生活に関する課題を包括的に受け止め、福祉サービスの適切な利用に結び付けられる体制の整備が重要です。

また、近年頻繁に発生している地震・豪雨などの大規模な自然災害や新たな感染症に対応するため、地域の防災体制の強化は早急に取り組む必要があります。

「新第6次寒河江市振興計画」の将来都市像である「さくらんぼと笑顔が輝く 安心・安全なまち 寒河江」を踏まえ、子どもからお年寄りまで、一人ひとりが地域で明るく元気に、いつまでも安心して健康に生活することができるよう「互いに声かけ支えあう 笑顔あふれるまち寒河江」を基本理念として、包括的な支援を推進し、地域共生社会の実現を目指します。

基本理念

互いに声かけ支えあう

笑顔あふれるまち 寒河江

2. 基本目標

寒河江市地域福祉計画は、基本理念である「互いに声かけ支えあう 笑顔あふれるまち寒河江」を実現するため、3つの基本目標を設定し、具体的な施策に取り組んでいきます。

基本目標1：地域に関わる人づくり

基本目標2：みんなで支え合う地域づくり

基本目標3：安全・安心に暮らせる住みよい環境づくり

3. 施策の体系図

【基本理念】

互いに声かけ支えあう

笑顔あふれるまち寒河江

【基本目標】

目標1
地域に関わる人づくり

目標2
みんなで支え合う
地域づくり

目標3
安全・安心に暮らせる
住みよい環境づくり

【基本施策】

1-1
福祉意識の醸成

1-2
協働の地域づくり

1-3
地域福祉の担い手の育成

2-1
地域のネットワークづくり

2-2
災害に強い地域づくり

3-1
快適な生活環境の推進

3-2
権利擁護の推進

3-3
健康長寿の推進

第4章 施策の方向

基本目標 1. 地域に関わる人づくり

一人ひとりが、自分や家族の住む地域の福祉について関心を高め、他人を思いやりお互いに助け合おうとする地域福祉意識の醸成を図る必要があります。

そのために、具体的活動ができるよう支援してまいります。

基本施策 1－1 福祉意識の醸成

施策の方向

市民の福祉への理解と関心を高めるため、地域で実践されている福祉活動の事例や福祉制度に関する情報発信を積極的に行います。

主な取り組み

- ・福祉サービス情報ガイドブックの作成
高齢者福祉、障がい者福祉及び子育て支援など、本市の福祉サービスの概要及び本市の福祉に関わる関係団体等を掲載したガイドブックを作成し、広く市民に配布し、周知に努めます。
- ・SNS等を活用した情報提供の充実
市報、ホームページの他、SNSやアプリ等を活用した情報提供の充実を図り、若者世代にも福祉に対する理解と関心を高めていきます。
- ・福祉活動事例等の定期的な情報発信
市社会福祉協議会・民生委員児童委員及び各種福祉施設やボランティア団体等の認知度向上を図るため、さまざまな広報媒体を活用して定期的に情報を発信します。

基本施策 1—2 協働の地域づくり

施策の方向

本市では各種の福祉関係団体が活動していますが、地域には豊富な知識と経験を積んだ人々のさまざまな活動も多くあります。ただ、個々の活動では限界があることから、各関係団体との協働による地域づくりが必要です。

そのため、地域での福祉関係者が連携・協調していく取り組みを推進します。

主な取り組み

- 協働による地域づくり活動の支援

住民一人ひとりの社会参加活動を促進し、多くの住民が主体的に参加するような意識の醸成を図ります。

- 福祉関係団体等の支援

市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会、老人クラブ及び町会やサロン、ボランティア等は、地域福祉における支え合いの担い手であることから、互いに協調し地域の特性を生かした活動ができるよう支援します。

基本施策 1—3 地域福祉の担い手の育成

施策の方向

地域における助け合い・支え合いの活動を活発にするためには、福祉活動に関わるリーダーや人材を育成する必要があります。

そのため、地域や福祉活動に取り組んでいる人の資質向上と、人材育成の強化を図っていきます。

主な取り組み

- 社会福祉協議会への支援

社会福祉協議会への支援を通じ、地域で福祉活動に関わるリーダーの育成と人材の確保や育成を推進します。また、地区社会福祉協議会の活動における、市や福祉関係者との調整及び連携の支援を強化します。

- ボランティアセンター活動の強化

ボランティアセンターの活動を強化し、市民が手軽にボランティアに関する情報を入手できるようにします。

また、講習会や研修会、体験プログラムなどを支援し、活動の担い手を増やします。

- 民生委員児童委員に対する研修の実施

民生委員児童委員は「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」こととされており、地域福祉活動の担い手として活動を実践していますが、民生委員児童委員の活動を活発にするため知識及び対応力の向上を図っていきます。

- 子どもに対する福祉教育の推進

学校や地域における福祉活動を奨励し、子どもの頃から地域福祉への関心を高めます。

基本目標2. みんなで支え合う地域づくり

子どもからお年寄りまで、障がいや介護の有無にかかわらず、住み慣れた地域で明るく元気に、その人らしい暮らしができる社会を構築する必要があります。その基本となる地域のネットワーク体制の強化に取り組みます。

基本施策2—1 地域のネットワークづくり

施策の方向

支え合う地域づくりは、自分の住む地域を自らより良くしていこうという意識を住民みんなが持ち、率先して地域活動に参加することが必要です。

そのため、地域活動に参加しやすい環境をつくり、地域住民の自主的な活動を支援し、活力ある地域づくりを推進していきます。

また、近年の新型コロナウイルス等の感染症の影響により経済的な支援の必要な人が増加傾向にあるため、全ての人が地域で安心して暮らせるよう支援を行います。

主な取り組み

- 身近な相談体制の整備

「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を受け止める体制を整備します。

- ボランティア活動の推進

地域福祉活動を推進するため、ボランティア活動に関する情報を発信していきます。

- 地域活動のネットワーク化の推進

町内会活動や公民館活動を通じ地域のネットワーク化を推進し、相互の情報提供に努めます。

- 住民の主体的・自主的な地域活動の推進

福祉、教育、経済等、あらゆる分野の人たちが知恵を出し、住民主体の地域活動を支援します。

- 地域見守りネットワークの充実

社会福祉協議会を中心に、新しい生活様式のもと、地域、事業者、行政が情報の共有を図り、子ども、障がい者、高齢者等を一体的に見守る体制を構築します。

- NPO や住民組織等による多様な生活支援サービスの充実

生活支援コーディネーターの活動、ボランティア組織や住民組織による生活支援サービスを充実します。

- 生活困窮者への自立支援

経済的な自立支援を促進するため、生活困窮者の早期発見に努め、相談支援の体制を充実します。

基本施策2ー2 災害に強い地域づくり

施策の方向

これまで、社会福祉協議会を支援しながら災害ボランティアセンターの強化を図り、災害ボランティアセンター運営協力員の育成を行ってきましたが、令和2年7月の豪雨災害では、防災対策や災害発生時の対策について新たな課題が浮き彫りになりました。

災害時に地域が自主的に行動できるようにするため、地域ごとの防災・避難計画を作成し、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、地域が主体的に避難支援に取り組める体制づくりを推進します。

また、福祉避難所の更なる充実や、災害ボランティアセンターの体制強化を進めます。

主な取り組み

- 地域ごとの防災、避難計画作成の支援

全ての住民の安全安心に備えるため、防災対策、災害発生時の連絡体制、避難についての計画作成を支援します。

- 個別避難支援プランの作成

災害発生時における要支援者の避難について、誰がどのように支援するのか、具体的な支援方法を示した個別避難支援プランへの完全登録を目指します。

- 福祉避難所の充実

通常の避難所では対応できない要配慮者の受け入れ体制の整備を図り、高齢者や障がい者が安心して暮らせる災害に強い地域づくりを推進します。

- 災害ボランティアセンターの体制強化

災害ボランティアセンターへの支援を強化し、災害ボランティアセンター運営協力員の増加を図ります。

5年後の目標

	令和2年度		令和7年度
個別避難支援プラン登録率	91.3%	→	100%
災害ボランティアセンター運営協力員	29人	→	80人

基本目標3. 安全・安心に暮らせる住みよい環境づくり

住み慣れた地域や居場所において、健康増進や介護予防の取り組みなどを通じ、安心して快適に生活を営むことができる環境づくりを推進します。

また、包括的な支援体制づくりや、判断能力の低下した方の権利擁護を推進し、全ての人の暮らしを支える取り組みを進めます。

基本施策3—1 快適な生活環境の推進

施策の方向

障がいのある人もない人も、子どもからお年寄りまで、みんなが生まれ育った地域で、いつまでも安全に安心して暮らせる住みよい生活環境の整備を推進していきます。

また、外出が困難な高齢者等の社会参加に不便が生じないよう、移動手段確保の制度充実に努めます。

主な取り組み

- ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進
障がい者や高齢者を含む全ての人が使いやすいユニバーサルデザイン化を推進します。
- ・ 障がい者や高齢者の移動手段の充実
デマンドタクシーや市内循環バスの利便性の向上を推進します。
- ・ 子育て世代の交流の場の整備
雨天時や冬季間でも、子どもたちがのびのびと遊べる屋内型児童遊戯施設を整備します。
- ・ 子育て世帯の負担軽減の推進
保育所や幼稚園等に通う子どもがいる家庭の保育料等の負担軽減や、子どもの医療費の自己負担額の無料化を推進します。
- ・ 介護サービスの充実
特別養護老人ホーム等の施設サービスの適正な整備を図り、介護保険事業の適切な運営を推進します。

5年後の目標

	令和2年度		令和7年度
子育て世代の交流の場の整備	2か所	→	5か所
特別養護老人ホーム入所待機者	108人	→	50人

基本施策3-2 権利擁護の推進

施策の方向

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の財産や権利を保護し、支援していく制度である成年後見制度について、親族がいないなどの理由により審判の申立てができない人について市長が審判の請求を行う市長申立制度や、成年後見人等への報酬や費用の助成をしています。

今後も、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の発見に努め支援するとともに、より多くの人に利用していただけるよう成年後見制度の周知を図ります。

地域の関係者や関係機関との連携協力のもと、高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク協議会を設置し、高齢者及び障がい者の虐待防止に取り組んでいますが、さらに、関係機関等との連携協力のもと、虐待の早期発見、対応・支援のための取り組みを充実していきます。

また、近年増加している児童虐待については、子育て支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を中心に関係機関・団体等との連携をより一層強化していきます。

主な取り組み

- ・成年後見制度の利用促進

地域包括支援センターや基幹相談支援センター等と連携し、制度を広く理解していただくための広報や制度利用の促進を図り、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに努めます。

- ・虐待の早期発見・早期対応体制の充実

高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク協議会や子育て支援ネットワークによる地域の関係者・関係機関との情報交換や支援内容の協議等を行い、虐待の早期発見・早期対応に努めます。また、全ての児童とその家庭及び妊産婦等を対象として支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備します。

- ・包括的・総合的な相談窓口の充実

多様化・複雑化する問題や課題に対応していくために、関係部署や関係機関と連携しながら切れ目のない包括的な支援ができるよう相談体制の充実を図ります。

また、これまでの「子育て世代包括支援センター」や家庭相談員等による相談対応に加えて、「子ども家庭総合支援拠点」の整備により更なる対応の充実を図ります。

基本施策3—3 健康長寿の推進

施策の方向

生涯を通じて、地域で自立した生活を維持するためには、生活習慣病予防・介護予防などの健康づくりを推進し健康寿命を伸ばすことが大切です。

これまでも「健康寿命延伸」を目標に、さまざまな保健事業を展開しておりますが、さらなる「健康寿命延伸」のために、市民が自ら健康づくりを主体的に実施できるよう、若い世代からの保健事業の充実を推進していきます。

また、安心して暮らすために必要な医療を確保するため、医療機関相互の連携など、医療体制の整備を推進していきます。

主な取り組み

- 健康教育や健康相談等、保健事業の実施

生活習慣病予防、健康増進を目的に、各種健康教室、相談、訪問指導、さらに企業との包括協定による健康づくりの推進を実施します。

- 歯科保健の充実

幼年期からの歯科保健事業を継続し、むし歯や歯周疾患予防、口腔機能維持に関する事業の推進に取り組みます。

- 健康診査の充実

健康診査を充実し、受けやすい環境をつくり、受診率の向上を目指します。

- フレイル^(※)・認知症予防に重点をおいた介護予防事業の展開

介護予防の知識及び実践方法のアドバイスや体験をとoshi、高齢者の自立支援及び健康寿命の延伸を図ります。

- 元気高齢者づくりポイント制度の周知拡大

高齢者の社会参加を促進し、介護予防の推進を図るため、制度の周知に取り組みます。

※加齢により心身が老い衰えた状態

- ・感染症予防対策の推進

感染症予防と重症化予防のための、定期予防接種の接種率向上を図ります。

また、新型コロナウイルス等新たな感染症に関する情報を迅速に提供するとともに、対策の強化を図ります。

- ・救急医療、休日診療体制の充実

休日診療の定点化を図ります。

- ・地域医療体制の構築

将来にわたって良質で十分な医療を提供していくため、市立病院を核とした医療体制を整備していきます。

5年後の目標

		令和 2 年度		令和 7 年度
元気高齢者づくりポイント制度				
	登録者数	569 人	→	900 人
特定健診受診率		50. 4%	→	60. 0%
がん検診受診率	胃がん	24. 5%	→	50. 0%
	子宮がん	40. 7%	→	50. 0%
	肺がん	41. 7%	→	50. 0%
	乳がん	42. 9%	→	60. 0%
	大腸がん	36. 6%	→	60. 0%

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 協働による計画の推進

計画の基本理念である「互いに声かけ支えあう 笑顔あふれるまち寒河江」を実現するためには、市民、行政、各種団体などすべての個人・組織が目的達成に向けて具体的に行動することが大切です。

生活課題は多様化しており、個人の尊厳を守り、一人ひとりの個性を認め合いながら生活課題を解決していくには、行政や一部の専門家の力だけで十分な成果をあげることは困難です。そのため、一人ひとりの行動や知恵を結集し、支え合いの精神で地域福祉を推進していく必要があります。

各地域において、行政のみならず地域住民、各種団体やボランティア、民間の事業者などの多様な担い手がそれぞれの特徴や能力を活かし、役割を持ち行動する「協働」による計画の推進を目指します。なかでも、災害に関する事項については喫緊課題であるため、早急に取り組みます。

さらに、計画の趣旨や内容について市民の理解を深めるため、市広報紙やホームページ等での計画概要を公表するなど、積極的に情報提供を行います。

(2) 社会福祉協議会との連携による計画の推進

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉推進の中心的な役割を担う団体として位置付けられており、従来から様々な社会福祉事業、ボランティア活動、福祉教育等を推進してきています。また、支援を必要とする人を地域住民等で支え合う福祉ネットワークづくりの担い手として福祉のまちづくりを進める活動を展開しています。

そのため、地域福祉の推進に向けては、「社会福祉協議会と行政は車の両輪である」との認識に立ち、連携を図ることが必要です。

社会福祉協議会では、「第3次地域福祉活動計画」の策定を予定しておりますので、地域福祉施策が効果的に推進されるよう、各種情報を提供しながら相互に連携を強化していきます。

社会福祉法における社会福祉協議会の位置づけ

(市町村社会福祉協議会及び地域社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営するもの及び社会福祉に関する活動を行うものが参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事項

2. 計画の進行管理

計画の策定後、具体的な行動や施策の推進がなされているか、実施事業等が理念や目標に結びついているかを検証するとともに、社会情勢や住民意識等の変化を捉え、これに合わせて適切に対応していかななくてはなりません。

そのため、毎年度、計画の進行状況を評価・点検し、計画の内容に必要な見直しを行い、施策の方向等に修正を加えていく必要があります。

地域福祉計画の内容に関連する施策の点検・評価は、本市の最上位計画である「新第6次寒河江市振興計画」の「実施計画」に掲げている各種事業から、地域福祉計画の内容と視点に基づくものを抽出して整理し、本計画の策定にあたった寒河江市地域福祉計画策定・推進委員会において行います。

さらに、寒河江市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の事業評価等とあわせて実施することでよりきめ細かな計画の進行管理を図ってまいります。

資料編

1. 計画の策定経過

開催年月日	内 容
令和2年12月25日	第1回幹事会
令和3年 1月13日	第1回策定・推進委員会
令和3年 1月19日	第2回幹事会
令和3年 1月27日	第2回策定・推進委員会
令和3年 2月 1日	第3回策定・推進委員会（文書審議）

2. 寒河江市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、寒河江市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定し推進するため、寒河江市地域福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- （1） 地域福祉計画の策定に関すること。
- （2） 地域福祉計画の推進に関すること。
- （3） その他地域福祉に関するための施策に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 地域住民の組織に所属する者
- （3） 福祉関係の業務に携わる者
- （4） 公募による者
- （5） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は1月1日から2年とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(幹事会)

第7条 第2条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行うため委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は地域福祉に関する健康福祉課、高齢者支援課及び子育て推進課の職員で構成し、健康福祉課長が幹事長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

3. 寒河江市地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿

区分	団 体 名	氏 名
1	町 会 長 連 合 会	菊 池 進
1	医 師 会	三 浦 民 夫
1	歯 科 医 師 会	石 川 隆
2	幼 児 教 育 連 絡 協 議 会	東 海 林 裕 子
2	公 民 館 連 絡 協 議 会	有 川 洋 一
3	民生委員児童委員協議会	佐 藤 富士夫
3	社 会 福 祉 協 議 会	安 達 徹
3	さくらんぼ共生園	木 村 久 夫
3	老 人 ク ラ ブ 連 合 会	大 泉 勝 利
4	公 募 委 員	伊 藤 富 子
4	公 募 委 員	森 谷 健 吉
4	公 募 委 員	小 松 たみ子

◎委員長 ○副委員長

※令和2年1月1日現在

4. 地域福祉に関するアンケート調査の結果

(1) 調査目的

本調査は、寒河江市に居住する18歳以上の方を対象に、生活環境や福祉に関する意識を調査し、福祉の現状と課題を探り今後の地域福祉計画の施策へ反映することを目的として実施しました。

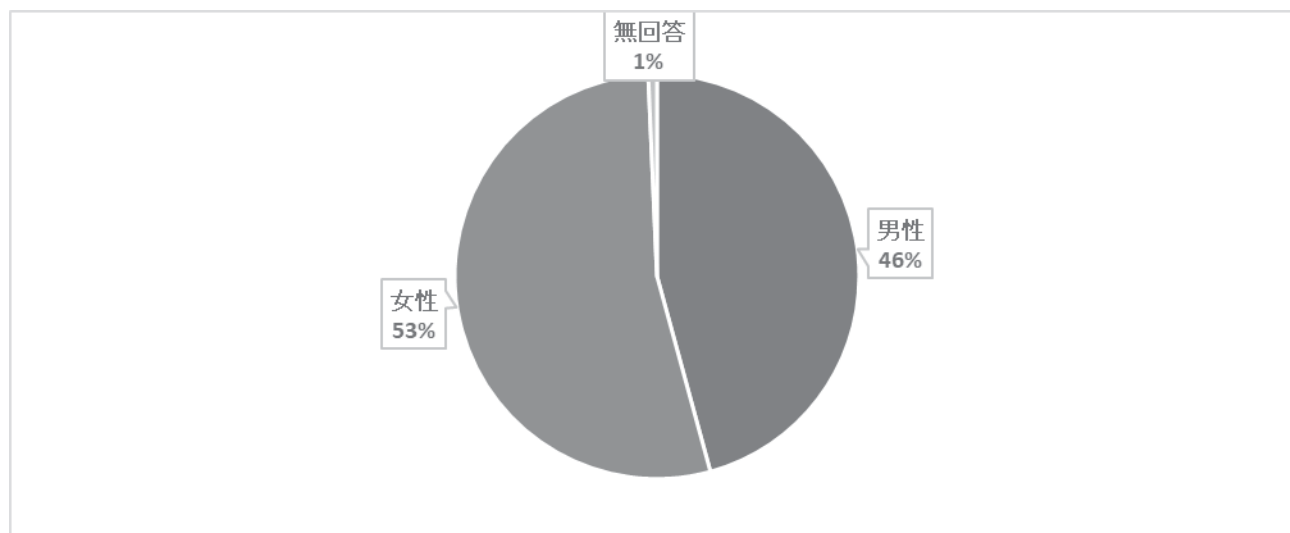
(2) 調査概要

- ◆調査期間：令和2年11月
- ◆調査対象：寒河江市に居住する18歳以上の方
- ◆抽出方法：年代を考慮し2000名を無作為に抽出
- ◆調査方法：郵送配布・郵送回収
- ◆調査主体：寒河江市健康福祉課
- ◆集計分析：寒河江市健康福祉課

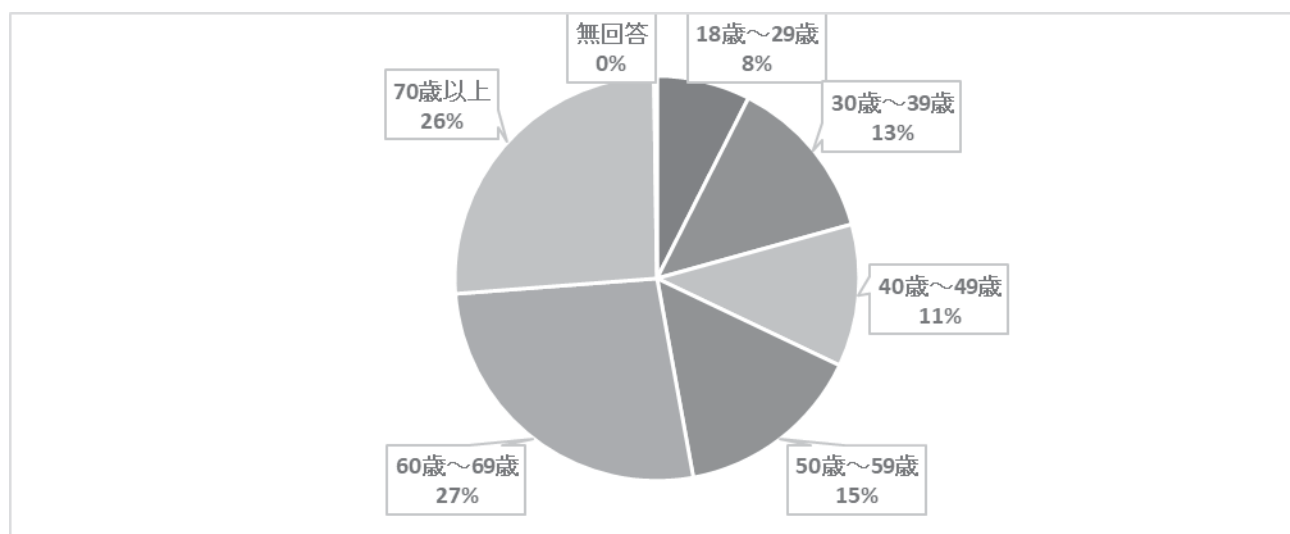
(3) 回収結果

配布数①	総回収数	有効回収数②	回収率 ②/①
2000件	870件	870件	43.5%

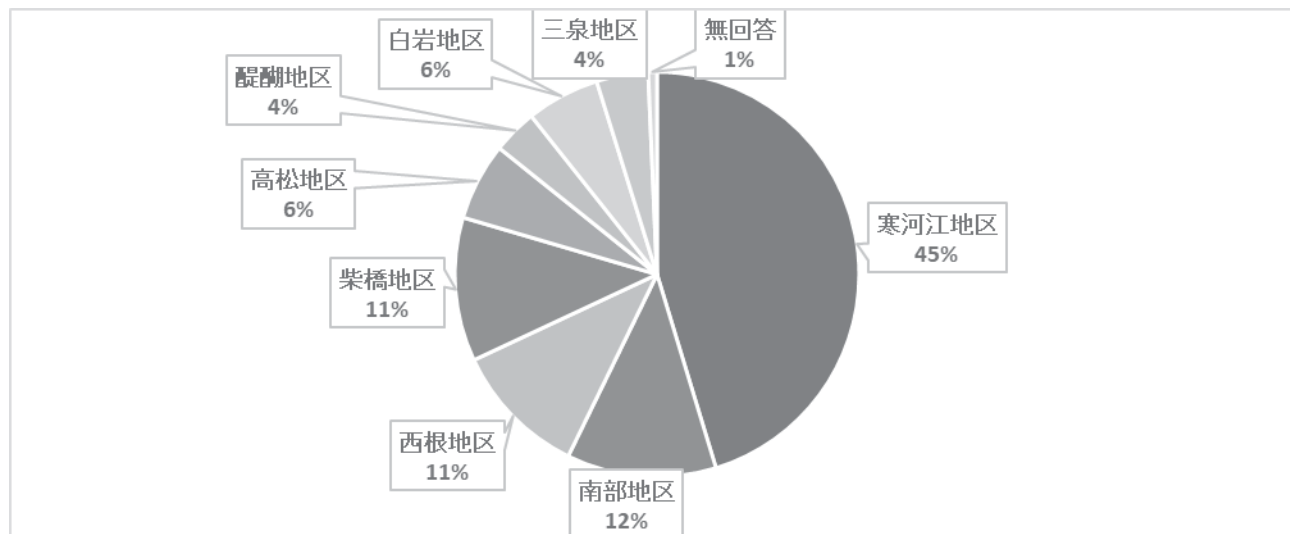
1 男女比



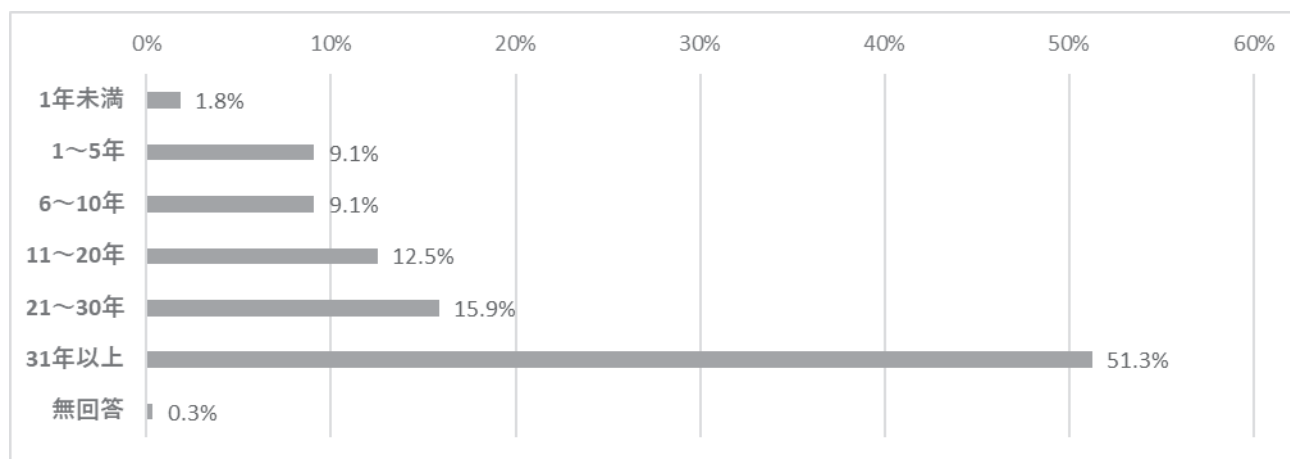
2 年代



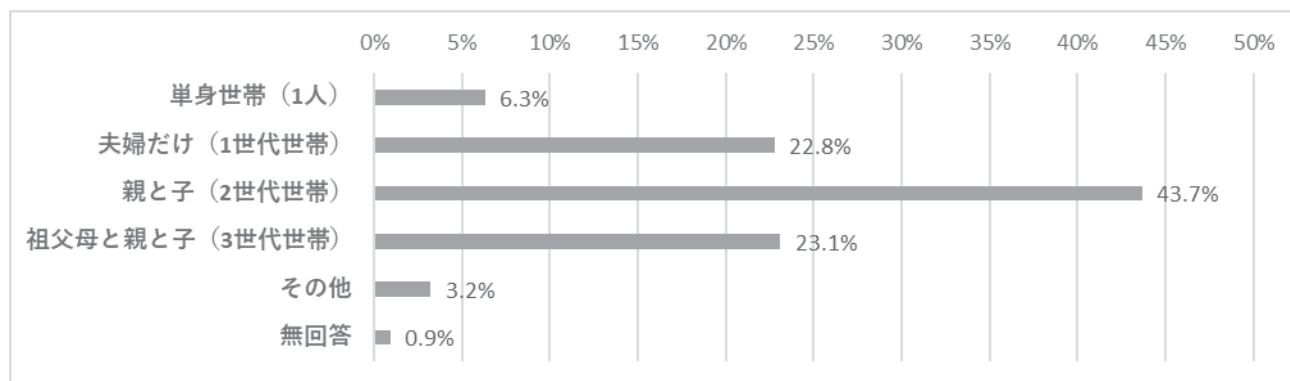
3 住んでいる地区



4 現在の地区の居住年数

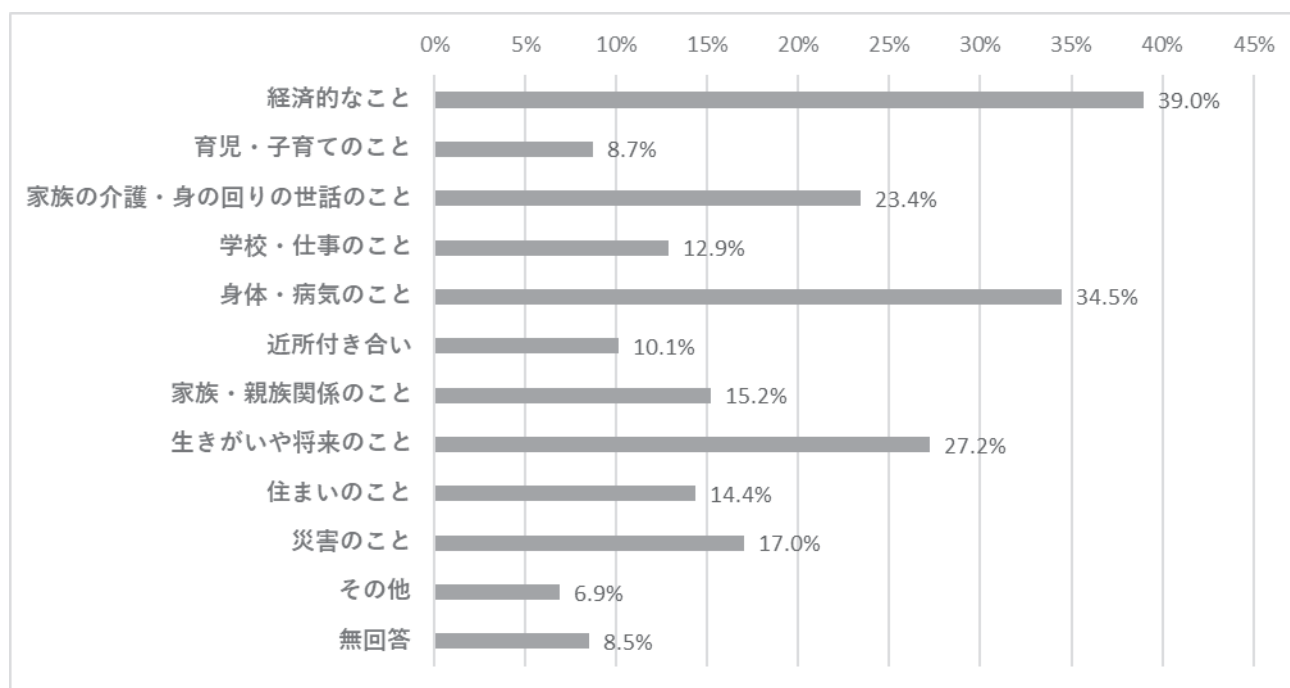


5 家族構成



その他：「4 世代世帯」など

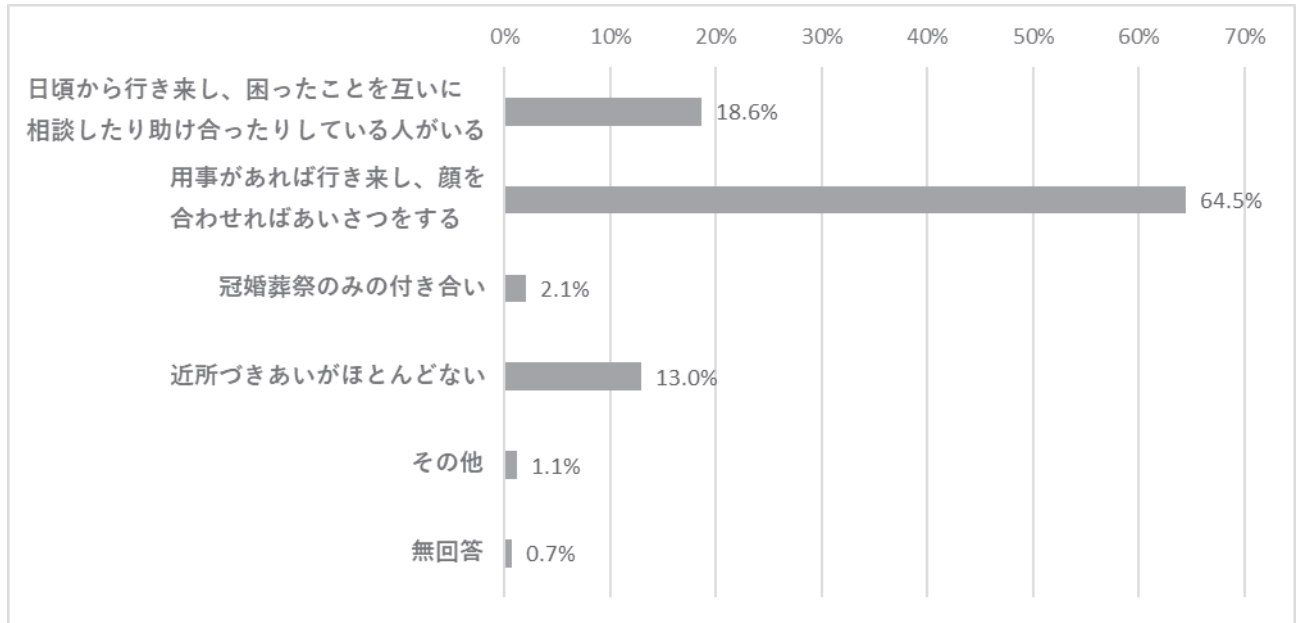
6 日常生活の中で困っていることや不安を感じていること



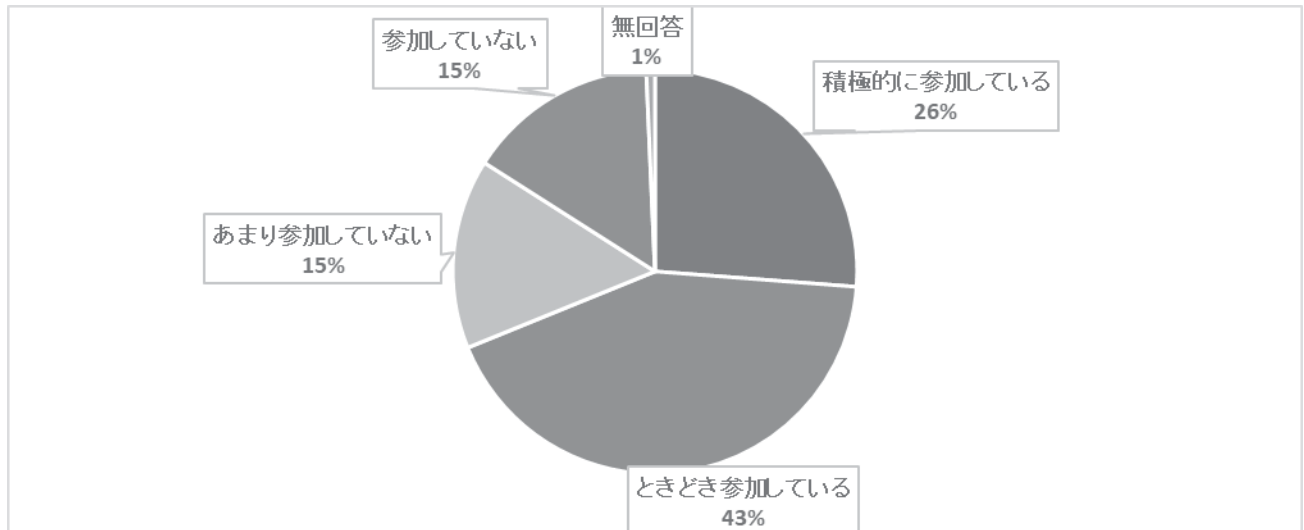
その他：「なし」「空き家対策」「雪対策」など

地域との関わりについて

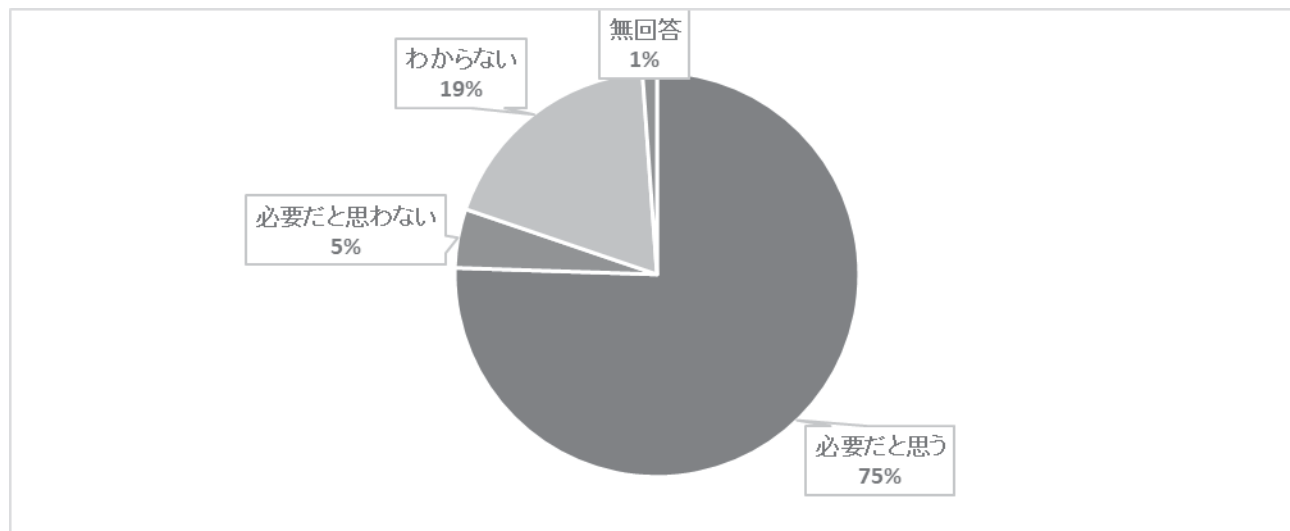
7 近所づきあいの状況



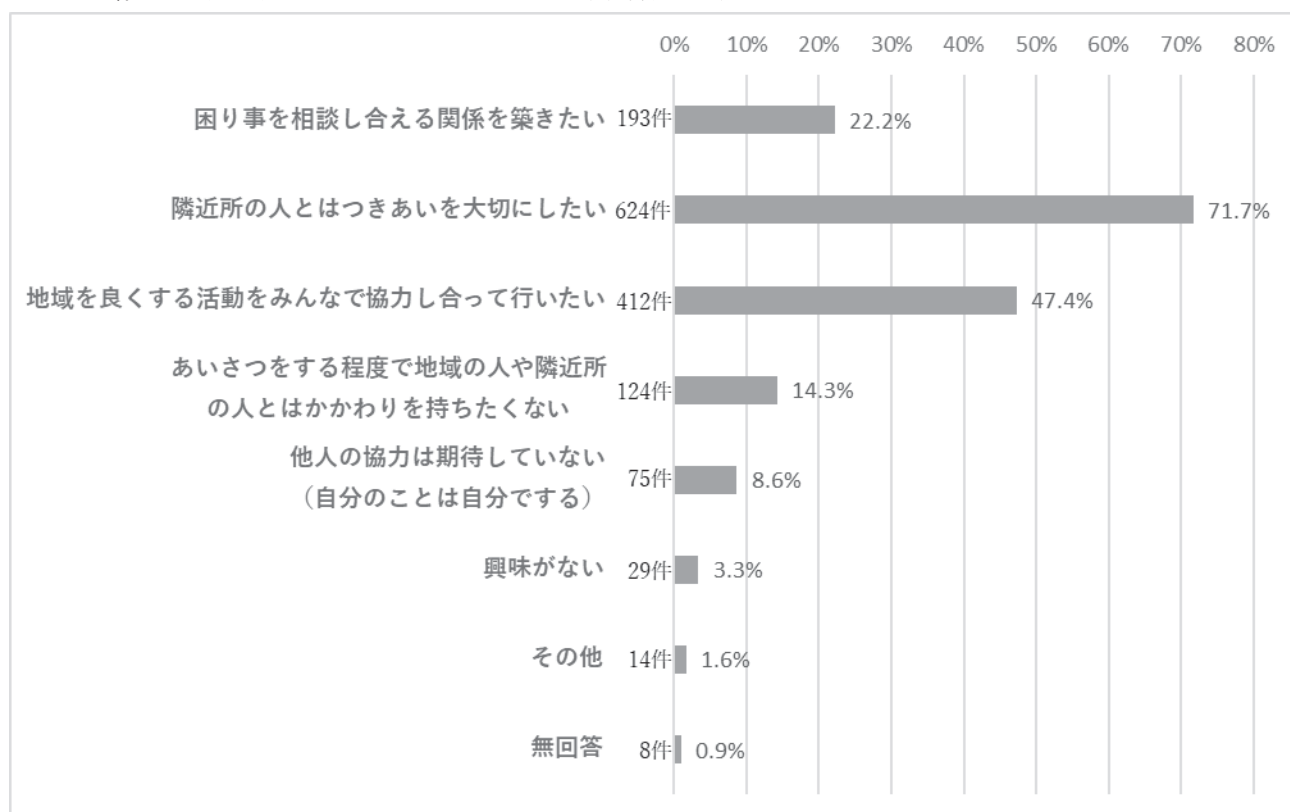
8 地域の行事や活動への参加状況



9 住民どうしの自主的な支えあいについて

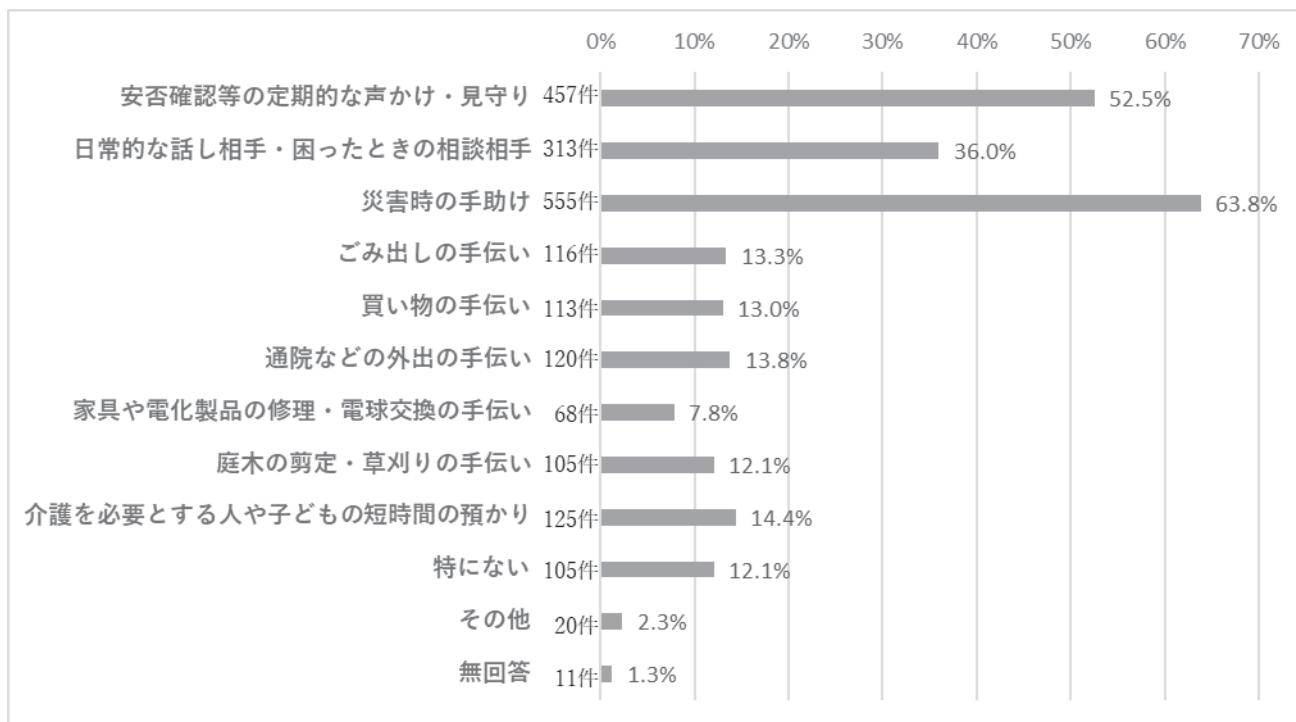


10 地域での人と人との関わりについての考え(複数回答)



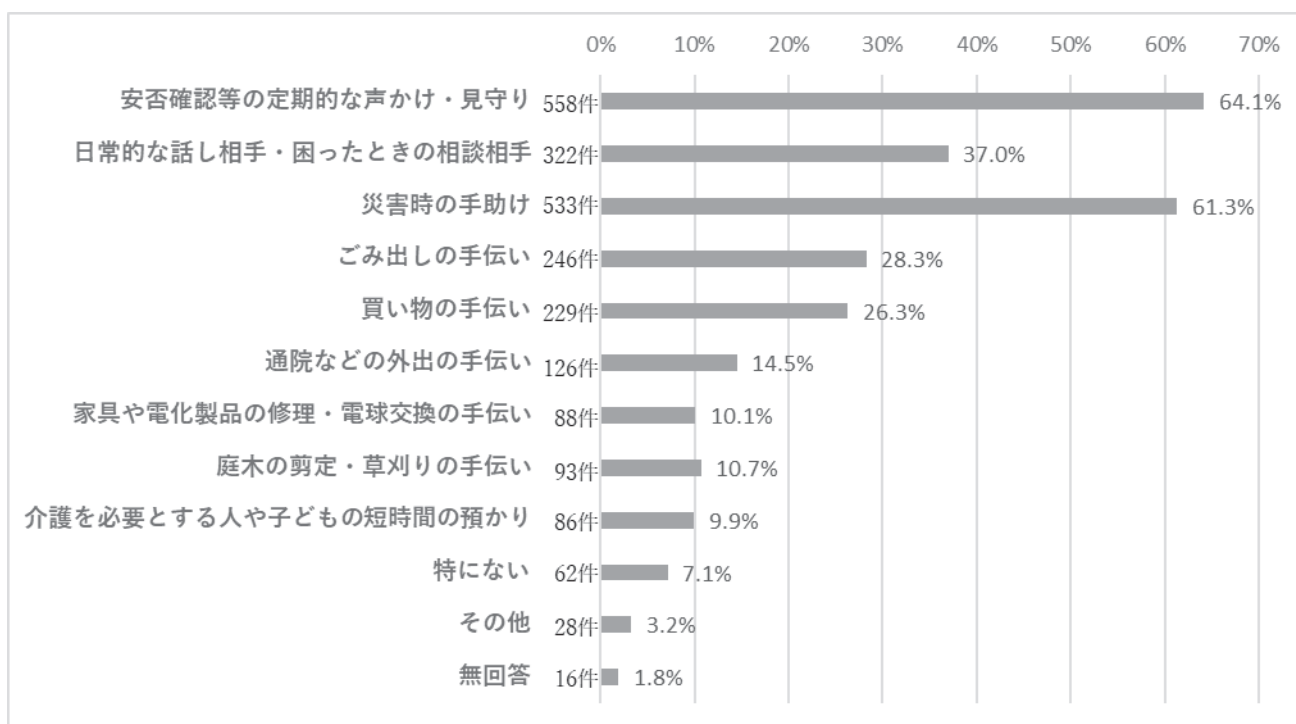
その他：「支援を求められた時や災害時の支援は協力する」など

11 本人やご家族が、高齢や病気・障がい、もしくは子育て等で日常生活上の手助けが必要になったとき、地域の人をお願いしたい支援(複数回答)



その他：「除雪・雪おろし」など

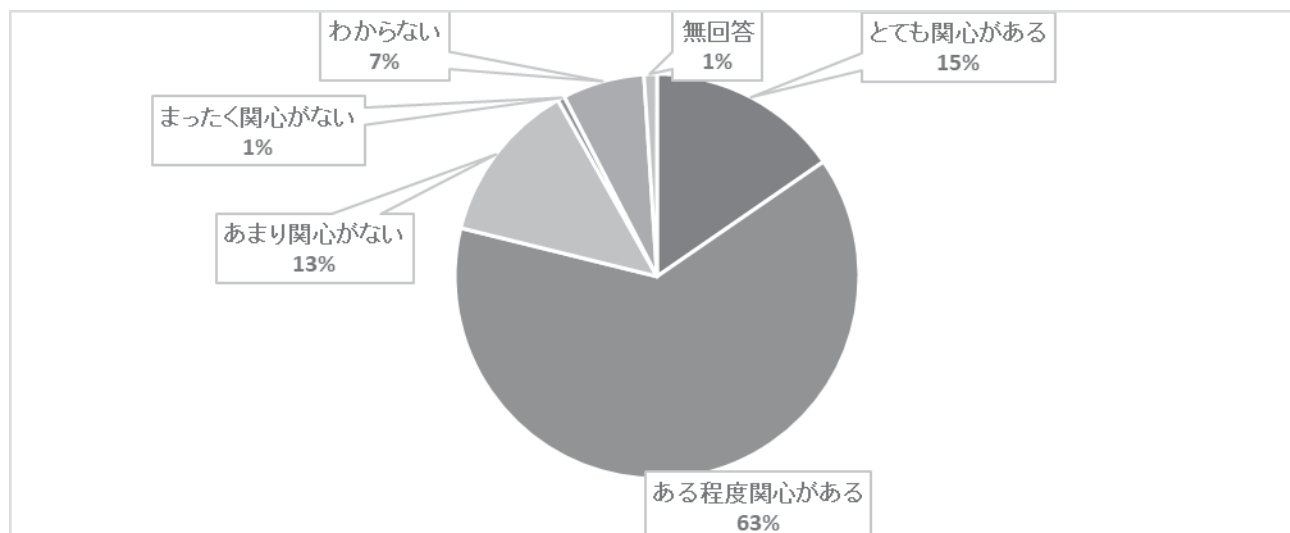
12 身近なところで、高齢や病気・障がい、もしくは子育て等で困っている家庭があった場合協力できる支援(複数回答)



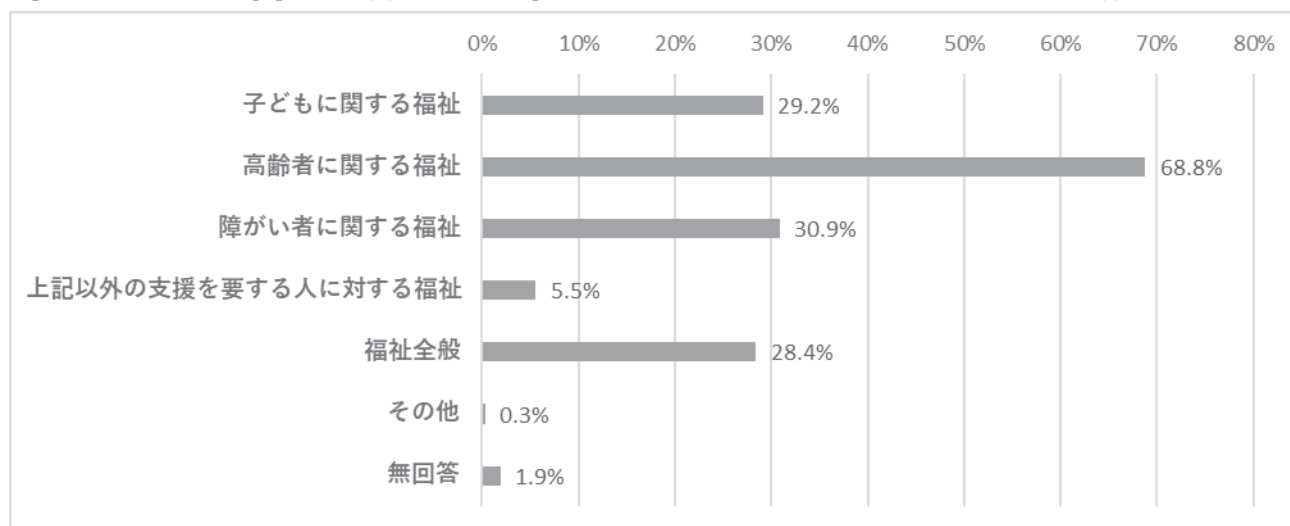
その他：「除雪・雪おろし」「時間がない・高齢などの理由で協力できない」など

「福祉」に対する考えについて

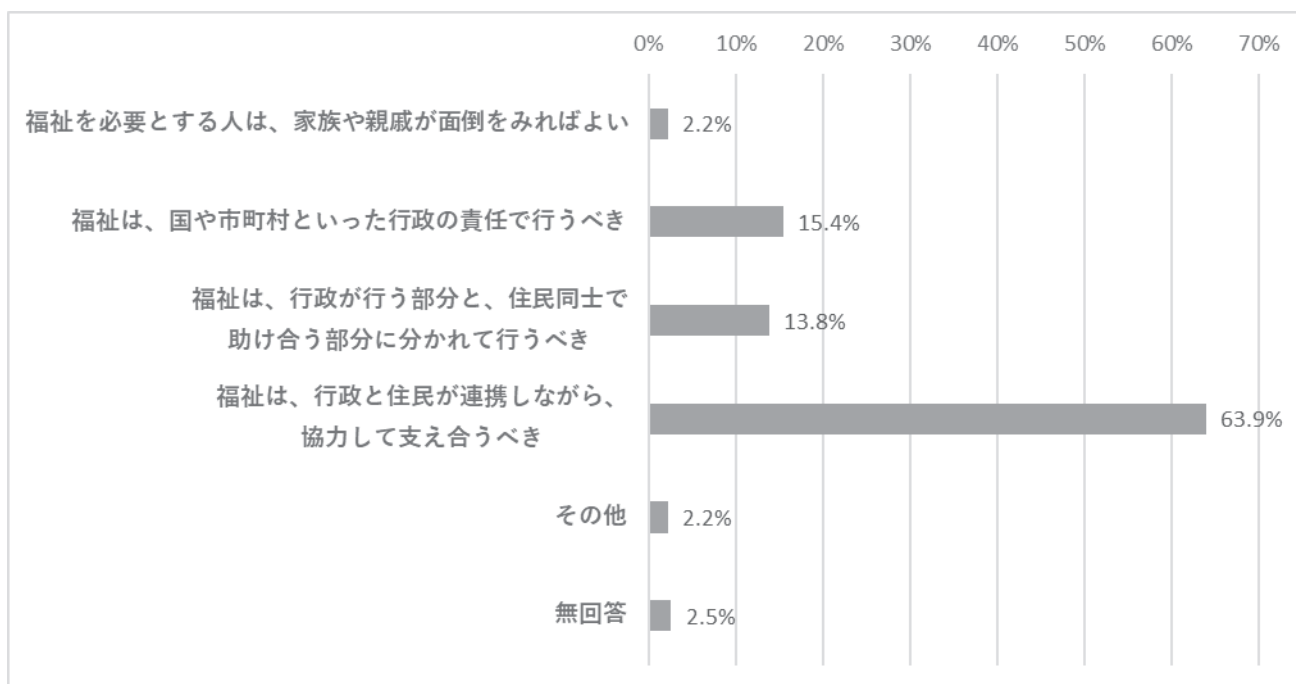
13 福祉への関心



[とても関心がある] [ある程度関心がある]と回答した方のうち、関心がある福祉分野(複数回答)

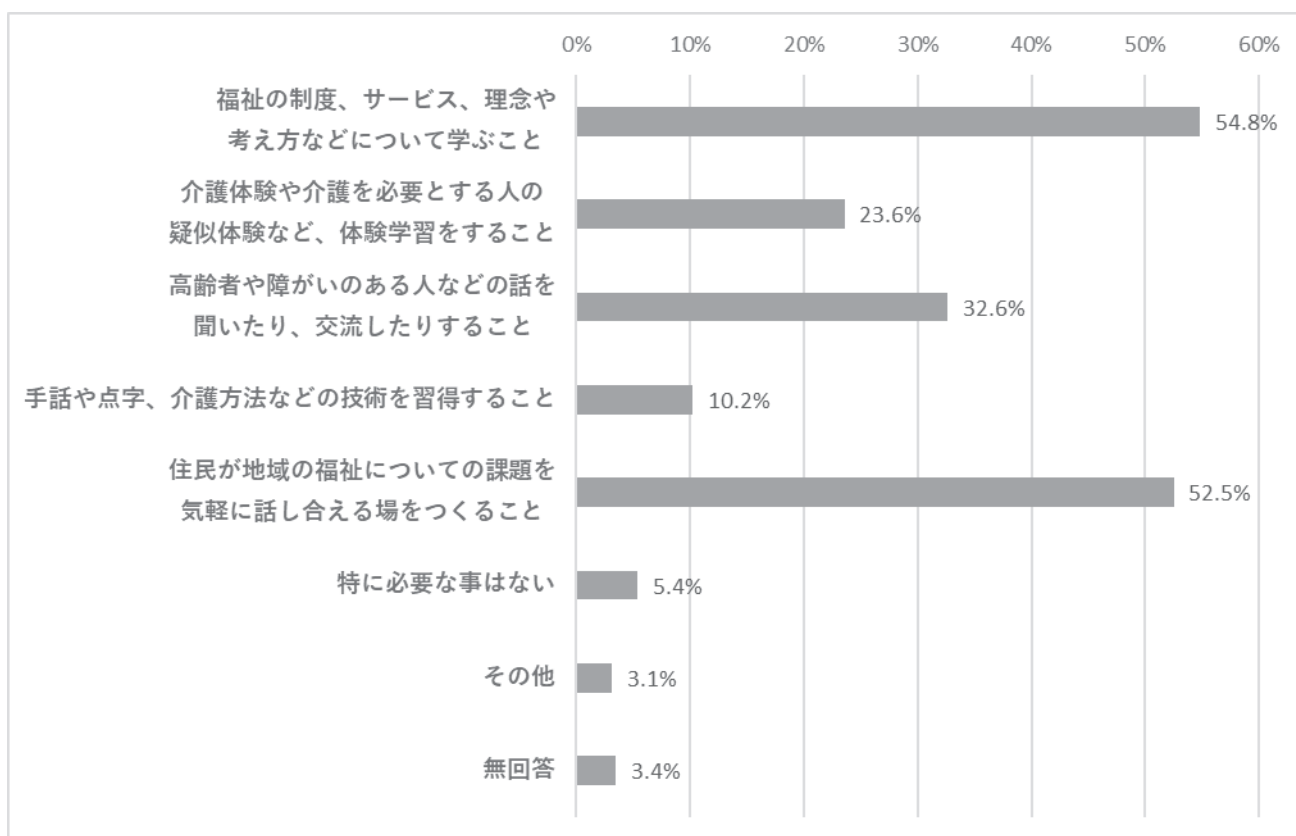


14 「福祉」のあり方の考え



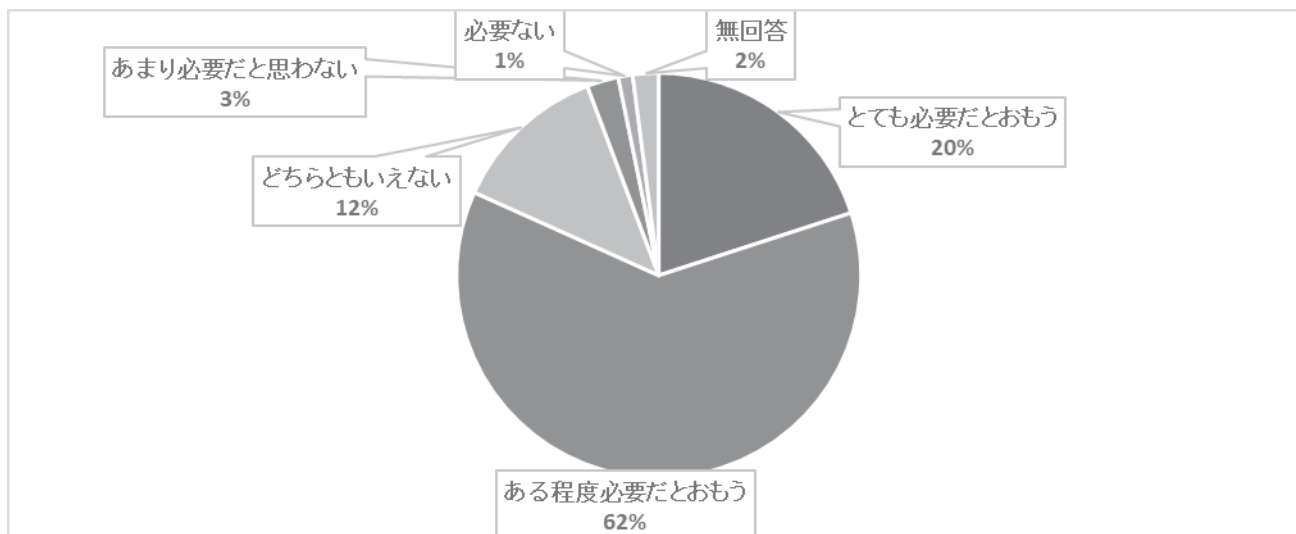
その他：「行政と家族」など

15 住民が福祉について理解を深めるために必要な事(複数回答)

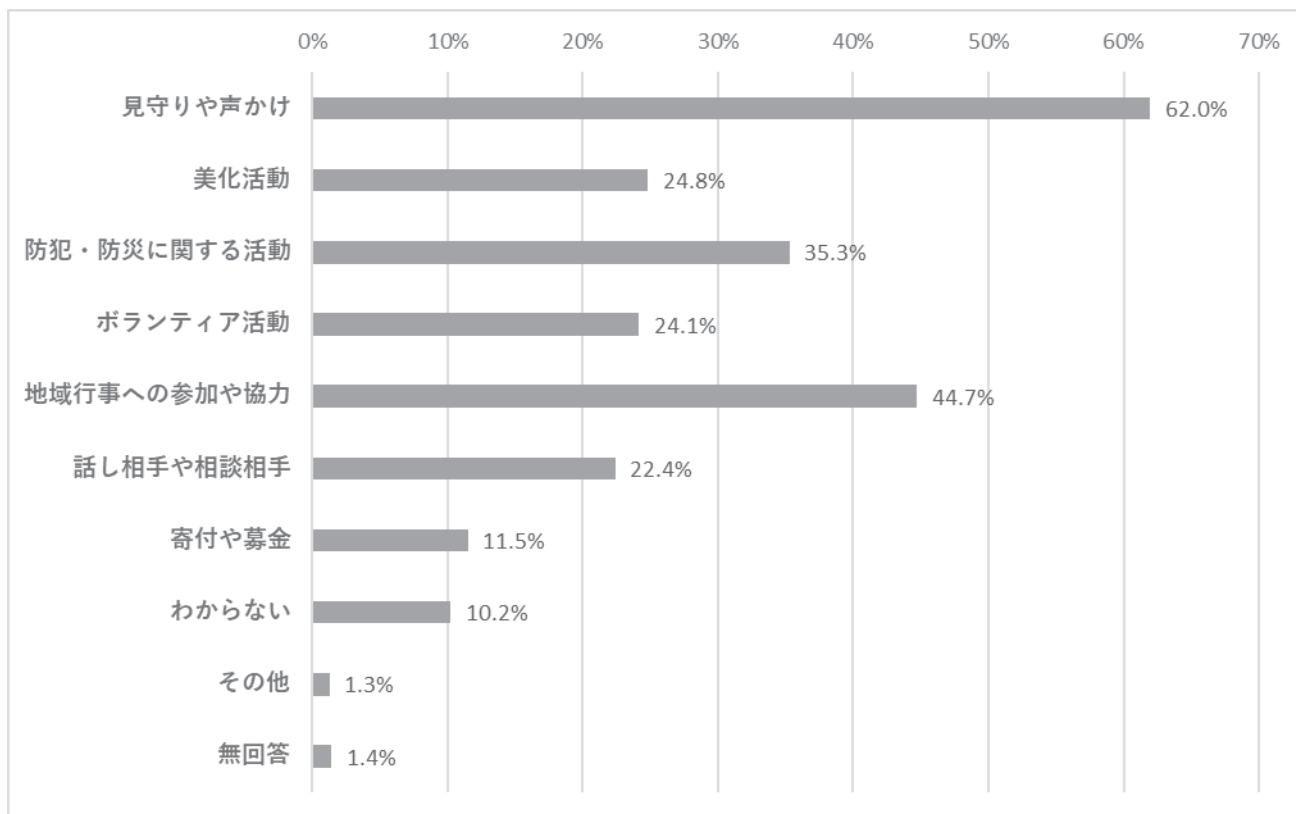


その他：「時間がなく、そういう機会を持ってない」など

16 地域福祉に関する課題に対して、住民同士の助け合いや支え合いの必要性

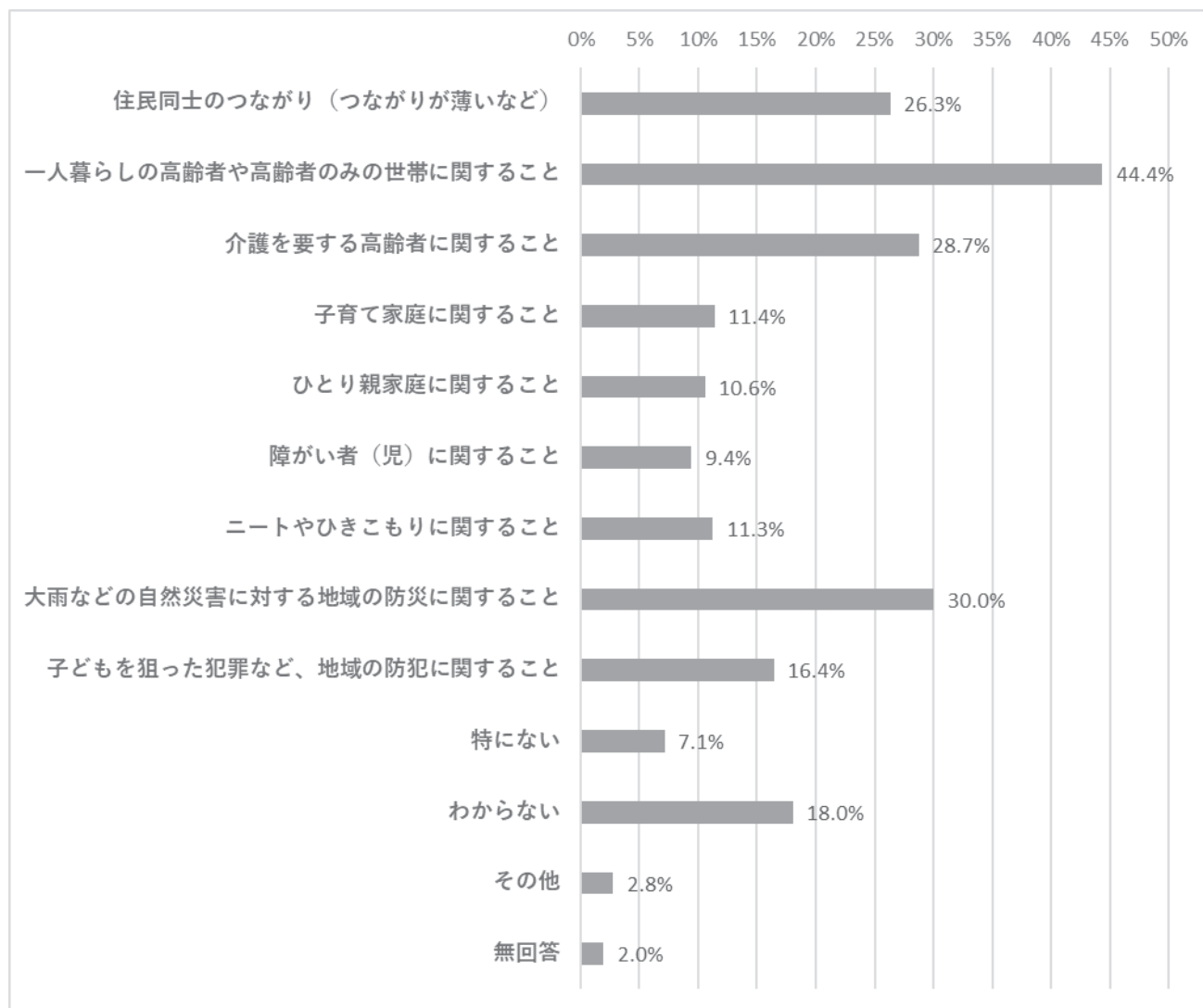


17 住民が安心して暮らせるためにできる事



その他：「身体や年齢の都合でできない」など

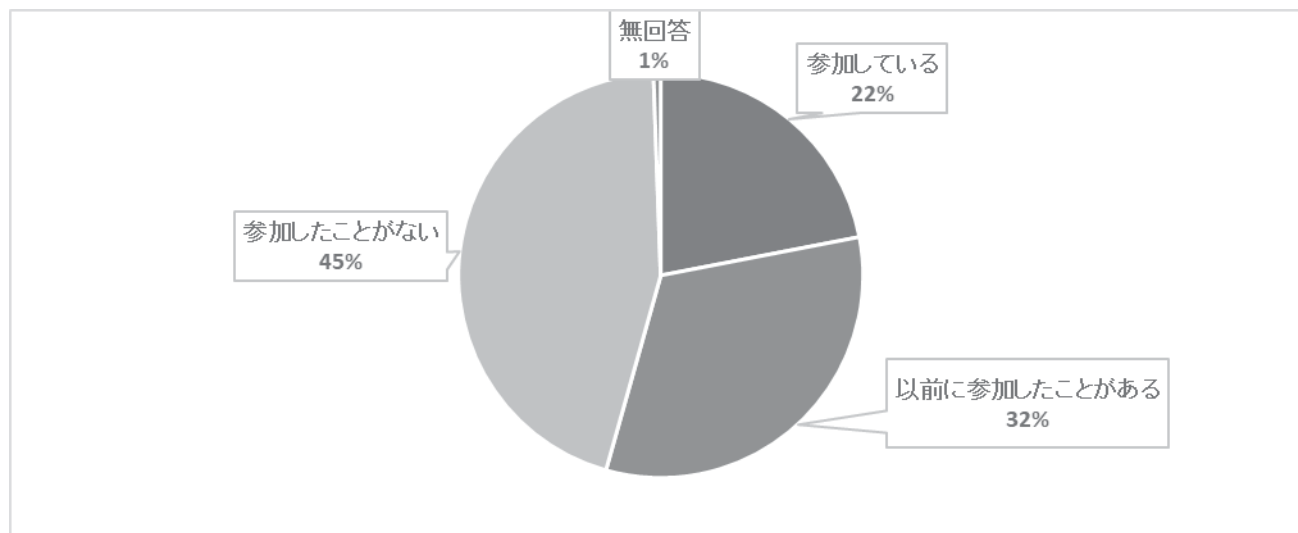
18 住んでいる地域の、福祉に関わる課題・問題(複数回答)



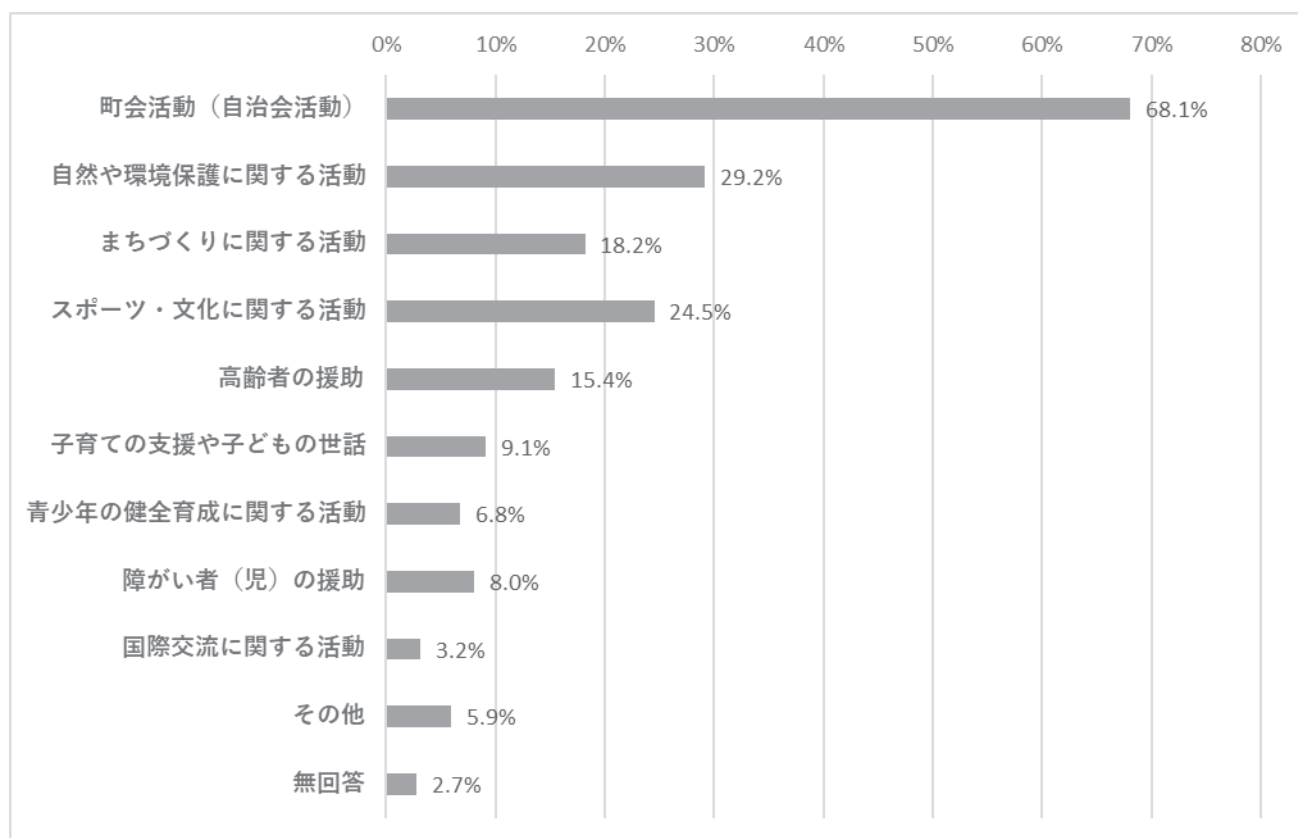
その他：「空き家の放置」など

ボランティア活動について

19 ボランティア活動

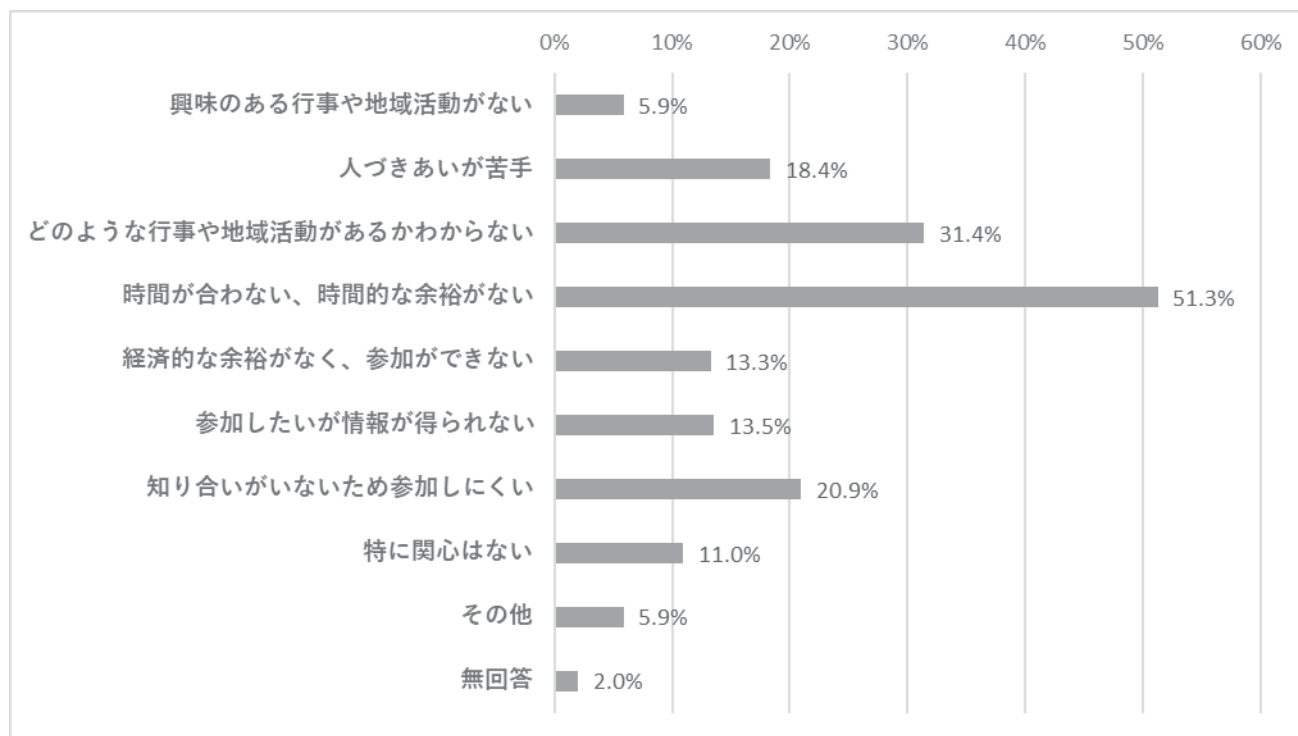


〔参加している〕〔以前に参加したことがある〕方のうち、参加したことがあるボランティア活動（複数回答）



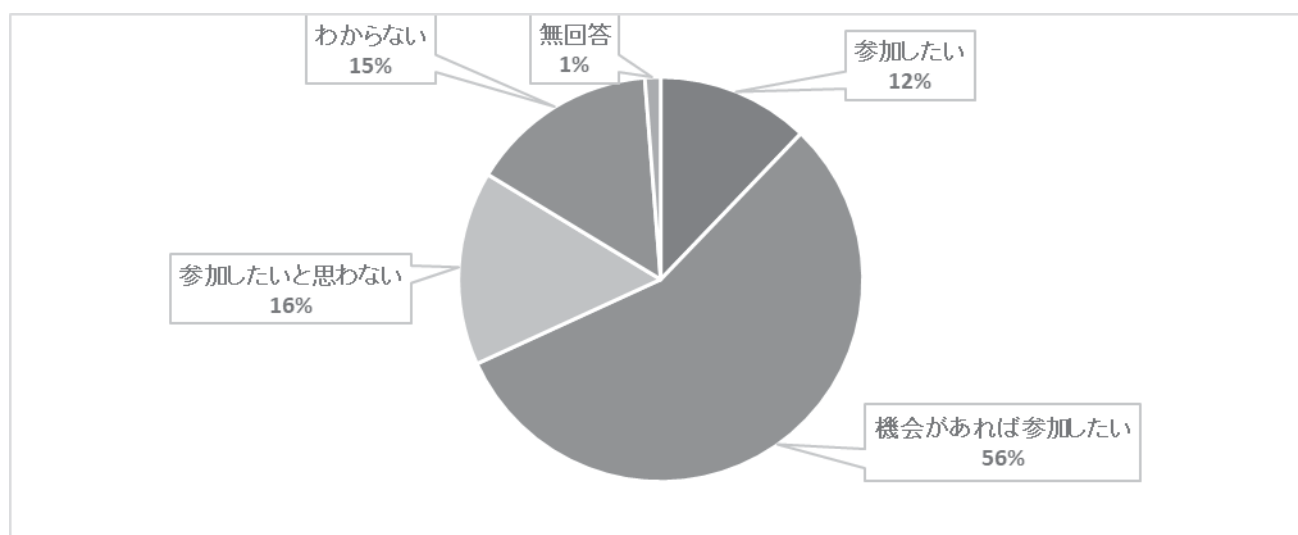
その他：「献血」「職場での社会貢献」など

【参加したことがない】方のうち、参加したことがない理由（複数回答）

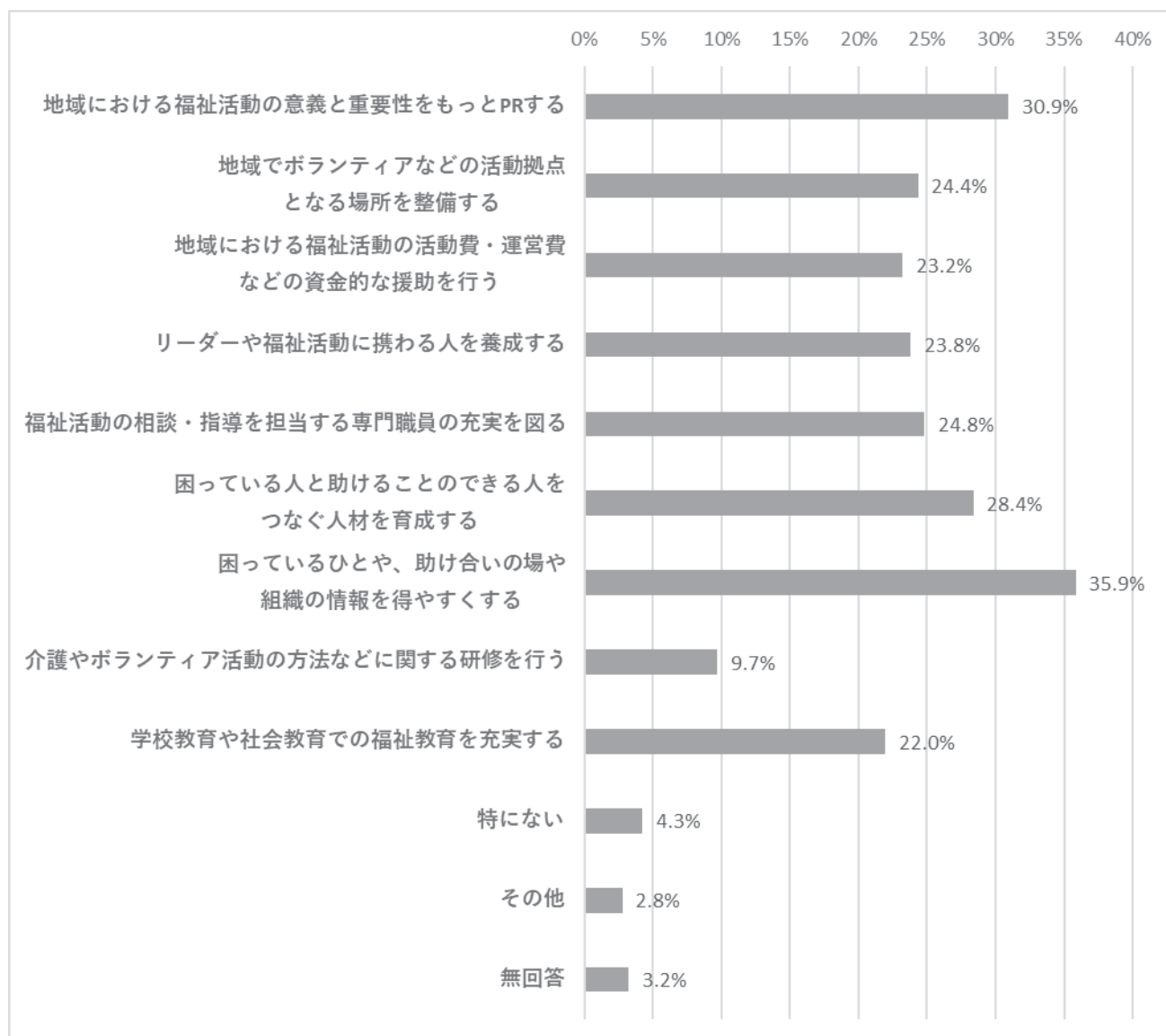


その他：「病気・障がい・時間がない」など

20 自治会や子ども会、老人クラブなどの地域活動やボランティア活動などの行事に参加したいか



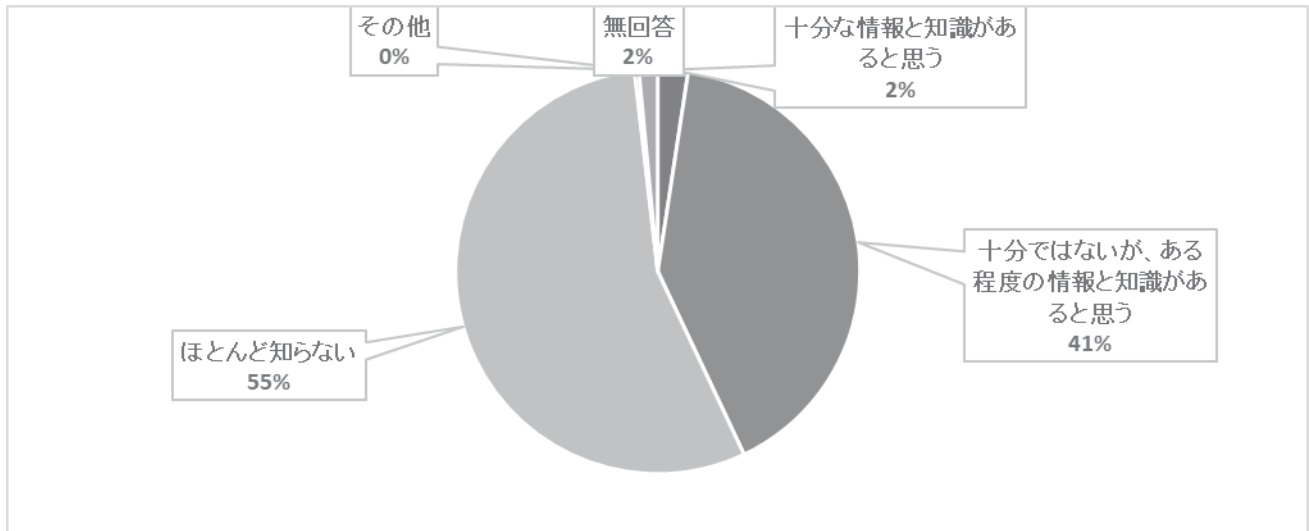
21 地域における支え合い、助け合い活動を活発化するために重要な事(複数回答)



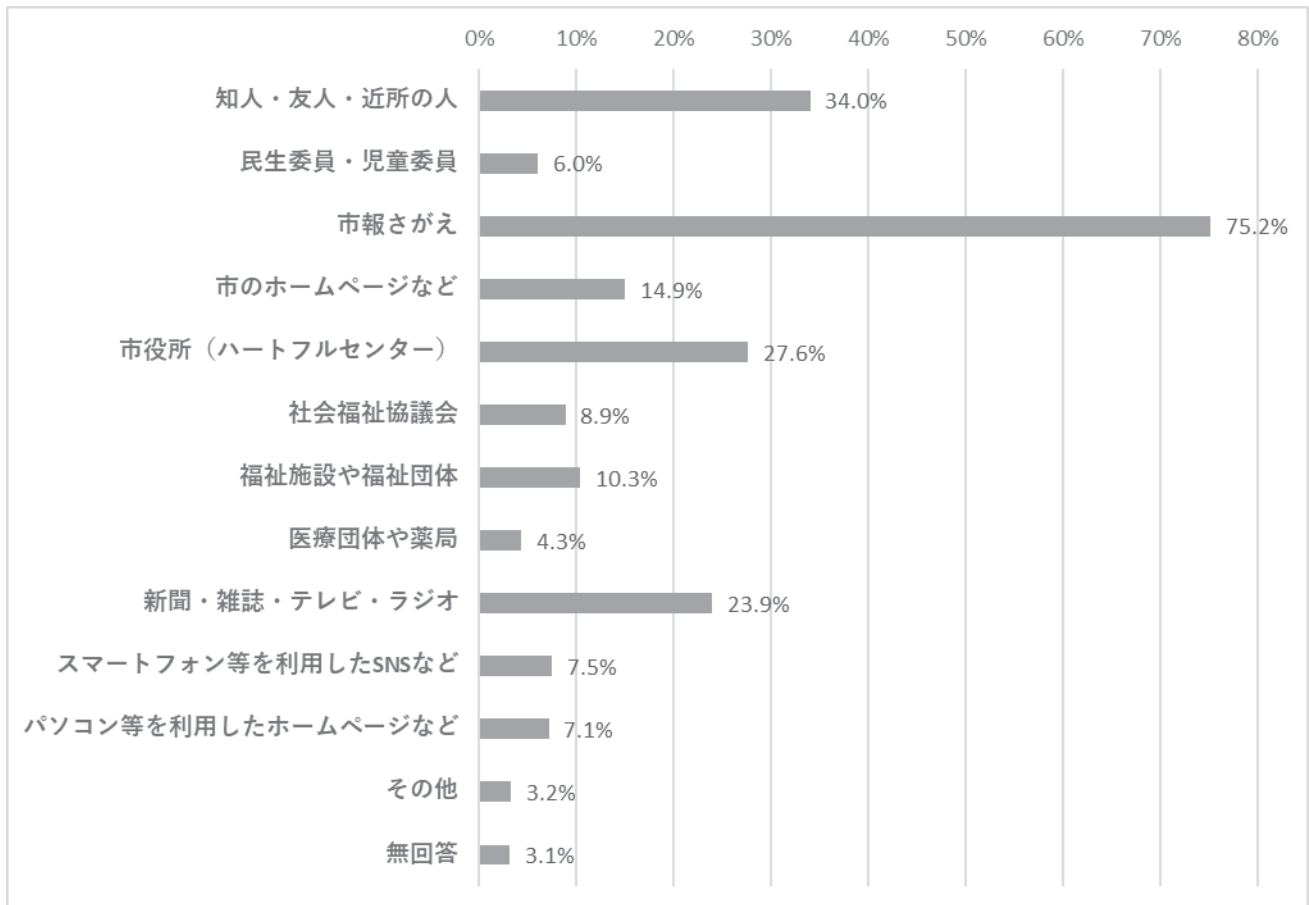
その他：「わからない」など

福祉サービスについて

22 市の福祉サービスや福祉施設などの認知度

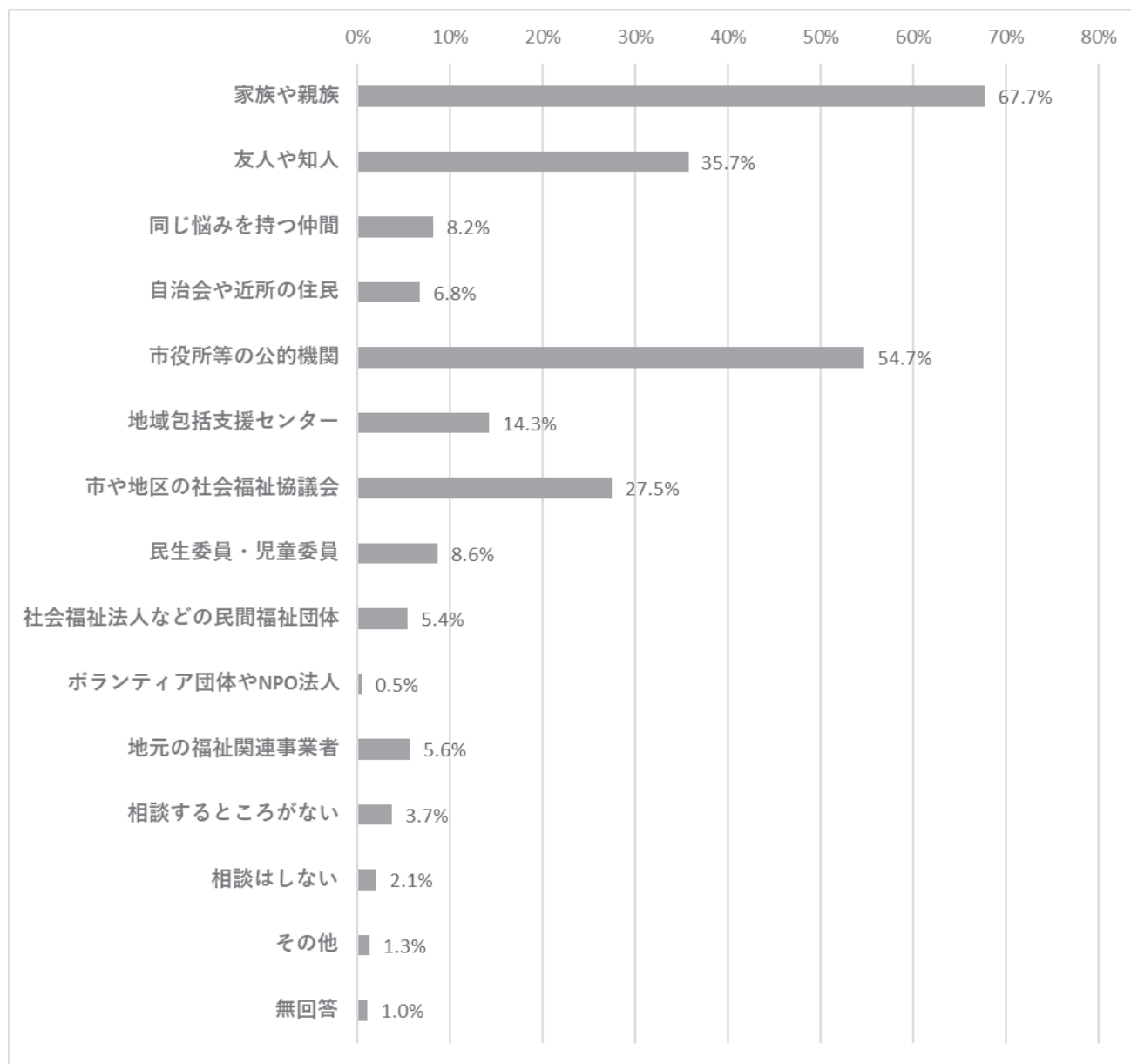


23 福祉サービスに関する情報の入手手段



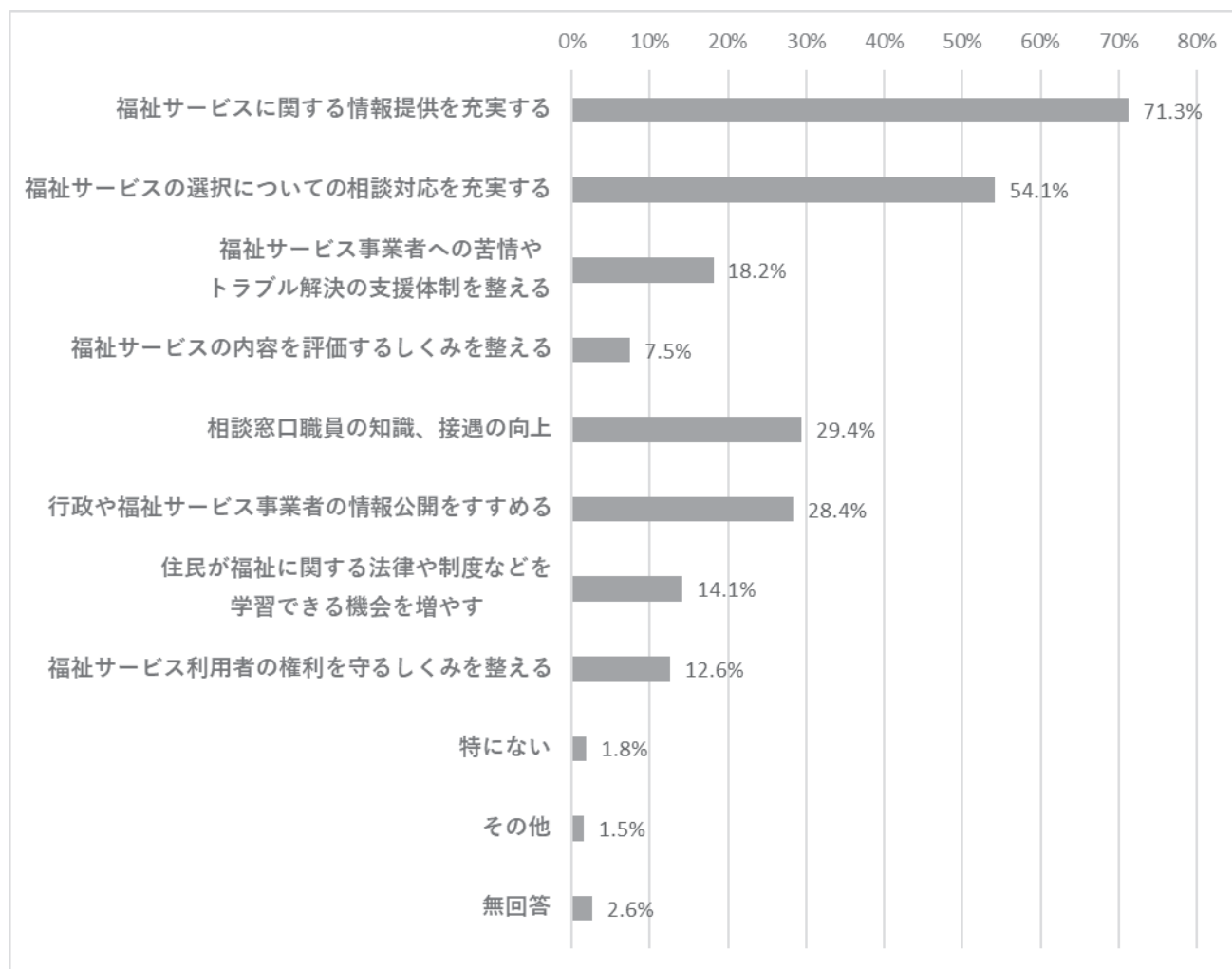
その他：「家族」「情報を得ていない」など

24 自身や家族が、生活上の困りごとを抱えた時や「福祉サービス」の利用が必要となったときの相談先



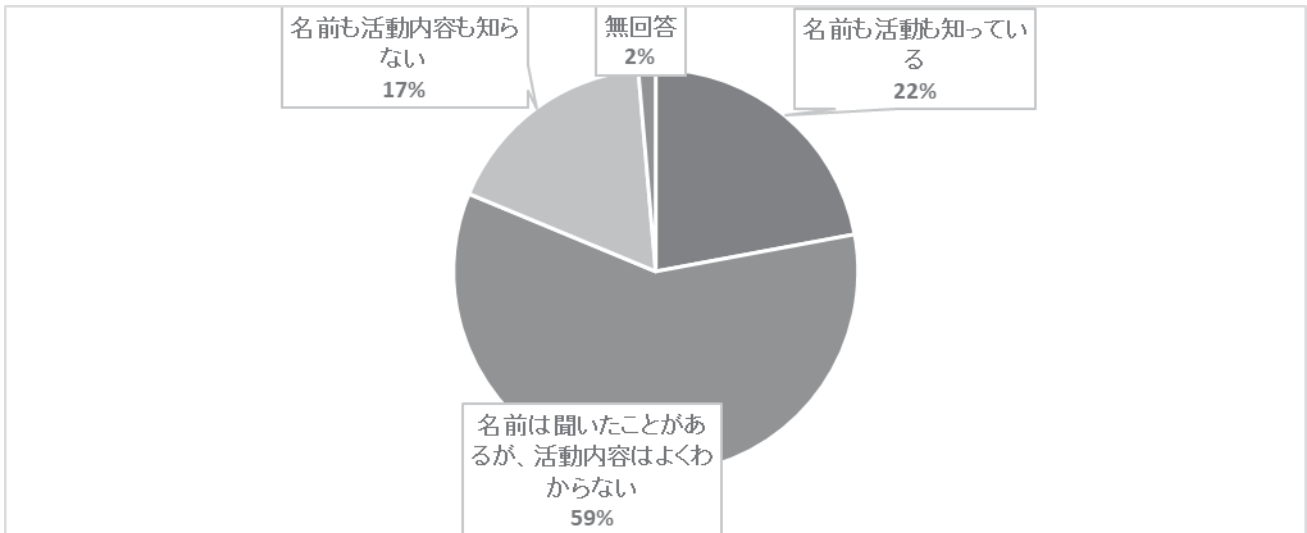
その他：「ない・わからない」など

25 福祉サービス利用者が、最適なサービスを選び安心して利用するために行政が取り組むこと

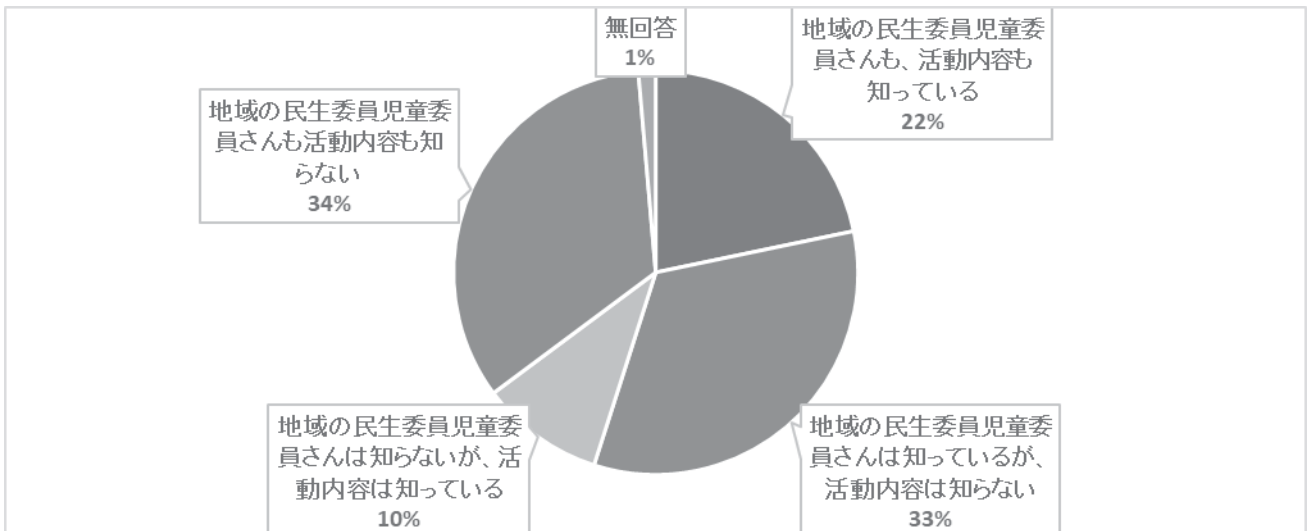


地域の福祉活動について

26 社会福祉協議会の認知度

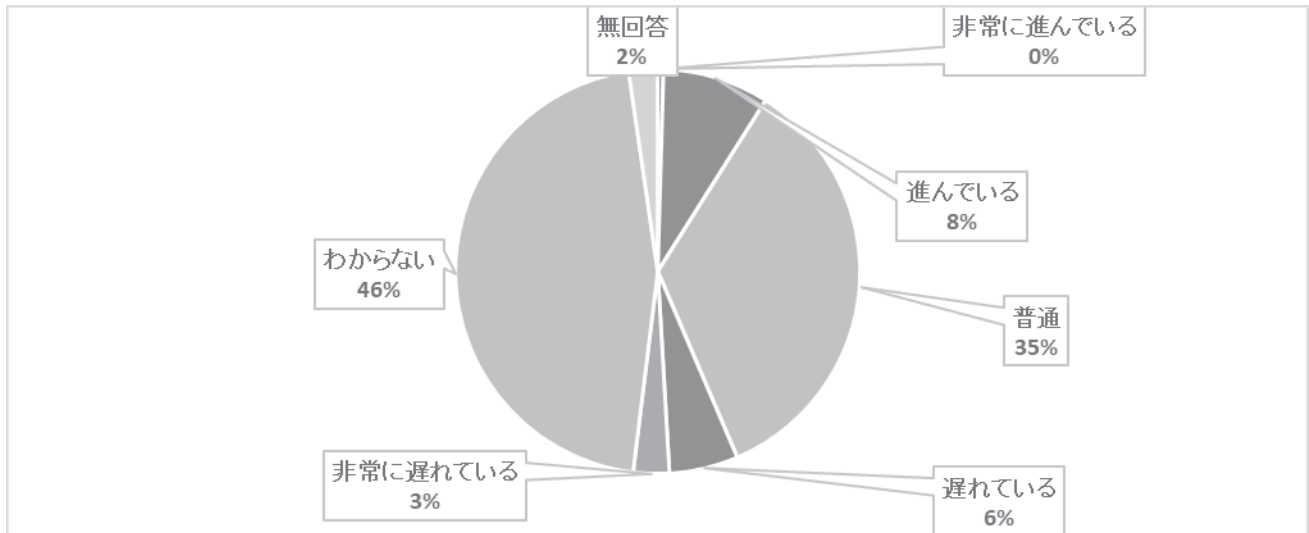


27 民生委員児童委員の認知度

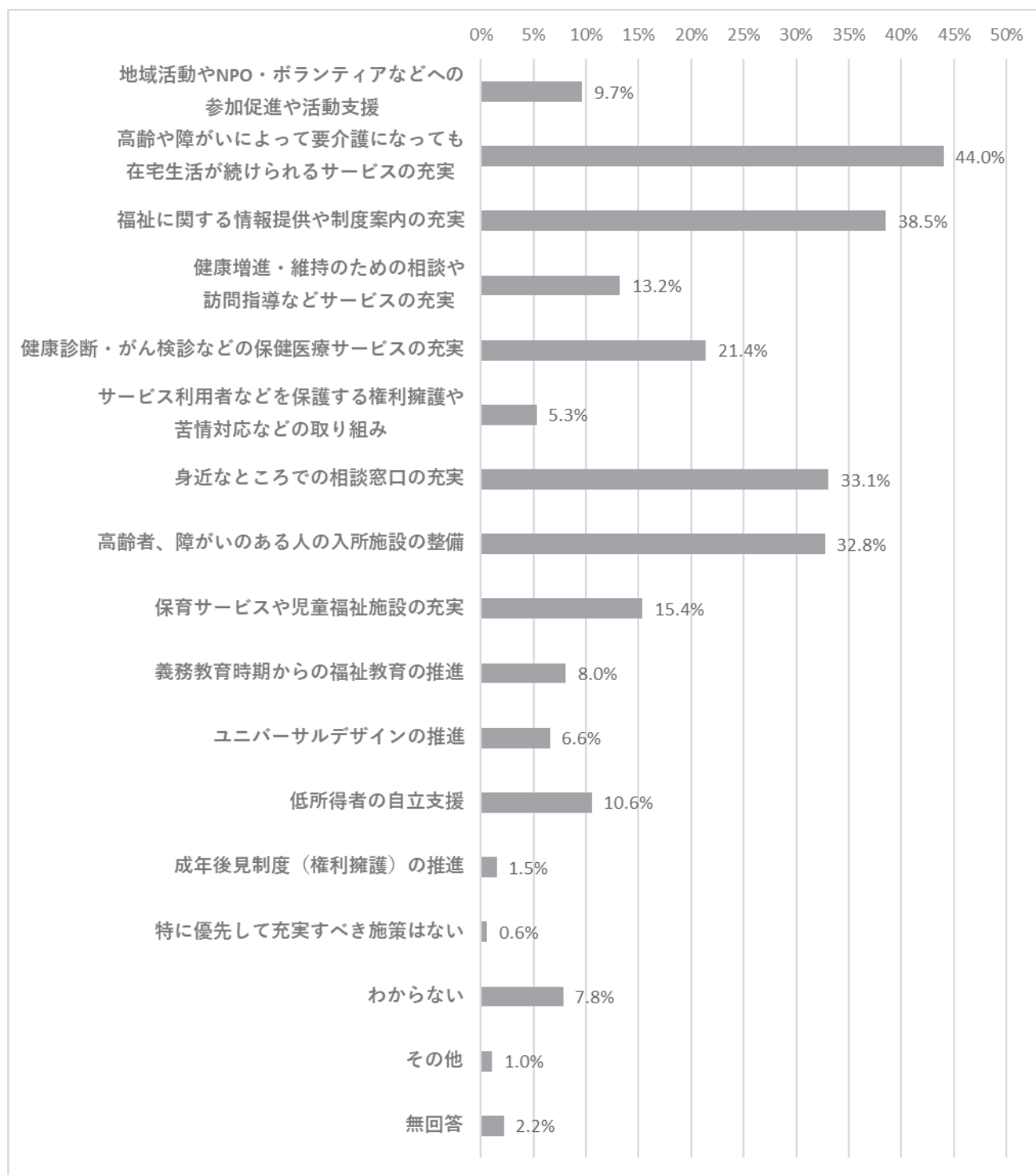


地域福祉のあり方について

28 市の福祉水準

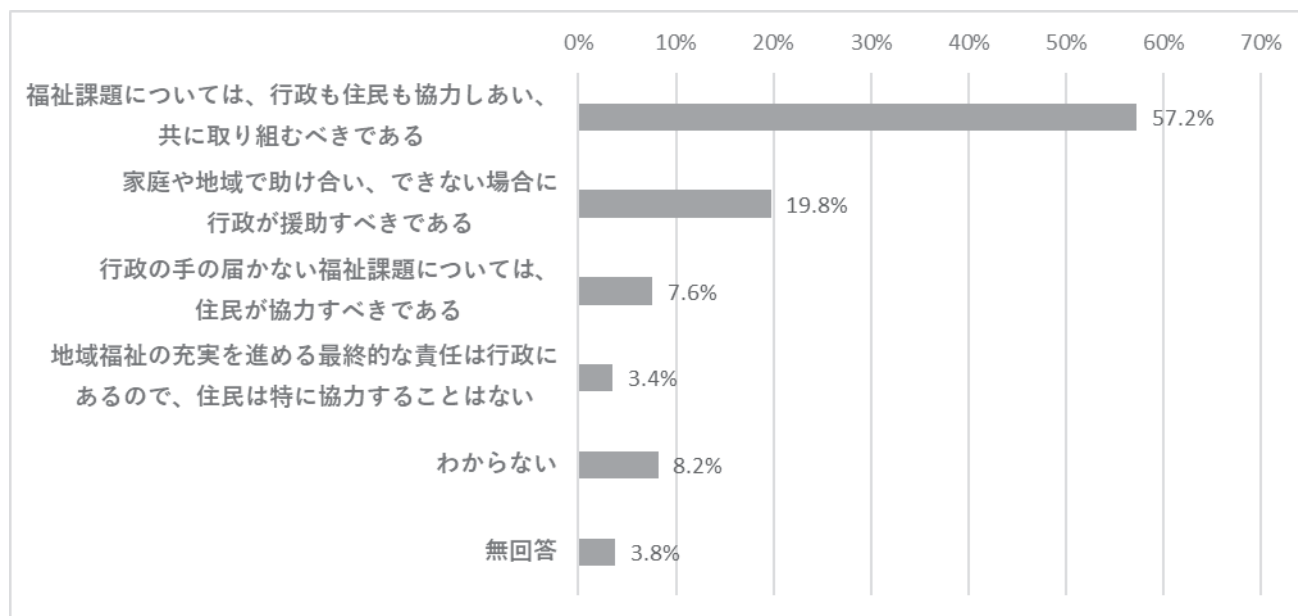


29 市が優先して取り組むべき施策

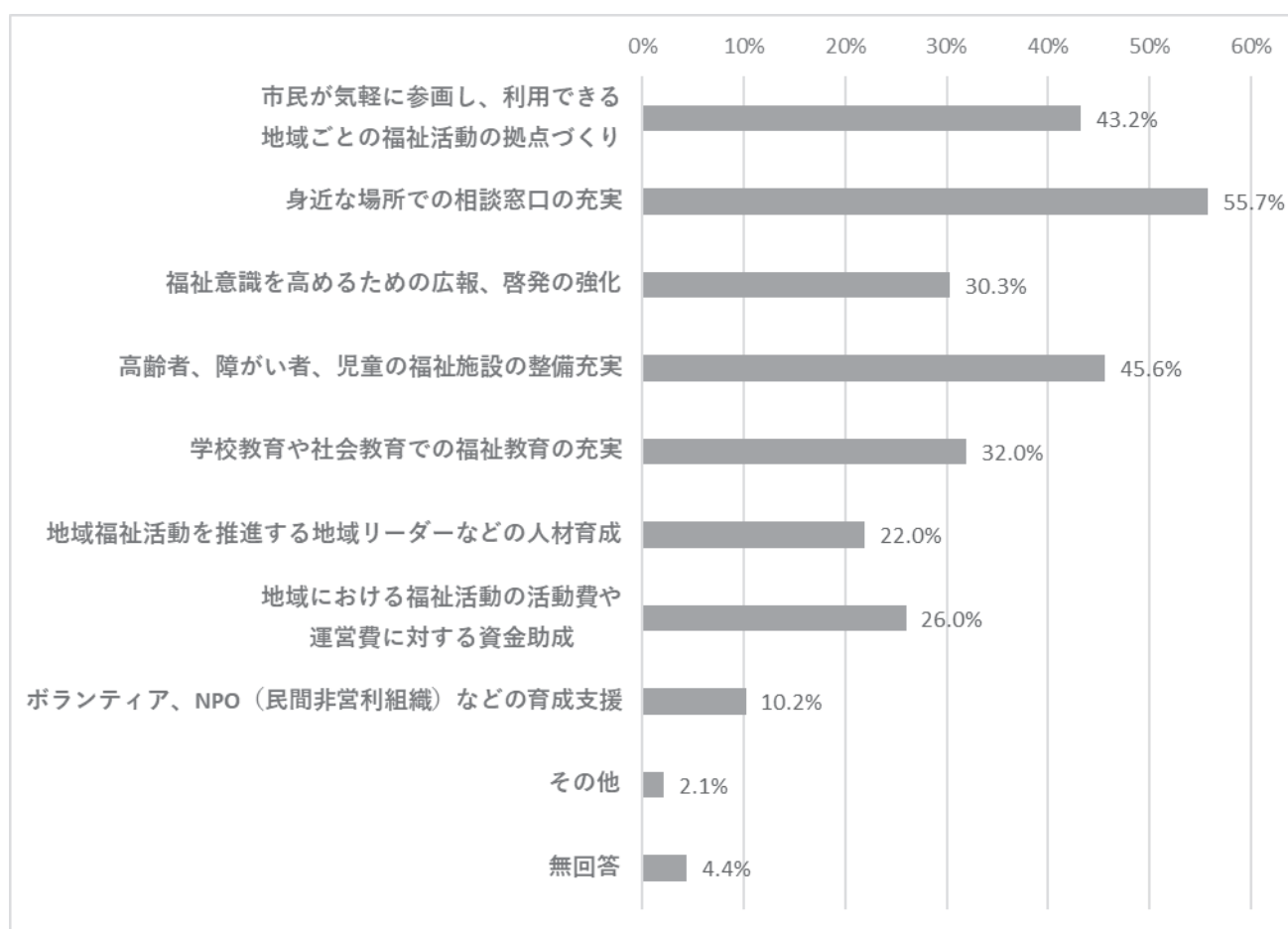


その他：「交通インフラの整備」など

30 地域福祉の推進のための行政と住民の関わり方

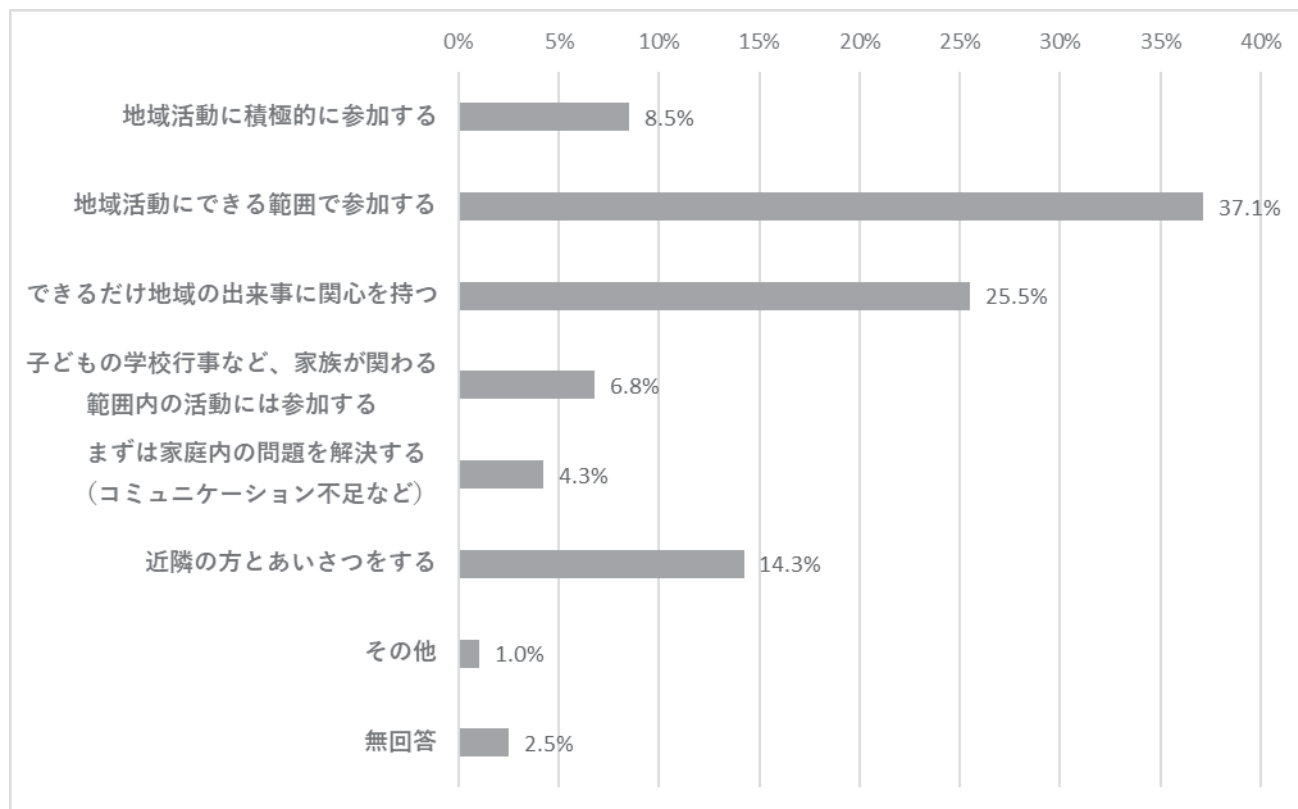


31 地域福祉の推進のために必要な事(複数回答)



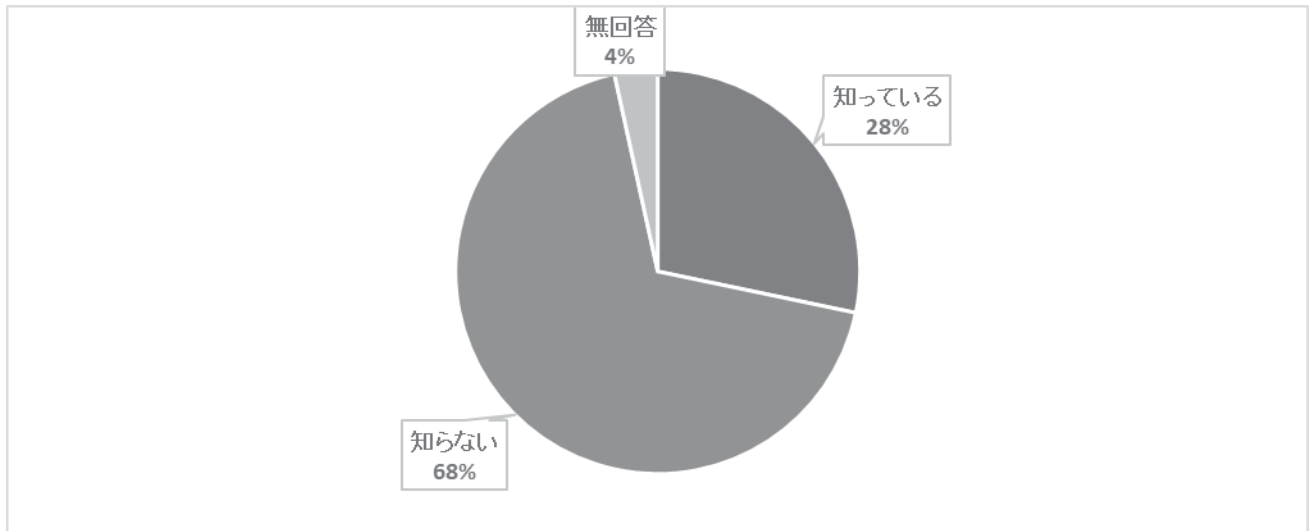
その他：「わからない」など

32 住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、住民としてできること

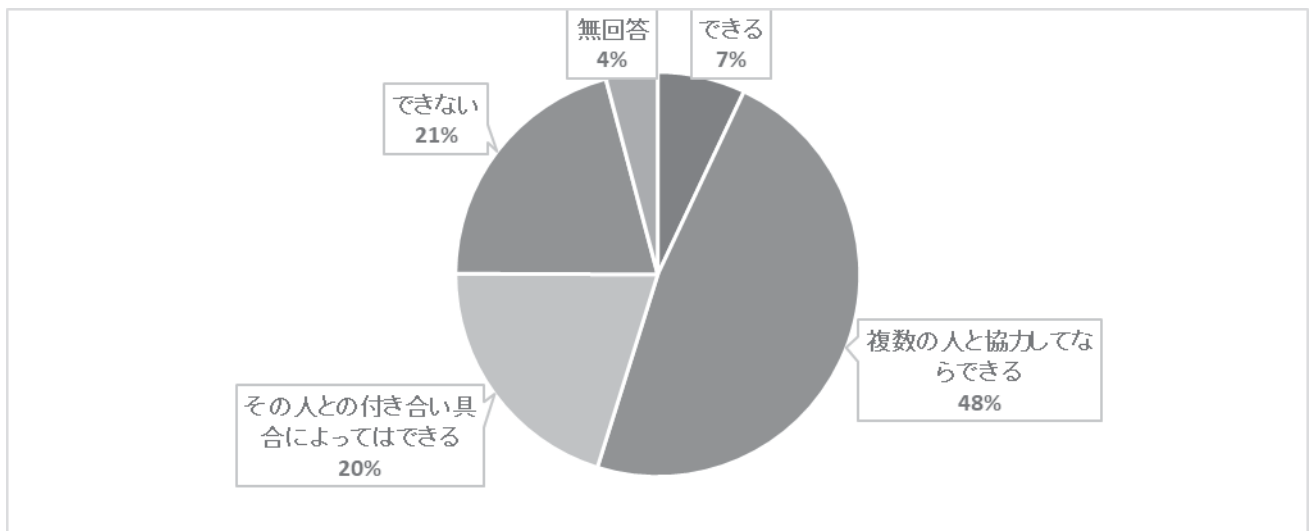


避難行動要支援者支援制度及び災害時の避難について

33 制度の認知度

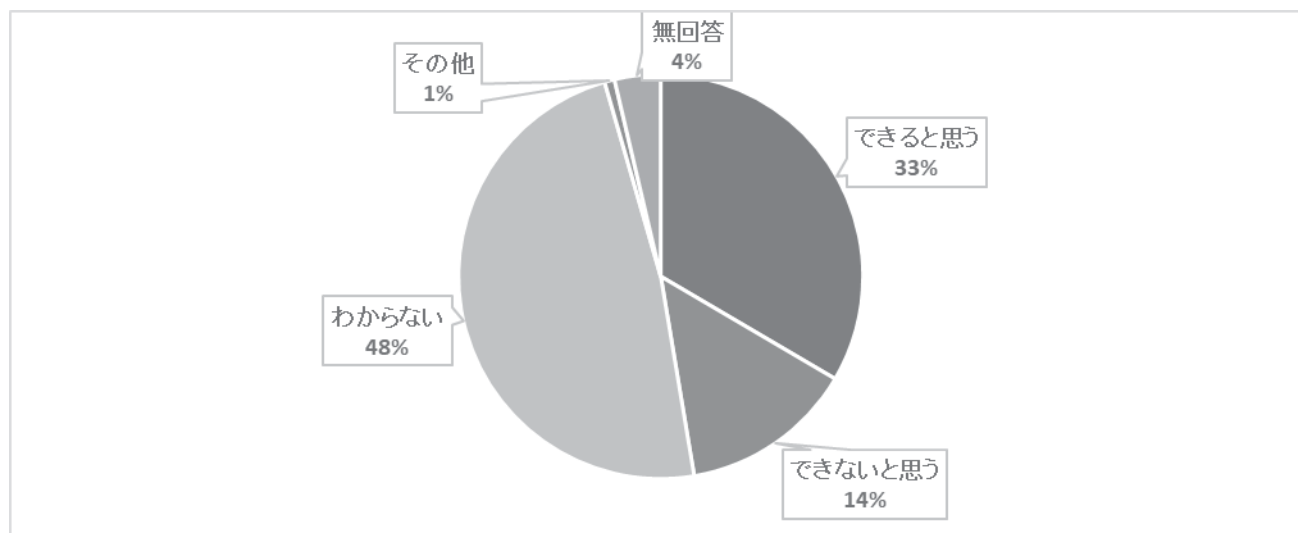


34 避難行動要支援者の避難支援員になることができるか

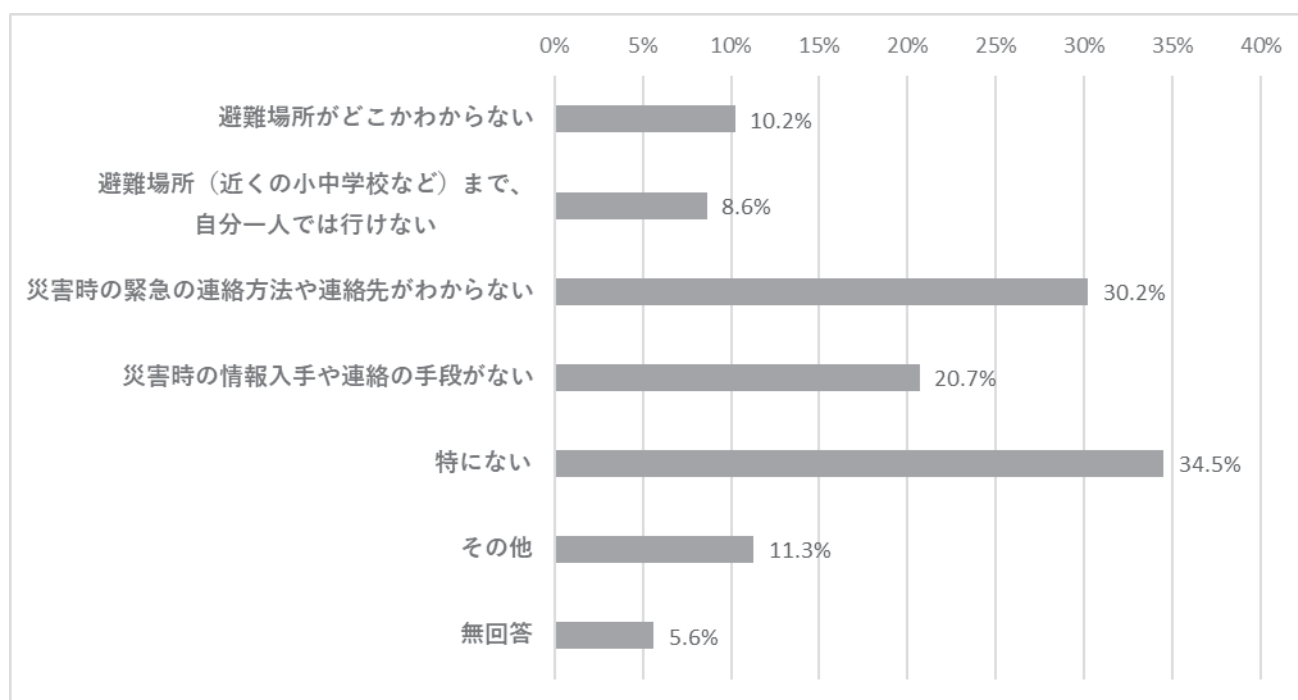


できない理由：「病気・障がい・体力がないため」「家族の支援のため」「仕事の都合」など

35 災害などの緊急事態が発生した場合、適切に避難できるか

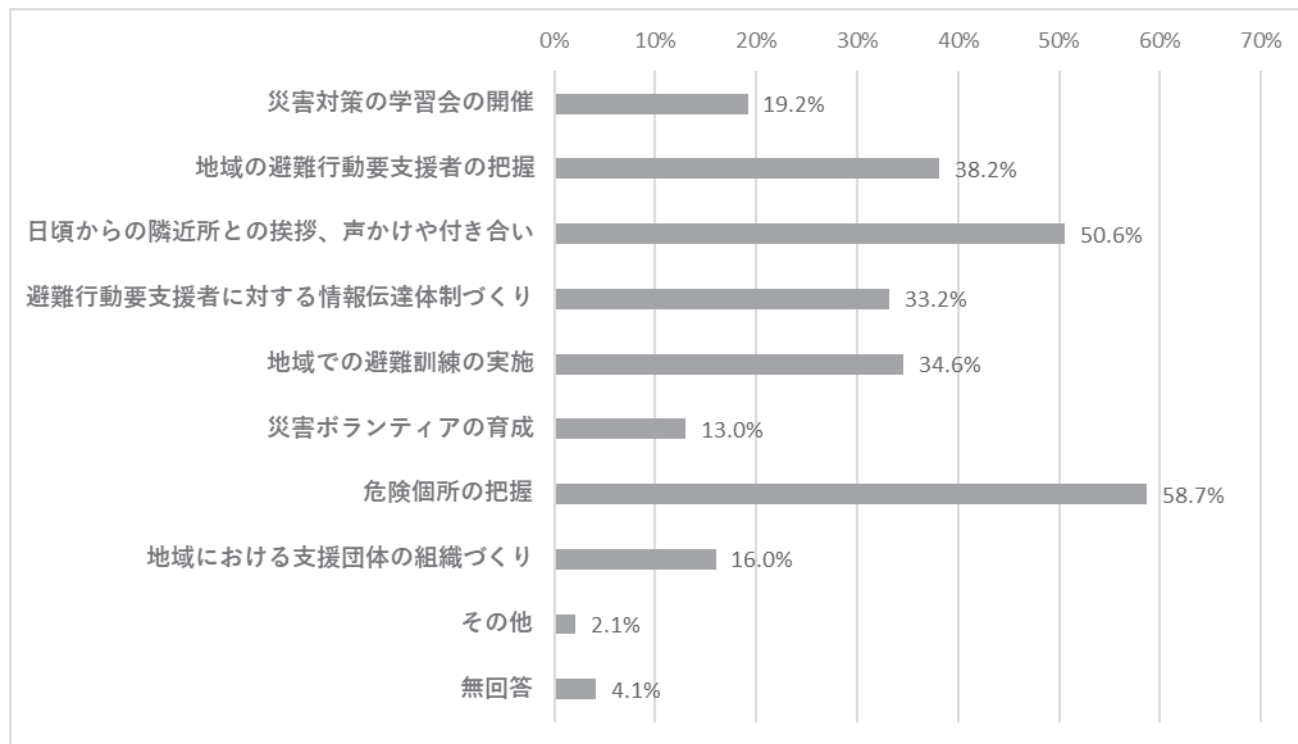


36 災害発生時に不安に思う事(複数回答)



その他：「ペットの避難」「避難場所が遠い」「子どもや高齢者を抱えての避難」「災害後の生活」など

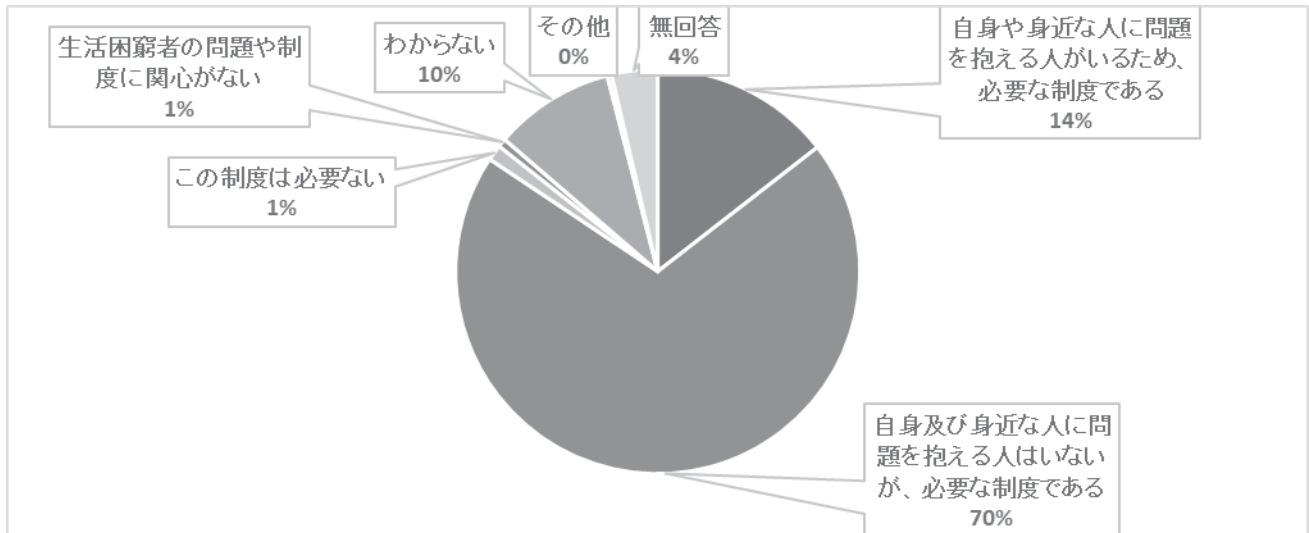
37 災害発生前の備えとして重要だと思う事



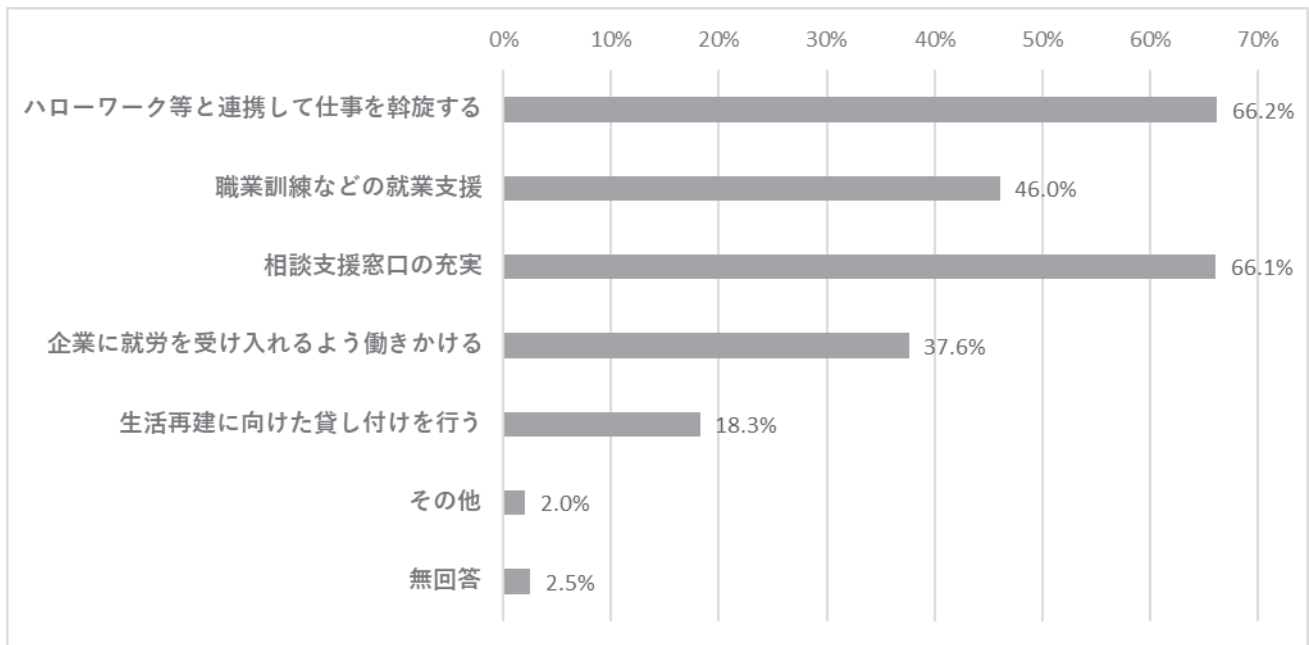
その他：「地域の連携体制づくり」「防災グッズ等の備え」

生活困窮者の自立支援について

38 生活困窮者の問題や支援についての考え

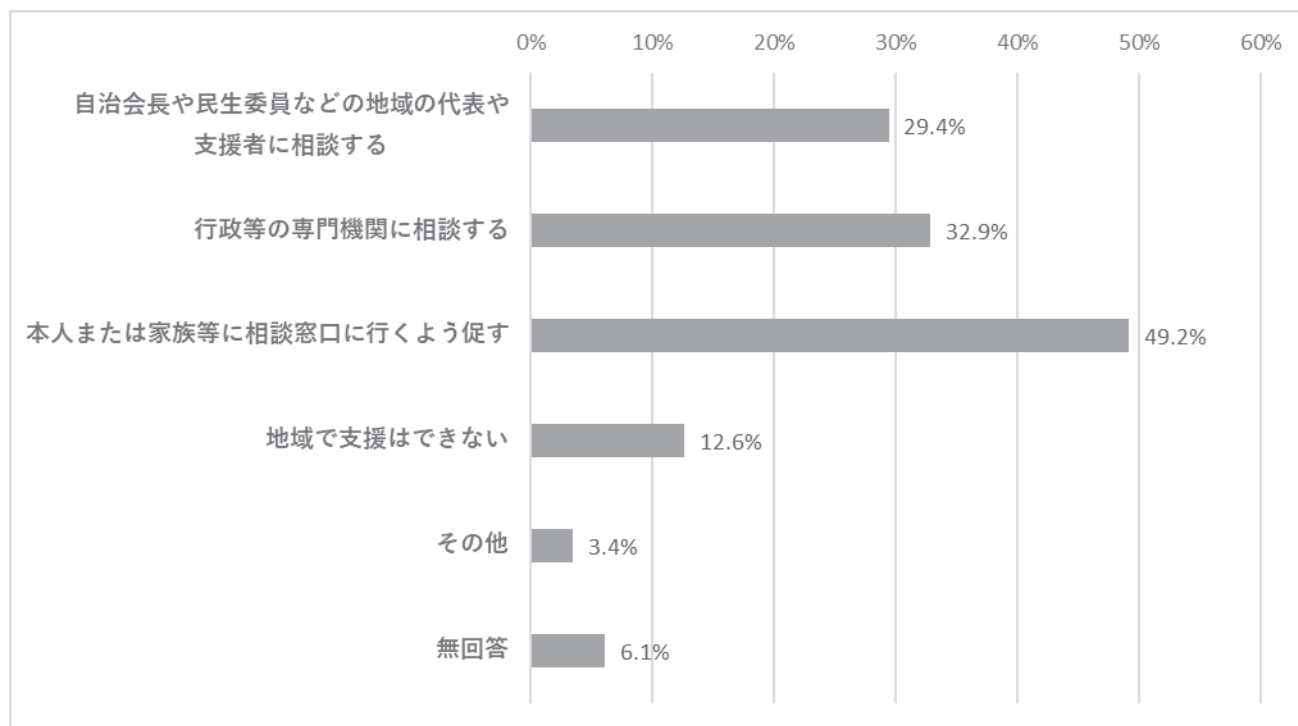


生活困窮者の自立支援に向けて、市が行うべき支援



その他：「個々に応じた対応・支援」など

39 地域で生活困窮者を支援する場合の支援



その他：「何をしたらいいかわからない」など

5. 民生委員・児童委員の実績

(1) 民生委員・児童委員

本市では現在、民生委員・児童委員が 91 名（うち主任児童委員が 11 名）活動しています。相談・支援件数を分野別で見ると、高齢者に関することが多く、令和元年度（新型コロナウイルス感染症の影響により 11 か月分を集計）には 1,434 件となっています。

【民生委員・児童委員、主任児童委員数】

区分	寒河江地区	東部地区	柴橋地区	中部地区	白岩地区	合計
民生委員・児童委員	45 名 (3 名)	14 名 (2 名)	12 名 (2 名)	11 名 (2 名)	9 名 (2 名)	90 名 (11 名)

() は主任児童委員

【民生委員・児童委員の活動状況】

区分			令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
相談・支援件数	内容別	在宅福祉	166	178	166
		介護保険	69	50	87
		健康・保健医療	112	122	120
		子育て・母子保健	53	57	39
		子どもの地域生活	92	128	96
		子どもの教育・学校生活	317	310	212
		生活費	72	84	78
		年金・保険	43	36	24
		仕事	36	60	17
		家族関係	108	105	62
		住居	45	46	53
		生活環境	124	176	199
		日常的な支援	637	686	588
		その他	786	893	849
		計	2,660	2,931	2,590
	分野別	高齢者に関すること	1,434	1,616	1,482
		障がい者に関すること	136	160	143
		子どもに関すること	699	729	544
		その他	391	426	421
		計	2,660	2,931	2,590
その他の活動	調査・実態把握	1,248	1,282	1,106	
	行事・事業・会議への参加協力	2,469	2,735	2,574	
	地域福祉活動・自主活動	3,785	4,242	3,850	
	民児協運営・研修	2,059	2,385	2,196	
	証明事務	185	219	190	
	要保護児童の発見の通告・仲介	3	23	12	
訪問回数	訪問・連絡活動	6,302	7,235	6,711	
	その他	3,157	3,264	3,506	
連絡調整回数	委員相互	2,625	2,748	2,538	
	その他の関係機関	4,287	4,764	4,637	
活動日数			12,086	13,624	13,249

資料:令和 2 年度寒河江市の福祉と健康

6. 高齢者福祉の実績

(1) 敬老会開催負担金

各町会や婦人会等で実施する敬老会に対し、数え年 75 歳以上の方に一人当たり 1,000 円の助成を行っています。令和元年度の対象者は 7,487 人となっています。

【敬老会開催負担金の助成状況】

区分	対象者
令和元年度	7,487 人
平成 30 年度	7,564 人
平成 29 年度	7,493 人

資料：令和 2 年度寒河江市の福祉と健康

(2) 老人クラブ活動

本市には現在、老人クラブが 19 か所あり、老人クラブ数及び会員数は減少傾向にあり、令和元年度の会員数は 1,072 人となっています。

【老人クラブ活動補助の状況】

区分	老人クラブの状況	
	クラブ数	会員数
令和元年度	19	1,072 人
平成 30 年度	24	1,409 人
平成 29 年度	27	1,567 人

資料：令和 2 年度寒河江市の福祉と健康

(3) シルバー人材センター運営補助

(公社) 寒河江市シルバー人材センター会員数はやや増加しており、令和元年度の会員数は 454 人で、補助金は 8,867,000 円となっています。

【シルバー人材センター運営補助の状況】

区分	補助金	会員数	男性	女性
令和元年度	8,867,000 円	454 人	287 人	167 人
平成 30 年度	8,867,000 円	441 人	282 人	159 人
平成 29 年度	8,867,000 円	430 人	287 人	143 人

資料：令和 2 年度寒河江市の福祉と健康

7. 障がい者福祉の実績

(1) 障害福祉サービス事業

障害者自立支援法に代わり障害者総合支援法に基づくサービスの提供になります。

(資料：令和2年度寒河江市の健康と福祉)

1：居宅介護

自宅で入浴、排泄、食事等の介護、及び調理、洗濯、掃除等の家事援助を行う。

区 分	利用人員	利用延時間数
令和元年度	43 人	7,069 時間
平成 30 年度	44 人	7,537 時間
平成 29 年度	41 人	7,582 時間

2：行動援護

自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

区 分	利用人員	利用延時間数
令和元年度	2 人	168 時間
平成 30 年度	2 人	149 時間
平成 29 年度	2 人	109 時間

3：同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方が行動するときに、視覚情報の支援、移動の援護、排泄、食事の介護等を行う。

区 分	利用人員	利用延回数
令和元年度	8 人	781 時間
平成 30 年度	11 人	658 時間
平成 29 年度	11 人	1,028 時間

4：療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。

区 分	利用人員
令和元年度	5 人
平成 30 年度	5 人
平成 29 年度	6 人

5：生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに創作活動又は生産活動の機会を提供する。

区 分	利用人員	利用延回数
令和元年度	76 人	16,561 回
平成 30 年度	74 人	16,086 回
平成 29 年度	74 人	16,642 回

6：短期入所

自宅で介護する人が病気の場合など一時的に介護できなくなったときに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行う。

区 分	利用人員	利用延日数
令和元年度	36 人	697 日
平成 30 年度	22 人	407 日
平成 29 年度	20 人	559 日

7：施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行う。

障がい者施設の利用状況

(令和元年度末現在)

施設名	所在地	入所者
愛光園	鶴岡市藤沢字軽井沢 68	1 人
光生園	舟形町舟形 2387-1	2 人
すげさわの丘	山形市すげさわの丘 727-47	3 人
いきいきの郷	山形市大字成安 425-2	2 人
山形県リハビリセンター	山形市大字大森 385	2 人
山形県立梓園	米沢市大字三沢 26100-4	1 人
希望が丘しらさぎ寮	川西町大字下小松 2045-20	3 人
希望が丘ひめゆり寮	川西町大字下小松 2045-20	6 人
希望が丘まつのみ寮	川西町大字下小松 2045-20	4 人
希望が丘あさひ寮	川西町大字下小松 2045-20	2 人
希望が丘こだま寮	川西町大字下小松 2045-20	3 人
新生園	尾花沢市大字荻袋 911-1	1 人
松風園	米沢市万世町梓山 5494-1	4 人
清流園	戸沢村大字蔵岡 3718	2 人
山形育成園	上山市大字金谷字金ヶ瀬 1111	2 人
らふらんす大江	大江町大字左沢 1277	10 人
栄光園	米沢市万世町梓山 5493-1	2 人

8：共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

区 分	利用人員
令和元年度	31 人
平成 30 年度	32 人
平成 29 年度	31 人

9：自立訓練(機能訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のための理学療法、作業療法等のリハビリテーション等を行う。

区 分	利用人員
令和元年度	2 人
平成 30 年度	1 人
平成 29 年度	—

10：自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排泄、食事等の生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

区 分	利用人員
令和元年度	1 人
平成 30 年度	—
平成 29 年度	—

11：就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

区 分	利用人員
令和元年度	14 人
平成 30 年度	15 人
平成 29 年度	13 人

1 2：就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な方のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

1 3：就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

区 分	利用人員
令和元年度	85 人
平成 30 年度	82 人
平成 29 年度	73 人

1 4：地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている精神障がい者等について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行う。

区 分	利用人員
令和元年度	—
平成 30 年度	2 人
平成 29 年度	2 人

1 5：就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業等との連絡調整や指導及び助言等の必要な支援を行う。

区 分	利用人員
令和元年度	1 人
平成 30 年度	1 人
平成 29 年度	—

1 6：計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する際の相談、支援を行い、サービス等利用計画を作成する。

区 分	利用人員
令和元年度	268 人
平成 30 年度	245 人
平成 29 年度	250 人

(2) 自立支援医療給付事業

自立支援医療(更生医療)の給付

身体障がい者の障がいの程度を軽くしたり、取り除いたり、あるいは障がいの進行を防ぐために、必要な医療の給付を行います。

(資料：令和2年度寒河江市の健康と福祉)

更生医療の給付状況

(単位：実人員)

年度 \ 区分		視覚	聴覚 平衡	音声 言語	肢体	内部			計
						心臓	腎臓	その他	
令和元年度	入院	—	—	—	31	32	9	—	72
	外来	—	—	—	—	—	37	1	38
平成30年度	入院	—	—	—	38	28	11	—	77
	外来	—	—	—	—	—	42	1	43
平成29年度	入院	—	—	—	24	36	19	—	79
	外来	—	—	—	—	—	46	2	48

自立支援医療(育成医療)の給付

障がい児の障がいの程度を軽くしたり、取り除いたり、あるいは障がいの進行を防ぐために、必要な医療の給付を行います。

育成医療の給付状況

(単位：実人員)

年度 \ 区分		視覚	聴覚 平衡	音声 言語	肢体	内部			計
						心臓	腎臓	その他	
令和元年度	入院	3	1	1	1	1	—	1	8
	外来	3	—	1	2	1	—	1	9
平成30年度	入院	1	—	1	1	—	—	1	4
	外来	1	—	3	2	—	—	1	7
平成29年度	入院	1	—	1	—	—	1	1	4
	外来	1	—	3	—	—	1	1	6

自立支援医療(精神通院医療)の給付

精神障がい者が医療機関等に通院して精神障がいの医療を受ける場合、公費負担の医療給付を行います。

(年度末現在)

区 分	公費負担受給者数
令和元年度	366 人
平成30年度	351 人
平成29年度	332 人

(3) 補装具給付事業

補装具費(購入・修理)の支給

身体障がい(児)者に対して、体の失われた部分や機能を補い、職業その他日常生活の能率向上を図るため、それぞれの障がいに応じた補装具費(購入・修理)の支給を行います。

補装具の購入と修理の状況

(単位：件)

区分 年度			義肢	装具	持座位 装置保	眼鏡	補聴器	車椅子	電動車椅子	その他	計
令和元年度	者	交付	3	5	—	5	20	5	—	3	41
		修理	5	4	5	—	2	4	—	1	21
	児	交付	—	6	2	—	2	5	—	—	15
		修理	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成30年度	者	交付	2	4	1	1	17	1	—	—	26
		修理	4	1	2	—	3	2	—	—	12
	児	交付	—	3	2	—	—	1	—	1	7
		修理	—	—	3	—	—	—	—	—	3
平成29年度	者	交付	3	8	1	2	18	2	—	2	36
		修理	5	4	4	—	2	9	—	—	24
	児	交付	—	1	3	—	—	1	—	—	5
		修理	—	—	—	—	—	—	—	—	1

(4) 地域生活支援事業

1：基幹相談支援センター

障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、相談者に必要な情報提供、助言及び適切な支援を行うとともに、地域における関係機関と連携し相談支援の中核的な役割を担います。

施設名	経営主体	住所
基幹相談支援センター かぼちゃ	さくらんぼ共生会	寒河江市大字寒河江字内の袋 55-7

2：障がい者相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、情報の提供及び助言、障がい福祉サービス等の利用支援、その他必要な支援を行うとともに、障がい者等の権利擁護のため援助を行います。

施設名	経営主体	住所
ういんず	県社会福祉事業団	河北町谷地己 8-6
サポートハウスかぼちゃ	さくらんぼ共生会	寒河江市大字寒河江字内の袋 55-7
山形県西村山地域相談 センターさがえ	牧人会	寒河江市大字柴橋字平野 2950-158
らっふる	らっふる	寒河江市内ノ袋 1-6-4

3：地域活動支援センター

雇用されることが困難な在宅心身障がい者の自立、社会参加を促進するため、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流等を行います。

施設名	経営主体	住所
地域活動支援センター ういんず	山形県社会福祉事業団	西村山郡河北町谷地己 8-6

4：日中一時支援事業

障がい(児)者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、障がい者等の日中における活動の場を提供し、必要なサービスを行います。

区 分	利用人員	利用延回数
令和元年度	14 人	287 回
平成 30 年度	14 人	355 回
平成 29 年度	12 人	414 回

5：手話通訳者の設置

手話通訳者を窓口に配置し、市役所等を訪れる聴覚障がい者等の手話通訳のほか、各種会議等の手話通訳を実施しています。

6：意思疎通支援者の派遣

聴覚障がい者等の意思伝達の手段を確保するために、登録している手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

*対象者 聴覚障がい者、音声又は言語機能障がい者

区 分	手話派遣回数	要約派遣回数
令和元年度	40 回	16 回
平成 30 年度	47 回	29 回
平成 29 年度	40 回	26 回

7：訪問入浴サービス

自宅での入浴が困難な重度身体障がい者に対して、訪問入浴車により入浴サービスを行います。

区 分	利用人員	利用延回数
令和元年度	3 人	79 回
平成 30 年度	2 人	51 回
平成 29 年度	1 人	40 回

8：日常生活用具の給付

在宅の障がい(児)者に対して、日常生活を容易なものとするために、日常生活用具の給付等を行います。

日常生活用具の給付状況(単位：件)

区分 年度	特殊寝台・特殊マット	移動用リフト	入浴補助用具	頭部保護帽	火災警報器・自動消火器	ネブライザー	電気式たん吸引器	盲人用体温計・体重計・血圧計・時計	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい者用活字文書読上装置	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者用物品識別装置	聴覚障がい者屋内信号装置	聴覚障がい者用通信装置	携帯用会話補助装置	居宅生活動作補助用具(住宅改修)	人工鼻	ストマ用装具・紙おむつ	その他	合計
元	3	—	1	1	—	1	3	1	4	—	2	—	1	1	1	1	12	897	7	936
30	2	—	2	2	—	—	3	1	—	—	—	—	1	1	—	1	17	824	7	861
29	6	1	1	1		1	4	1	1	—	3	—	—	1	1	2	—	697	2	722

9：移動支援事業(移送サービス)

在宅の重度身体障がい者(下肢・体幹障がい等)の通院や社会参加を支援するため、特殊車輛による移送サービス利用に対し、利用券により基本料金の5割相当額の助成を行います。

- *交付枚数 年間最高12枚まで：利用券は片道2枚まで使用可
- *対象者 重度身体障がい者(下肢・体幹障がい等)

区分	利用人員	利用延件数
令和元年度	—	—
平成30年度	—	—
平成29年度	1	1

10：移動支援事業(個別支援型)

地域における自立生活及び社会参加の促進を図るため、屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出における個別の移動支援サービスを行います。

(利用者負担・1割)

- *対象者 重度の身体障がい者等

区分	利用人員	利用延時間数
令和元年度	7人	211時間
平成30年度	7人	151時間
平成29年度	5人	177時間

11：点字広報・声の広報

視覚障がい者に対し、点字による広報誌や広報誌の内容を録音したカセットテープの配布を行います。

12：ろうあ者向けの広報

ろうあ者に対し、抜粋要約した広報誌(ふりがな付き)の配布を行います。

1 3：自動車改造費の助成

自動車の走行装置及び駆動装置等の改造に要する経費の一部を助成します。

(所得制限有：限度額 10 万円)

*対 象 者 身体障害者手帳所持者で、上肢、下肢及び体幹機能障がい者自ら所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある方

区 分	支給人員
令和元年度	—
平成 30 年度	1 人
平成 29 年度	2 人

1 4：介護用車両改造費等の助成

自ら運転することのできない身体障がい者の介護を目的とした車両の改造(車椅子使用者に配慮した改造)等に要する経費の一部を助成する。

(所得制限有：限度額 20 万円)

*対 象 者 下肢障がい又は移動機能障がい 1 級・2 級、
体幹障がい 1～3 級
(本人又は生計同一の方が所有していること)

区 分	支給人員
令和元年度	2 人
平成 30 年度	1 人
平成 29 年度	— 人

1 5：特別支援学校通学費助成

特別支援学校への安全な通学を支援するため、山形県立ゆきわり養護学校、山形県立村山特別支援学校、山形県立楯岡特別支援学校、山形県立楯岡特別支援学校大江校、山形大学附属特別支援学校、山形県立山形養護学校に通学する障がい児の保護者の団体に対し、通学時の輸送経費の補助を行います。

(5) 在宅福祉事業

1：福祉タクシー利用助成

心身障がい者の積極的な社会参加と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー利用券 1 枚につき 600 円を助成します。

*交付枚数 年間最高 20 枚まで：要件を満たせば、乗車 1 回につき利用券 2 枚まで使用可

*対 象 者 ①視覚、下肢、体幹障がい及び内部障がいの身障手帳 1～4 級までの方
②聴覚、上肢障がいの身障手帳 1～2 級の方
③療育手帳を所持している方
④精神手帳を所持している方
(ただし、①～④のうち、給油費助成及び移送サービスを受けない方)

利用券交付者の状況

区 分	身 体	知 的	精 神	計
令和元年度	400 人	28 人	76 人	508 人
平成 30 年度	429 人	30 人	72 人	531 人
平成 29 年度	427 人	30 人	79 人	536 人

2：福祉給油費助成

心身障がい者の積極的な社会参加と生活圏の拡大を図るため、ガソリン等の給油1回につき1,000円(福祉給油券1枚)を助成します。

＊交付枚数 年間最高12枚まで

＊対象者 上記の要件と併せ、(軽)自動車税の減免を受けている方であること
(ただし、福祉タクシー利用助成及び移送サービスを受けない方)

利用券交付者の状況

区 分	身 体	知 的	精 神	計
令和元年度	377人	6人	3人	387人
平成30年度	369人	8人	4人	381人
平成29年度	378人	7人	5人	390人

3：訪問理美容サービス

重度の身体障がいのため、理美容所に出向くことができない方に対し、自宅を訪問して理美容サービスを行います。

(1回の訪問料として1,000円の助成。年4回まで実施。

散髪費用は個人負担。)

＊対象者 重度身体障がい者

(薬局での引換券を交付：所得制限有)

区 分	利用人員
令和元年度	—
平成30年度	—
平成29年度	—

4：紙おむつ支給

在宅の重度の心身障がい者で、常時失禁状態にある方の清潔で快適な生活を支援するために、限度額の範囲内で希望するタイプの紙おむつを支給します。

＊支給限度額

世帯全員が市民税所得割非課税

→月額6,000円

世帯全員の市民税所得割合計額16万円未満

→月額3,000円

区 分	支給人員	支給延月数
令和元年度	22人	218月
平成30年度	21人	225月
平成29年度	20人	221月

5：人工透析患者通院交通費助成

腎臓機能障がい者が人工透析を受けるため、医療機関へ通院するのに要した交通費を助成します。(通院距離により支給基準月額あり)

＊対象者 腎臓機能障がいにより身障手帳の交付を受けている方で、交通機関を利用して通院している方(自家用車を含む)

〔所得制限等有〕

・同一世帯の生計中心者の市民税所得割が非課税であること

・生活保護法による医療扶助の移送費その他の通院交通費の支給を受けていないこと

区 分	支給人員	支給延月数
令和元年度	14人	166月
平成30年度	18人	216月
平成29年度	16人	192月

6：在宅酸素療法者電気料助成

呼吸器機能障がいによる身体障害者手帳(1、2級を除く。)を所持し、かつ、現に医師の処方により在宅酸素療法を行なっている方に電気料を助成します。

区 分	利用人員	支給延月数
令和元年度	16 人	168 月
平成 30 年度	13 人	138 月
平成 29 年度	13 人	114 月

(6) 福祉手当の支給

在宅の特別障がい(児)者に対し、著しく重度の障がいによって生じる特別な負担の軽減を図る一助としての手当を支給します。

※受給者数は、年度末現在

区 分	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当(経過的)
令和元年度	37	18	2
平成 30 年度	38	20	2
平成 29 年度	38	19	2

特別障害者手当 月額 27,350 円

日常生活において常時介護を必要とする程度の重度の障がいを持つ20歳以上の在宅の障がい者と認定された者に対する手当です。

障害児福祉手当 月額 14,880 円

日常生活において常時介護を必要とする程度の重度の障がいを持つ20歳未満の在宅の障がい児と認定された者に対する手当です。

経過的福祉手当 月額 14,880 円

従来の福祉手当の受給資格者のうち特別障害者手当、障害基礎年金が支給されない者に対する経過措置の手当です。

(7) その他の事業

・心身障害者扶養共済制度

心身障がい者を扶養している方を加入者とし、加入者が死亡もしくは重度障がい者になった場合、障がい者に対し終身年金(1口につき月額2万円)を支給します。

*対 象 者 知的障がい者及び身体障がい者(年度末現在)
(1～3級)を扶養している方
同上程度の精神障がい者等
を扶養している方

加入者数	年金受給者数
6 人	12 人

8. 生活困窮者福祉の実績

(1) 生活保護の動向

本市の生活保護の状況を見ると、令和元年度末現在では80世帯が生活保護を受けており、そのうち高齢者世帯が48世帯、障がい者のいる世帯が13世帯となっています。

救護施設の入所状況を見ると、令和元年度末現在では「みやま荘（河北町）」に3人、「紅花ホーム（天童市）」に6人、「泉荘（長井市）」に2人の合計11人が入所しています。

生活保護の状況

(年度末現在)

年度 \ 区分	被保護世帯数	被保護人数	保護率(%) 単位‰: パーミル=千分の1
令和元年度	80	96	2.34
平成30年度	81	96	2.34
平成29年度	79	94	2.27

生活保護世帯の分類

(年度末現在)

区 分	総 数	高齢者	母 子	障がい者	傷病者	その他
令和元年度	80	48	3	13	6	10
平成30年度	81	44	2	15	8	12
平成29年度	79	45	2	10	2	20

救護施設の入所状況

(年度末現在)

年度 \ 区分	みやま荘 (河北町)	紅花ホーム (天童市)	泉 荘 (長井市)	合 計
令和元年度	3人	6人	2人	11人
平成30年度	6人	6人	1人	13人
平成29年度	5人	5人	2人	12人

(2) 生活困窮者自立支援制度

この制度は、「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まいなどさまざまな面で支援するもので、生活保護から脱却した人でも、再び最低限の生活を維持できなくなることがないように、支援の対象としている。

令和元年度自立相談支援事業(月別相談件数)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2	3	3	3	2	0	4	2	4	2	4	6	35

9. 児童福祉の実績

(1) ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターの会員数は年々増えていますが、利用件数は若干減少しています。令和元年度では会員数が952人、利用件数が627件となっています。

【ファミリーサポートセンターの利用状況】

区分	利用件数	会員数
令和元年度	627 件	952 人
平成 30 年度	634 件	902 人
平成 29 年度	762 件	848 人

資料：令和2年度寒河江市の福祉と健康

(2) 放課後児童対策事業

令和2年4月1日現在の放課後児童クラブ数は15か所となっています。登録児童が多いクラブは、やまびこクラブ(64人)、きらきらクラブ(63人)、第二わんぱくクラブ(56人)などとなっています。

【放課後児童クラブの状況】

施設名	所在地	指導員 (非常勤含)	登録 児童	開設 年月日	開設施設
きらきらクラブ	寒河江市本町 2-8-3 (フローラ・SAGAE4階)	8 人	63 人	H10.4.1	市施設
第一わんぱくクラブ	寒河江市六供町 1-2-46	5 人	51 人	H 4.4.1	市施設
第二わんぱくクラブ	寒河江市六供町 1-2-46	4 人	56 人	H19.4.1	市施設
第三わんぱくクラブ	寒河江市六供町 1-2-46	4 人	52 人	H23.4.1	市施設
第四わんぱくクラブ	寒河江市八幡町 7-26	4 人	39 人	H30.4.1	民間施設
なかよしクラブ	寒河江市大字島 225	6 人	32 人	S63.4.1	地区公民館内
第二なかよしクラブ	寒河江市大字高屋 6-8	4 人	26 人	H29.10.1	民間施設
ねっこクラブ	寒河江市大字西根 170	3 人	40 人	H14.4.1	小学校内
ねっこクラブ第二	寒河江市大字西根字高畑 52-2	2 人	24 人	H22.6.1	民間施設
ねっこクラブ第三	寒河江市大字西根字高畑 1780	2 人	35 人	H29.4.1	民間施設
やまびこクラブ	寒河江市大字柴橋 1988-6	6 人	64 人	H15.4.1	地区公民館内
せせらぎクラブ	寒河江市大字米沢 643-2	6 人	36 人	H25.4.1	小学校内
さくらっこクラブ	寒河江市大字白岩 1848	4 人	25 人	H19.4.1	小学校内
泉っこクラブ	寒河江市字中河原 191-1	4 人	24 人	H28.4.1	小学校内
だいごっ子クラブ	寒河江市大字日和田 6-1	6 人	20 人	H28.4.1	小学校内

資料：令和2年度寒河江市の福祉と健康

10. 母子・寡婦福祉の実績

(1) 児童扶養手当

令和元年度の児童扶養手当の受給権者数は313人と、年々やや減少しています。

【児童扶養手当の受給状況】

区分	受給権者数
令和元年度	313 人
平成 30 年度	323 人
平成 29 年度	333 人

資料：令和2年度寒河江市の福祉と健康

(2) 母子・寡婦福祉基金

令和元年度の母子・寡婦福祉基金の利用件数はありませんでした。

【母子・寡婦福祉基金貸付状況】

区分	利用件数
令和元年度	0 件
平成 30 年度	0 件
平成 29 年度	2 件

資料：令和2年度寒河江市の福祉と健康

第3次寒河江市地域福祉計画

令和3年3月

編集・発行／寒河江市健康福祉課

〒991-0021

山形県寒河江市中央2丁目2番1号（ハートフルセンター）

電 話 0237-85-0242 F A X 0237-83-3201

